

令を受けるなりという手続が必要であるように思われます。したがって、そうした話し合いは現在も続いて行われておりますので、やがてまとまることを私どもも期待しておりますが、現段階ではまだ確定的な、いわば引き渡しのシナリオと申しますが、そういうものが細目まで詰まつておらないう段階でございます。したがいまして、いつといふ時期は、そうしたシナリオが確定次第向こうとしても決まつてくることと思いますが、ただいま細目の内容についての御説明は差し控えさせていただきたいと思いますが、その点御了承お願ひいたします。

○衆議院議長 橋局長、確かに所管の範囲が外交ですし、デリケートですし、プレジネフ演説もありましたし、いろいろ気を使われることは当然だと思は、たとえば十月三十一日は日曜日です。日曜日には日立港に入つてくるソ連船があり得るわけですね。ところが、十一月の四日を過ぎると日立港はあのあたりのベースの状態を含めてラッシュになる、大変込むわけですよ。ならば常識的に、防衛庁がかねがね言つているように、まあ七十二時間ぐらゐあれば引き渡しがすべて終わるんじやないかと、百里を出発点にして。ならば、十月三十一日から十一月四日ぐらい、まあその前にもちゃんと合意して、橋さんの言葉をおかりすればシナリオが確定して、そうして十月三十一日から十一月四日の間に日立港から引き渡しといふあたりが常識的な線じやありませんか。そういうことを仮にあなたがこの委員会でお述べになつたとしても、何も私はモスクワを刺激するとはとても思えませんがどうなんでしょう。

○政府委員(橋正忠君) 先生御存じのとおり、わ

が方としては十月十五日以降いつでも用意の整い次第日立港で引き渡す用意があると先方に申しておつたわけござります。その後、先ほど申し上げましたような具体的な細目についての話し合い

が進行中でございます。したがいまして、いまの段階では私ども両方のシナリオが決まり次第早く向こうに引き渡すことが適当であろうと思つて取りを予断するといいますか、そういうことは差し控えさせていただきたいと思つております。なお先方に対しては、御指摘のとおり三日ぐらい前には予告をしてほしいんだということを申しております。予告というのは、日立港に向こうから配船すべき貨物船といいますか、引き取りの船、そういうものの入港の日取りといったものを含めて三日ぐらい前には予告してくれということを申してございます。

○衆議院議長 こうでしよう、橋局長。いまは百里の基地にソ連の技術団やいろいろ来て梱包をあけ

て、特にコックピットなんか、それで点検してハ

ラショードと言つて引き受けるわけじゃなくて、やつぱり日立港なら日立港の特定の空間に場所をつくつてできれば点検をしてもらいたい、あとはお引き取りを願いたいというのが日本側の常識で

しょう。ソ連側は一時百里基地で点検させろといふ要求をした形跡もあるようだが、具体的にはもうあれじゃないですか、機体の点検作業をどこでどうやるかがポイントでしよう。それがまとまればもうすつといくんじやないです、どうでしょ

うか。

○政府委員(橋正忠君) ただいま先生がおっしゃいました点などを含めてのいま話し合いを詰めておる段階でございます。

○衆議院議長 含めてつたつてそれしかないでしょ

う、焦点は、焦点が幾つもありやしない、一つ、これでしょ。それで、十月三十一日から十一月の第一週ぐらいまでに日立港からということはあり得べきケースとしてはどうなんですか。

○政府委員(橋正忠君) 細目についての話し合い

がまとまり次第先方も配船等手配をすると考えますので、いつその細目がまとまるかということにかかるでござります。そこまでは、まだ伺つていませんか

は、まことに繰り返しなつて恐縮でございます

けれども、予断は差し控えさせていただきたいと思ひます。

あって、この程度のことがなぜ、あなた方の好き

者であつて、恐らく長官と伊藤防衛局長と官房長

と装備局長の江口さんと、幕僚長あたりも御出席

になつて、経緯を簡単にさつと聞いたにしては一

時間も時間がかかっているし、やっぱりかなりう

がつたというか、詳しい報告があつたんでしょ

う。長官が言われたようにさつとしたようなもの

じやなくて、まあほくに求められて中間報告しな

きやならぬとなつてもすぐそれが下敷きになるよ

うな、かなりデテールにわたつたものではなかつ

たんですか、どうでしょ。

そこで、防衛庁側に伺いたいんですけども、

多分今週早々ではないかと思いますが、十月二十

五日ぐらいに空幕の松井保夫技術部長から、何か

の報告を坂田長官ほか最高幹部の皆さんミグ25

についてお聞き取りになりましたか。

○國務大臣(坂田道太君) 先般、松井技術部長か

ら経緯につきまして簡単な報告がございました。

しかし、内容等についてはいずれ上申をいたしま

すということございました。

○衆議院議長 私は、去る十四日の当委員会において坂田長官との質疑応答の中で、幸いにして坂田長官がまことに妥当な前向きの姿勢をおとりになつて、ただし、国益を害しない限り、ミグ25につい

ての国民的関心にこたえるために当委員会に中間

報告をいたしますという答弁をされ、まことに私は適切であったと思ひますけれども、そうする

と松井技術部長からお聞きになつた報告というの

は、その準備の一つになるわけですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございま

す。

で、ミグの返還につきましては、防衛庁といた

しましては、現在航空自衛隊百里基地におきまし

てすべての梱包を終わり、外交レベルにおける返

還交渉が固まり次第にいつでも輸送できる態勢に

ござります。

それから、ミグ25型機の機体調査の結果につき

ましては、何らかの……

かかるでござります。ただいまその点

までは、しばし待たれよというあたりですが、長

官、この松井さんというの、技術のこれは責任

者であつて、恐らく長官と伊藤防衛局長と官房長

と装備局長の江口さんと、幕僚長あたりも御出席

になつて、経緯を簡単にさつと聞いたにしては一

時間も時間がかかっているし、やっぱりかなりう

がつたというか、詳しい報告があつたんでしょ

う。長官が言われたようにさつとしたようなもの

じやなくて、まあほくに求められて中間報告しな

きやならぬとなつてもすぐそれが下敷きになるよ

うな、かなりデテールにわたつたものではなかつ

たんですか、どうでしょ。

そこで、防衛庁側に伺いたいんですけども、

多分今週早々ではないかと思いますが、十月二十

五日ぐらいに空幕の松井保夫技術部長から、何か

の報告を坂田長官ほか最高幹部の皆さんミグ25

についてお聞き取りになりましたか。

○國務大臣(坂田道太君) 先般、松井技術部長か

ら経緯につきまして簡単な報告がございました。

しかし、内容等についてはいずれ上申をいたしま

すということございました。

○衆議院議長 私は、去る十四日の当委員会において坂田長官との質疑応答の中で、幸いにして坂田長官がまことに妥当な前向きの姿勢をおとりになつて、ただし、国益を害しない限り、ミグ25につい

ての国民的関心にこたえるために当委員会に中間

報告をいたしますという答弁をされ、まことに私は適切であったと思ひますけれども、そうする

と松井技術部長からお聞きになつた報告というの

は、その準備の一つになるわけですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございま

す。

で、ミグの返還につきましては、防衛庁といた

しましては、現在航空自衛隊百里基地におきまし

てすべての梱包を終わり、外交レベルにおける返

還交渉が固まり次第にいつでも輸送できる態勢に

ござります。

それから、ミグ25型機の機体調査の結果につき

ましては、何らかの……

かかるでござります。ただいまその点

までは、しばし待たれよというあたりですが、長

官、この松井さんというの、技術のこれは責任

者であつて、恐らく長官と伊藤防衛局長と官房長

と装備局長の江口さんと、幕僚長あたりも御出席

になつて、経緯を簡単にさつと聞いたにしては一

時間も時間がかかっているし、やっぱりかなりう

がつたというか、詳しい報告があつたんでしょ

う。長官が言われたようにさつとしたようなもの

じやなくて、まあほくに求められて中間報告しな

きやならぬとなつてもすぐそれが下敷きになるよ

うな、かなりデテールにわたつたものではなかつ

たんですか、どうでしょ。

そこで、防衛庁側に伺いたいんですけども、

多分今週早々ではないかと思いますが、十月二十

五日ぐらいに空幕の松井保夫技術部長から、何か

の報告を坂田長官ほか最高幹部の皆さんミグ25

についてお聞き取りになりましたか。

○國務大臣(坂田道太君) 先般、松井技術部長か

ら経緯につきまして簡単な報告がございました。

しかし、内容等についてはいずれ上申をいたしま

すということございました。

○衆議院議長 私は、去る十四日の当委員会において坂田長官との質疑応答の中で、幸いにして坂田長官がまことに妥当な前向きの姿勢をおとりになつて、ただし、国益を害しない限り、ミグ25につい

ての国民的関心にこたえるために当委員会に中間

報告をいたしましたという答弁をされ、まことに私は適切であったと思ひますけれども、そうする

と松井技術部長からお聞きになつた報告というの

は、その準備の一つになるわけですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございま

す。

で、ミグの返還につきましては、防衛庁といた

しましては、現在航空自衛隊百里基地におきまし

てすべての梱包を終わり、外交レベルにおける返

還交渉が固まり次第にいつでも輸送できる態勢に

ござります。

それから、ミグ25型機の機体調査の結果につき

ましては、何らかの……

かかるでござります。ただいまその点

までは、しばし待たれよというあたりですが、長

官、この松井さんというの、技術のこれは責任

者であつて、恐らく長官と伊藤防衛局長と官房長

と装備局長の江口さんと、幕僚長あたりも御出席

になつて、経緯を簡単にさつと聞いたにしては一

時間も時間がかかっているし、やっぱりかなりう

がつたというか、詳しい報告があつたんでしょ

う。長官が言われたようにさつとしたようなもの

じやなくて、まあほくに求められて中間報告しな

きやならぬとなつてもすぐそれが下敷きになるよ

うな、かなりデテールにわたつたものではなかつ

たんですか、どうでしょ。

そこで、防衛庁側に伺いたいんですけども、

多分今週早々ではないかと思いますが、十月二十

五日ぐらいに空幕の松井保夫技術部長から、何か

の報告を坂田長官ほか最高幹部の皆さんミグ25

についてお聞き取りになりましたか。

○國務大臣(坂田道太君) 先般、松井技術部長か

ら経緯につきまして簡単な報告がございました。

しかし、内容等についてはいずれ上申をいたしま

すということございました。

○衆議院議長 私は、去る十四日の当委員会において坂田長官との質疑応答の中で、幸いにして坂田長官がまことに妥当な前向きの姿勢をおとりになつて、ただし、国益を害しない限り、ミグ25につい

ての国民的関心にこたえるために当委員会に中間

報告をいたしましたという答弁をされ、まことに私は適切であったと思ひますけれども、そうする

と松井技術部長からお聞きになつた報告というの

は、その準備の一つになるわけですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございま

す。

で、ミグの返還につきましては、防衛庁といた

しましては、現在航空自衛隊百里基地におきまし

てすべての梱包を終わり、外交レベルにおける返

還交渉が固まり次第にいつでも輸送できる態勢に

ござります。

それから、ミグ25型機の機体調査の結果につき

ましては、何らかの……

かかるでござります。ただいまその点

までは、しばし待たれよというあたりですが、長

官、この松井さんというの、技術のこれは責任

者であつて、恐らく長官と伊藤防衛局長と官房長

と装備局長の江口さんと、幕僚長あたりも御出席

になつて、経緯を簡単にさつと聞いたにしては一

時間も時間がかかっているし、やっぱりかなりう

がつたというか、詳しい報告があつたんでしょ

う。長官が言われたようにさつとしたようなもの

じやなくて、まあほくに求められて中間報告しな

きやならぬとなつてもすぐそれが下敷きになるよ

うな、かなりデテールにわたつたものではなかつ

たんですか、どうでしょ。

そこで、防衛庁側に伺いたいんですけども、

多分今週早々ではないかと思いますが、十月二十

五日ぐらいに空幕の松井保夫技術部長から、何か

の報告を坂田長官ほか最高幹部の皆さんミグ25

についてお聞き取りになりましたか。

○國務大臣(坂田道太君) 先般、松井技術部長か

ら経緯につきまして簡単な報告がございました。

しかし、内容等についてはいずれ上申をいたしま

すということございました。

○衆議院議長 私は、去る十四日の当委員会において坂田長官との質疑応答の中で、幸いにして坂田長官がまことに妥当な前向きの姿勢をおとりになつて、ただし、国益を害しない限り、ミグ25につい

ての国民的関心にこたえるために当委員会に中間

報告をいたしましたという答弁をされ、まことに私は適切であったと思ひますけれども、そうする

と松井技術部長からお聞きになつた報告というの

は、その準備の一つになるわけですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございま

す。

で、ミグの返還につきましては、防衛庁といた

しましては、現在航空自衛隊百里基地におきまし

てすべての梱包を終わり、外交レベルにおける返

還交渉が固まり次第にいつでも輸送できる態勢に

ござります。

それから、ミグ25型機の機体調査の結果につき

ましては、何らかの……

かかるでござります。ただいまその点

までは、しばし待たれよというあたりですが、長

官、この松井さんというの、技術のこれは責任

者であつて、恐らく長官と伊藤防衛局長と官房長

と装備局長の江口さんと、幕僚長あたりも御出席

になつて、経緯を簡単にさつと聞いたにしては一

は聞かなきやならぬことあるございましょうけれども、しかし、調査の内容はやはり外交上の配慮をございますから、私どもとしてそれを公表するということはできないと思います。しかし、国会で御報告を申し上げまする大体の様子はこれでつかめたと思います。

○秦豊君 それから、肝心なポイントですが、私の要求に対して中間報告はいたしますと、その原則は変わらないと思うが時期の問題がポイントですね、そうなりますと、やっぱりミグの機体が日立港を出るまでは、国会当該委員会に対しての中間報告はできませんか。できないとおつしやるならばその根拠と理由をやはり伺っておかないとだめです。どうなんですか。

○國務大臣(坂田道太君) それはただいま外務当局からお答えになりましたよな基本的な姿勢から考えまして、私どもが先生にお答えできることは、ミグ25型機の機体調査の結果につきましては、何らかの形で適当な時期に国会における報告を行なう必要があろうかと思います。しかしながら、外交上の配慮を含め広くわが国益を考慮して、時期及び内容については慎重に検討の上決定いたしましたといふうに考えております。

○秦豊君 長官ね、注文も込めてお願ひしておきたいんですが、この中間報告がタイプで打つた一枚程度のまあ木で鼻をくくったような内容ではないことをまず期待します。それが一つと、それからジーンの空軍年鑑のを切り取つて張りつけたよな、あるいは調査の結果空軍年鑑の数字が少し訂正されているといふ程度の、まるで航空ファンに与えるリポートのような、雑駁な内容でないことを注文しておきたいし、まあ性能諸元の推測がもし機微にわたり相手を刺激するといふらば、やはり今度のミグ問題以来、いわゆるミグの脅威論といふのは私も人に質問したし、まさざまな観点からの論議がなされた。それを長官は潜在的脅威といふ答弁に逃げ込まれたけれども、なればミグ25と、そのいわゆる脅威論を踏まえて防衛省としてはどういう評価と総括をなすったの

か、こういうポイントはやっぱり国民的関心からして当然踏まえらるべきであると思いますし、それから、これを契機にして日本の防空体制についての攝取すべきものというふうな観点に立つた、日本の今後の防空体制とミグ25というふうな総括も必要でしょし、それからラムズフェルド長官

がかつて述べられたようなミグとはこういう飛行機だといふ、いわば総合的評価の坂田版というふうなものも当然包括されるんでしょし、この程度のことはどうでしょ。

○國務大臣(坂田道太君) 私といたしましては、ただいま申しましたような外交的考慮を踏まえて、御報告を申し上げたいと思いますが、やはり我が国民がこのミグ25に対しましてかなり強い関心を持っておりまますので、その要請にはこたえなければならぬといふうに思はうわけでございます。しかし、一々その性能それ自体を細かく数字をもつて云々ということは、これは差し控えたいと思います。先般もお答えいたしましたとおりでございますが、先生のきょうお述べになりましたような大体の趣旨はかなえられるといふうに思つております。だから、まあ先生は少しふてらんでいらっしゃいますから御満足あるいはいかれない程度になるかと思ひますけれども、一般的の方々にああそかというようなところまでお話ししなければならないんじやないかといふうに思つております。

○秦豊君 その際たとえば今日的尺度でミグ25を評価するんじやなくて——今日的尺度を当てはめれば過小評価になると思う。だけれども、ミグ25の運用といふのは高高度の迎撃機だということになると、やっぱり一九六五年当時初飛行して七年から七一年ころまでに実戦配備を終わった機体だということ、一世代前の機体だということ、それから運用、こういうものを踏まえた中間報告になるんでしょうねどうなんですか。

○國務大臣(坂田道太君) そういう歴史的背景は別といたしまして、現にこのミグ25戦闘機がソ連の基地から飛び立ちまして、わが主権の存在します

國館民間空港に領空侵犯して強行着陸したわけでの辺どうなんですか。

○國務大臣(坂田道太君) 荒唐無稽だとは思つております。しかし、当たらずといえども遠からずとかなんとかいうとまでは申し上げられません。

○秦豊君 あなたの中間報告からはこういう要素は全部割愛されてると思います。しかし、ならばせて、私がいまさつき途中で要望を申し上げたことだけは含まれるそうですからそれは期待したいと思いますが、かなり丹念なりポートをください。それが国民的な関心と疑問にこたえる道だと思います。重ねてお願ひをしておきます。

○國務大臣(坂田道太君) それから、今週のエビエーション・ウイークが、東京でももう配られていると思いますが、エビエーション・ウイークの中にベレンコの証言が載つてるのは御存じでしょうか、防衛局長。

○國務大臣(坂田道太君) その点はひとつこの御報告のときまでに十分先生の御質問の趣旨を踏まえましてお答えを申し上げたいといふうに思います。

○秦豊君 それではこれは聞き流してください。それで、これが荒唐無稽かどうかだけお答えください。

○秦豊君 たとえば今日的尺度でミグ25つまり、全幅は十四メートル、全長が二十二・三メートル、全高は五・六メートル、翼面積五十六平方メートル、自重十五トン四百二十キログラム、総重量が二十六トン六百六十キログラム、燃料のキャパシティー、容量が一万二千八百七十リットル・プラス十一・二五リットル掛ける二ないし四、実用上昇限度二万二千メートル、航続性能一千五百ノーチカルマイル、ただし機内燃料のみ増タンなし、離陸距離一千百メートル、着陸距離九百メートル、武装A A 6、A A M四基といふうな、これはひらめいた私の直感で、別に私百里基地から飛び立ちまして、わが主権の存在します

地へ行つていませんので素人の直感ですけれども遠からずなのか、いわく言ひがたいのか、こ

も、これははなはだしく荒唐無稽で児戯に類するような数字でしょか、それとも当たらずといえども遠からずなのか、いわく言ひがたいのか、こ

は全部割愛されてると思います。しかし、ならばせて、私がいまさつき途中で要望を申し上げたことだけは含まれるそうですからそれは期待したいと思いますが、かなり丹念なりポートをください。それが国民的な関心と疑問にこたえる道だと思います。重ねてお願ひをしておきます。

○秦豊君 それから、今週のエビエーション・ウイークが、東京でももう配られていると思いますが、エビエーション・ウイークの中にベレンコの証言が載つてるのは御存じでしょうか、防衛局長。

○政府委員(伊藤圭一君) 申しわけありませんが、まだ読んでおりません。

○秦豊君 それはぜひお読みください。それを踏まえて質問をしたかったんですけど、その中でベレンコはアメリカの関係当局の追及に対し次のようなことを述べており、それが日米安保と沖縄に絡むから質問をしたいと思いますが、アメリカのある責任者がベレンコに対して、なぜあなたが飛行機がわれわれの予想より早く極東に配備されたのかという設問をしました。そうするとベレンコは非常に興味のある答弁をしています。これは、沖縄に米軍が配備し、日本が嘉手納ベースに駐機を認めている恐らくは三機のSR71超音速戦略偵察機、たまたまこれは有名な会社の製品ですね、ロッキード・エアクラフト、このロッキード社製のSR71の配備に対する対抗策であるというふことをかなり明確な言葉で述べているんです。

○秦豊君 あいまいに漏していません。これが今週のエビエーション・ウイークにちゃんと明記されています。それをぜひ資料としてお読みになつた上で研究をしていただきたいのですが、そうなりますと、これは日米安保の絡みで認められたSR71の駐機配備、このことがソビエト側を刺激した。つまり脅

威というものは絶えずはるかに相対的だと思うんです。日本がこうしたからソビエトはこうする、つまり鏡の面のようなものだと思います。私は、光と陰だと思う。だからこの場合、ミグ25が確かにわれわれの予測より早かったが、これがSR71の配備に対応する一連の施策の一つだということを、それはランクは低いかもしれない、「パイロットにすぎないかもしないが、ペレンコがこれを認めたということは私はやっぱり一つの重要な示唆を投げていると思う。まずこの点について坂長官どうお受け取りになりましたか。

○國務大臣(坂田道太君) この点は一遍現物を入手いたしましてささいに研究いたしてからお答えを申し上げた方がいいと思います。一般的に申しますと、私の言う世界の軍事情勢というのは、やはり潜在的脅威というものがどういうものであるかということを各国が競争をいたしまして把握をし、それに対して意図が加わってそして潜在的な脅威になってきた場合、それに対抗措置を考えるということをいろいろの軍用機等の開発が行われておると思うのでございまして、これはどっちが先でどっちが後というものじやない、相互の関係、それが残念ながら現在世界を占める一つの傾向ではなからうかといふふうに思つております。

○桑野君 ここではこの問題はそろそろ多くは申しませんけれども、少なくともペレンコの証言が物語っていますのは、たとえばわれわれがFXを考える場合でも何でも、あるいは日米安保にあなたの方はのめり込んでいる、われわれは反対しているのだが、やはりこういう非常に敏感な反応が絶えず東正面にあるんだということだけは防衛の最高責任者としてぜひとも厳格に踏まえていただきたい、こう思うわけです。こういう脅威、配備があるから次の対抗策があるというのが絶えず循環していくわけですからね、その点は厳しくひとつ踏まえていただきたいと思います。

FXの話に入る前にはかの細かいことをちょっと伺つておきたいと思うんです、FXは時間がかかりますから。

十月二十九日というと明日ですね、あしたの国際会議があるとしますと、ポスト四次防の例の大綱、これが確定を見ます、恐らく。付表がつきますが、付表にはどんな内容が記載されますか、もうでき上がっているでしょ。

○政府委員(伊藤圭一君) 付表には、現在の兵器体系のもとで、いわゆる欠落のない基盤的防衛力というものはこういう姿のものであろうというような形の付表がつくことになります。

○桑畠君 そんなぼあっとしたものが出るんですか。本文じゃなくて付表というのは非常に細かいものですよ。数字があるんではありませんか、伊藤さん。そんのは答弁じゃありませんよ。付表というのはそのためにつけるのでしょう。本文があバウトだから、せめて付表で補うというのが常識じゃありませんか、それは答弁になつていません。再答弁求めます。

○政府委員(伊藤圭一君) それはいま国防会議で御審議いただいておりまして、あした決定するわけでございますので、あした以降発表されることになっております。いまその付表の数字を申し上げるというわけにはまいらないわけでございます。

○桑畠君 ジャー一つだけ聞きます。その付表の中には早期警戒機AEW、ホークアイE2C、これは一飛行隊、たとえばスリーポイントとすれば——ポイントはわかりませんが恐らくスリーポイント、六ないし十五機の購入を希望するというふうなことぐらいは出てくるんですが、どうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) その具体的な早期警戒機というような形では出ておりません。しかし、前々から私どもが希望しておりますが、低高度に対する機能の部隊として出てまいっております。

○桑畠君 あなた方は、非常にそういう点は、あしたあした、万事あした。けれども、これは質問に対する答弁としては、もうでき上がつて出していくもうそろそろあしたの朝になれば配られただけの資料についてもこのよう答弁を済る。

いまの防空体制に関連があるから聞いているんだが、けれども、とにかく、数は別として、じゃ早期警戒機のことと付表には含まれる、これぐらいは明らかにしていいでしょう。どうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 先生がいまおっしゃいますように、付表の中にそれは出てまいります。

○衆議院 結構です。

それから坂田長官、トルドー首相がやつてまいりましたですね。あのときにP.X.L絡みのお話は、あなたとの間に交わされたか、三木総理との間に交わされたか、あるいは別な方との間にそういうことがあり得たのか。あり得たとすれば、それはC.P.140オーロラの平たい言葉で言えば売り込みに関する、顧くばその購入方を日本において考慮されたいというふうな意味の話し合いが行なわれましたか。

○國務大臣(坂田道太君) これはもう全くございませんんで、ただおじぎをして私は防衛庁長官坂田道太でございますと言つただけでございまして、何ら応答はございません。

○衆議院 ではダンディナーなあのトルドー首相はセールスマンにもならず、あなたは流暢な英語で御自分のお名前を名のられて表敬訪問で終わつたわけですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございました。流暢な英語でもなく、日本語でございました。

○衆議院 御謙遜だと思います。

前回の委員会でC.P.140オーロラの調査、これはあり得るという非常にきっぱりした答弁が披瀝されたわけですが、その後時間もたちますし、防衛庁側において、トルドーさんも来だし、表敬で終わったのは別事件として、どうなんですか、カナダ政府の方にもそういうことを外務省ルートを通じてれば、時期を含めて御答弁を願いたい。

○政府委員(江口裕通君) 先般の委員会で申し上げましたように、なるべく早い機会に出したいと、いうのが私どもの考え方でございます。カナダ政府の方にもそういうことを外務省ルートを通じて

お願いをしておりまして、先方からもおおむね御了解は得られておると考えております。ただ、いろいろの手続あるいは先方との調査日程の打ち合せ等がございますので、はつきり申し上げいたまのところまだ日程が確定しておりませんが、極力早い機会に、年内に間に合わせてまいりたいと考えております。

○秦豊君 装備局長、これは後で触れるF-Xの上申、予算化とも絡みますが、対潜哨戒機の予算化は、年度がずっと向こうにしたって、やはりいろんな日程の都合もあるから来月中なんていふのは可能性が強いんじゅありませんか、どうなんでしょう。

○政府委員(江口裕通君) これも相手方のあることでござりますので、私どもの方の希望通りに事が運ぶかどうかはやや疑問でございますが、気持ちをいたしましては来月中、あるいは若干されるかも知れませんが、大体それぐらいの感じのところで進めてまいりたいと思っております。

○秦豊君 わかりました。

違った問題ですが、十九日、日本ではこれは二十日の読売新聞の大版版の夕刊一面トップなんですが、アメリカ國務省のハーメル次官補、東アジア・太平洋担当、この方がワシントン郊外のフォートメイヤーズ将校クラブで開かれた日米協会年次総会で演説をしています。もちろん北東アジアとアメリカの戦略です。そこで明らかにアメリカとしてP-3Cの導入をきっぱりと求めております。ロッキード事件とは切り離してP-3Cの導入を期待すると、強い期待を述べております。私はこの問題は質問しません。その中に気になる表現があるし、うちの委員会で聞いている答弁と全く違うことを大胆に言っていますので、これを質問したいと思うのですが、「これは日米防衛協力小委員会に関連したハメル発言です。ちょっと引用すると、「確立された制約の中で、日米間にもっと効果的な協力と調整があり得るはずだ」という前置きをしまして、去る七月に発足を見た日米防衛協力委員会のほかに「別の方法(複数)が検討されている」とハメル氏は述べたという、こういういう報道

でありまして、なお読売のワシントン支局駐在の荒川特派員によると、これは「新たに日米防衛協定の検討が、日米間で進められていることを明らかにした」と、こうなっているのですが、これは大変意外な報道で、外務省サイドにも確めてみたら、確かにハメル氏がこういう演説をしたということは外務省も確認をしております。防衛庁はまだ御存じですか。

(国務大臣・坂田道太君) そのことは知りておられますけれども、それは向こうが言ったことでわれわれは関知せざることでござります。

ましましては、昨年シェレンジャー前国防長官と私との間に合意をいたしました年一回最高責任者同士会ということと、それからいま一つは、安保保

議委員会の中に新しい日米防衛協力小委員会を設けるということを合意いたしまして、そしてそれが発足をしておる。この小委員会を通じまして研究協議をいたしたいというふうに考えておるだけ

○ 桑島君 坂田長官が幾ら閑知しないときっぱりおっしゃつたって、これは民間人の発言じゃないのですよ。ハメル次官補という公人の、いわゆるアメリカ國務省高官の発言として、そんなに無作為な無原則なことを気楽に発言するはずがない。

では長官、複数チャンネルの開設ともとれるような——日米防衛協力の煮詰め方について協力委員会だけでもさまざま問題があると私は思っているのに、この報道のハメル発言によれば、複数チャネルの検討がすでに日米間で進められているという報道なんだが、これが誤報でないとすれば、長官が御存じないかどちらか。現実に本当にあらゆるランクを通じてこういうアメリカ側の提案はないのですね、話し合いはないと断言できませんね。

○國務大臣（坂田道太君）私は承知いたしておりません。

私が資料要求をした資料に対する回答は誠実に回答いただいた。それは、私がこの前問題提起したF-4EJのルックダウン能力の問題について、航空自衛隊が導入当初から、ウエスチングハウスマの技術部門から提携先である三菱電機を通じてF-4自体としてはルックダウン能力に限界がある、したがってAMTIと言われている装置をF-4EJの射撃管制装置であるAPQ-120というものにつければ能力は飛躍的によくなる、ではそれを日本の航空自衛隊としてファンтомを導入するときには装着したらどうかというプロポーザル、提案があつたのではないかと言つたら、当委員会では答弁があつまいであつて、したがつて正確に答えてくれと言つたらこの資料、二十七日付での回答もあつました。回答が来たこと自体は非常に誠意があつてよろしいのですけれども、私の認識では、現在航空自衛隊が使つてているF-4ファンтомはルックダウン能力において欠陥がある、F-4ファンтомはあえて私なりに言わせていただければ欠陥機である、こういう私は認識を持っている。だからこそあのミグ25、ペレンコ事件発生の当日に、スクランブルした二機のファンтомのうちの一機が捕捉しながら間もなく見失つた、こういう事件に結びついているという根強い私は疑問を持っておる。ファンтомは欠陥機である。だからこそ欠陥機を承知しているからウェスチングハウスマがプロポーザル、提案をしたんだと。ところが防衛庁側の態度は、アメリカ空軍も結局私の申し上げたAMTIというのを採用しなかつたから日本も採用しなかつたんだと、こういう答弁でとどまっているんです。ところが、ホークアイあたりを多數配備しているアメリカの防空体制、練度、それからシステムは、少なくともいまの日本の練度よりは高いし、システムとしても完備されているアメリカとの日本の状態を単純に比較をして、アメリカ空軍が採用していないから日本も採用しない、何事の不思議があるかと言わんばかりの態度、取り組みは私は明らかに問題があると思う。この改善を怠ったからこそミグ25の事件のときにあのような

欠落を来したのではないかと私は思ひ込んでいるんですよ。これについては防衛庁側はどのようにお答えになりますか。

○政府委員(江口裕道君) いま御指摘がありまして、たゞ、提案がございまして、当方といたしましても検討したわけでございますが、何分にも未確定要素が多いということですございまして、当時にはまだ、今お申すところの、大筋の構成が決まっておらず、その点でござります。

としては採用をいたしましたが、これまで路線の選定に至つておしなかつたわけでござります。現にその後アメリカ空軍におきましても、結局まあAMTIと申しますが、その採用は行われておらないわけでござります。しかしながら、いろいろ

るな問題がござりますし、現在FXの採用の際にも、いわゆるluckdown・ケーパビリティーという問題がござりますので、そういった問題の一

環という意味におきましても、いま検討をしておると申しますが、そういうものの広い範囲の中では、E-4の問題に絡みまして私どもの方も検討しておる状態でございます。

（参考書）失礼だか江口さんの答弁のヒントか
シヤープであります。意識的にずらしていく
しやる。私が聞きましたのは、F4ファントムE
J、ジャパンのJでしょう、日本固有の考えが

あっていいんじやありませんか。つまり、アメリカはアメリカのあり方、背景、実力、システム、これと日本は明らかに段差がついているんですよ、格差が。だから、アメリカ空軍が採用しなかつ

ティー、あなたの言葉で言えば——に欠陥限界があるんだが目をつぶったということになりますよ。F4ファントムのルックダウン能力には限界と欠陥があるということはお認めになりますか。

○政府委員(江口裕通君)　これは、兵器はあくまでも相対的なものであろうと思います。当時の状態としてF4が欠陥があったかどうかということに

つきましては、これはいろいろな考え方があるかもしれませんし、われわれとしてはそうは思っておらぬわ

けでござります。それからまた、非常に特殊な場合につきましては確かにそういうた欠落があり得

る場合がござります。現に、最近のミグ等においてはそういったことがあったわけでございますけれども、それのみでもって、これがそういういた面に非常に劣るというふうに私どもは考えておるわけではありません。ただ、しかしながら将来いろいろな進歩等を考えますと、やはりもう一遍再検討する必要はあるというふうに考えておるわけでございます。

○**秦豊君** 江口装備局長、欠陥がある、反省すべき点がある、乗り越えなきやならぬ点があるから検討するわけでしよう。そうでしよう。そうじゃありませんか。F4ファントムが十全ならば次のFXは必要ありませんよ。F4ファントムのルックダウン能力が十全であり完璧であれば、ミグ25を一度発見、即座に見失うということはあり得ませんよ。そうじやありませんか。あなたの答弁はその点であります。どうですか。

○**政府委員(伊藤圭一君)** いま先生がおっしゃいましたように、確かに一時二十二分だったと思いまますが、一度つかまえまして三十秒後に見失っております。しかし、いま先生がおっしゃいますように、それはまだ欠陥だからということでは必ずしもないと思います。で、このレーダーでつかまえた時期、それから相対的な位置等から見て、いわゆるファンтомの能力としてはつかむことはできただけれどもそれをフォローすることができなかつたということでござりますし、また、あるいはもつと早くあればスクランブルをいたしましてもつと条件のよいところでフォローしておれば、フォローすることも可能であったかというような気もいたしますので、欠陥であるということにはならないと思います。現にまた、104に比べましてそういう意味の能力はあるということでのときも選定をいたしたわけでございますので、四年の時点で、あれを採用しました時点では、それなりの能力は評価されておったというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○**秦豊君** 防衛局長、じやこういうふうに聞きましたよ。今度のミグ事件ですね、一時二十二分か

○豊島君 江口装備局長、欠陥がある、反省すべき点はある、乗り越えなきならぬ点があるから検討するわけでしょう。そうでしょう。そういうありますか。F4ファントムが十全ならづき次の再検討する必要はあるというふうに考えておるわけでござります。

FXは必要ありませんよ。F4アントムのルックダウン能力が十全であり完璧であれば、ミグ25を一度発見、即座に見失うことはあり得ま

せんよ。そうじやありませんか。あなたの答弁は
その点であります。どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生がおっしゃい
ましたように、確かに一時二十二分だったと思いま
したが、さういふことはございません。二十二分を二十二

ますか。一度でかまえまして三十秒後に見失っておきます。しかし、いま先生がおっしゃいますように、それはただ欠陥だからということでは必ずしもないと思います。で、このレーダーでつかま

えた時期、それから相対的な位置等から見て、いわゆるファンタムの能力としてはつかむことはできけれどもそれをフォローすることができなかつたということです」といいますし、また、あるいは

はもうと早くあわがスクランブルをいたしまして
もつと条件のよいところでフォローしておれば、
フォローすることも可能であったかというような
気もいたしますので、欠陥であるということには
ならない、と思ひます。見こまご、04に比べて

からかしと見えて、それが10年以上もして、そういう意味の能力はあるということであるのと、きも選定をいたしたわけでございますので、四年の時点です、あれを採用しました時点ではそれ

なりの能力は評価されておったというふうに私は
もは考えておるわけでござります。

○秦豊君 防衛局長、じやこういうふうに聞きましたよ。今度のミグ事件ですね、一時二十一分か

らのこの事件、これはたまたま江口さんがおつしやったように特殊な不幸なハブニングであった。一般的には能力は十分なんだと、ルックダウントン能力は。こういうふうにおっしゃれますか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま十分とおっしゃるのは何に比べて十分かということでおっしゃるわけだと思います。たとえばいま私どもが考えておりましたFXなんかに比べれば能力は劣るということは事実だと思います。

○衆議院君 十分という意味は、たとえばプロボーザルがあったAMTIを補強したレベルですね。これが最高として比較して私は言っているんですけれども、私はあなた方お二人の答弁からは、F4ファントム、いま主力戦闘機でもけれども、これがルックダウン能力において全然遺憾がない、心配がないという心証を私は持つに至りません。お二人の答弁だけでは、私はやっぱり、私の持論によればあなた方がFXにもうやけに性急に信念的にめり込んでいくというあり方に全面的に反対しておるんだけれども、そんなことをする前に、F4ファントムEJを換装する、ルックダウン能力を強化するというふうなじみなことを考へるのも、また坂田理論の基盤的防衛力構想の一つのあらわれではないかとさえ私は言いたいわけであって、やはりFXにめり込む前にやることはないのか、たとえばF4ファントムの改裝、レベルアップはあり得ないのか、技術的に。この点はどうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生がおっしゃいますことはまさにそのとおりでございまして、現有の戦闘機を改善して、そして有効性が確保できるということであれば、それはまた当然のことです。また現在私どもそういう検討は技術関係で検討いたしております。しかしながら、一方におきまして一九八〇年代の飛行機というものを考えながら、やはりこのままのファンタムの持っている能力だけでは足りないというようなことも考えておりまして、一方には新

れからいま持っている飛行機の改善ということはどういう形で持っていくかということも検討いたしておるわけでございます。

○衆議院君 いいでしよう。いまファンタムは何機実戦配備されております。八十六機でござります。

○政府委員(伊藤圭一君) 八月末の資料でございまが、ファンタムが八十六機配備されております。八十六機でござります。

○衆議院君 予定生産機数は何機でしょう、ことしの。

○政府委員(江口裕通君) ことしの取得予定は、取得ベースで申しますと十一機の予定でございます。

○衆議院君 十二機ですか。

FXの問題に移りたいと思います。FXの上申は常識的にはおくれているという言葉が妥当だと思いますけれども、十一月来月じゅうぐらいには終わらないと、予算化との絡みで話にならぬと思いますけれども、なぜおくれているのか、機数の詰めが詰まらないのか、この辺どうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 本来ならば、来年度の予算でお願いするに当たりましては八月末の概算

こざいますが、その意味では確かにおくれております。しかしながら、この機種決定の作業は、FXの調査団が参りました、その性能あるいは運用上の問題等についてはきわめて参りました。しかししながら、その後の問題といたしまして、価格だけではなくなかな最終的な詰めができるないわけ

でござります。そのことをいま内局と最終的な詰めを行つております。それに基づきまして上申が出てくることになるかと思います。で、いま先生がおっしゃいましたように来月中というようなお言葉でございましたが、私どもはもう少し

早く、少なくとも来月の中旬ごろまでには一応決定する必要があるのでないかというふうに考えておるわけでございます。

○衆議院君 この前江口装備局長にちょっと伺つて、まだ段階が早いというふうなことで、値段後、一定の想定でまず何機が完成機を輸入する。そろしてライセンス生

産に大体移行するめどをあなた方は持とうとするでしょう、業者も三つ決まっていますから。それ

で、業者からリポートが出ているが企業機密だからそれは出せないと、それもまあ一応この段階ではいいでしよう、一応。しかし、そろそろ時間もたつましたから、あれから装備局長の手元でさまざまに精密な作業をされて、FXにもうしばらくしていとあります。一機種に、そうでしょう。そ

うすると、F15想定される生産の段階機数――機数は防衛局長によればこれから詰めるんであります。三十二になるのか幾らなのかわかりませんけれども、とにかく段階がこの前の委員会よりは

シャープに把握されておりますが、お差し支えなければ明らかにしていただきたい。

○政府委員(江口裕通君) 実はその点につきましても目下検討をいたしております。で、シャープ

という意味でございますが、われわれの方といたしましては、その機数あるいはスクードロン、そ

ういったものの関連からいろんなケースを想定いたしましたして、その詰めはいたしております。しか

しまして、その詰めはいたしております。しか

し、この値段が一体どことなるかということはい

たしまして、その問題といつたしまして、価格だけではなくなかな最終的な詰めができるないわけ

でござります。そのことをいま内局と最終的な

詰めを行つております。それに基づきまして上申が出てくることになります。で、いま先生がおっしゃいましたように来月中というよ

うなお言葉でございましたが、私どもはもう少し

ショーに行って、向こうのアメリカから来た技術者にも話を聞いてみました。そして、そのときに気になることも聞きましたし、その後アメリカ軍事委員会の内部資料も到着をしたようですから、それを踏まえてちょっと質問したいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) これは実は私どもまだ承知いたしておりませんで、この間週刊誌にも書いてございましたので、現在照会をいたしております。

○衆議院君 あの週刊誌は非常にダイジェストですね。かなり詳しいものだと思います。この中に、入間で聞いた話を含めてお話しすると、いまはたとえばF14というのがあり、15があり、16があつて、常識的には16が全然安い、15の半分ぐら

いじゃないかなんて雑観に言われています。ところがこの資料を見ると、F15はこれからさまざま性能向上をアメリカ軍部から要求をされています。F14というのがあり、15があり、16があつて、それがだんだん加わってくるようになつて

いるんですよ。日本が導入するころにはいまの価格よりかなりはね上がるという想定になるんですね。そういう懸念をまず装備局長としてはお持ちになつていらつてしませんか。

○政府委員(江口裕通君) 何分にも、いま軍事委員会の資料というものを私ども入手いたしておませんので、その辺の事情を定かにすることができないわけでございます。しかしながら、要するにいまある数字というものをベースにして考えませんと、いろいろの積算等が現実には進まないと

いう問題がございます。したがいまして、私どもの方といたしましては、現在アメリカで使われております飛行機、それを一応ベースにいたしまして、それでまあわが方からの若干の特殊仕様

というものがございます。それを加味いたしまして、検討しておるという状態でございます。

○衆議院君 このアメリカ上院軍事委員会の内部資料によると、なぜそういう懸念があるかといま

すとね、F15計画というのは一つの悲劇であるといふちよつとバタ臭い表現をとっているんですねが、なぜ悲劇かといふと、ラーニングカーブ効果というか、どんどん生産機数があえてだんだんと減するという効果はF15の場合最も少ないといふ

○政府委員(江口裕通君) くどいようでございま
すが、実はその資料を私存じませんので、まことに御答弁にならないわけでございますが、まあ確かにいろいろな飛行機、たとえば従来既存機種として相当大幅に活躍しておるもの、あるいはまだあ

るわけでござります。したがつて、そういうものを踏まえてどこの時点で押さえていくかという問題にならうかと思ひますけれども、初めに戻つて大変恐縮でございますが、何分その先方の情報といふものを私ども確固としてつかんでおりませんので、いまその程度にしか申し上げられないということでござります。

○政府委員(伊藤圭一君) 私、その報告をまだ全部読んでおりませんので、具体的にそれに載つておいたかどうかはわかりませんけれども、この間そういうのが記事で出ておりましたので、その点に整理して、コンピューターに打ち込んで、まとめる、上申すると、いまのお話では十一月末やなくて中旬だということになるそうですが、その際に、F15のミサイルシステムの問題についてのトラブルの懸念といふようなものについては、小松さんのチームから答申がありましたか、調査報告の中にそのデータは含まれていましたか。

○**業豊君**　防衛局長ね。小松團長からどうお聞きが、小松調査団が行つて現実に調査をし、乗つた限りにおいてはそういう問題はなかつたということを説明を受けたわけでござります。

小松さんたちが乗ったのは複数、これ練習用、用途が違うんです。第一席が一つ多いんです。これに乗って大丈夫大丈夫と言つたって話にならないんですよ。架空のものに乗つて、そして大丈夫だというリポートを送るということは大きなすりか

う、練習用だ。違いますか。
○政府委員(伊藤圭一君) その点につきましても
聞きましたところが、乗りましたのは複数のTF
15でございます。しかしながら、このTF15とF

るという違ひだけでございまして、性能的には全く変わらない。すなわち、たとえばFCSなんかは全く同じものを載せておるというふうに説明を受けました。

タッフだから、不勉強な議員よりは鋭いと思いま
す。その専門家が何人かで討議した結果をまとめ
ています。だから無視できないと私は思います。
それによりますと――お答えできなければ調べて
正確に回答していただきたい。なぜならば、いま
あなた方はF-15でもうびしゃつと自信を持つて取
り上げて決定しようとしておるんだから、税金使
おうとしておるんだから、非常に重要な問題です
からこれは調べて正確に納得のいくように回答し
ていただきたい。

まず、スペローミサイルの発射テストをF-15は

さんざんやつたんですねけれども、空前のミスが次々に起こっていると、これはなぜかといふと、F15の翼につけられているのは六百ガロンの増タンクなんだけれども、この増タンクにスパローミサイルがぶつかるということが実験の結果明らか

この増タンクとミサイルがぶつかるるということは、これは初步的な問題であつて、たとえばミサイル発射の前に増タンクをどこか海中にばんと、陸上は危ないから海に投げ捨てるというふうなことになると、長い距離を持つ要撃戦闘作戦において

うになるわけである。よく空戦映画にあるよう
に、まあドッグファイトのよくな場合、零戦時代
に増タンクをばんと景気よく空中にはね飛ばして
それっというわけじやなくて、ミサイルのこれは
話をしてるわけすけれども、こういう場合

に、外部燃料タンクなしには長い作戦行動ができない、F-15の能力は厳しく限定されるおそれなしとしない、かくて上院軍事委員会のスタッフに対してはこの点についての厳格な回答を要求すると、こういう内部資料が出ているんです。これはいま資料をお持ちでないからこれ以上意地悪く言いませんけれども、これについて小松リポートは明らかに問題提起をしていたのか、この点には全く触れていないのか、このような事故は本当に実在して

たのかどうか、架空のことがどうか、正確にひとつ御答弁を願いたいと思いますが、それもなるべく早く、お約束は願えますか。

○政府委員(伊藤圭一君)　いま先生がおっしゃいます、その詳しく述べということになりますと手持ちの資料がございませんけれども、私が昨日あの週刊誌をもとにしまして聞きました範囲におきましては、このミサイルの取りつけ位置につきましては五回ほど風洞実験をやってその発射の実験をやっているようでございます。それから、八発のミサイルを実射しておりますて、そのことをFXの調査団が向こうに参りましたときも聞きまし

て、その間何の事故もなかつたということを確認いたしております。それから、いま先生がおっしゃいましたけれども、ドロップタンクをつけたまま発射するケースが、これは全くないことはないかと思いますけれども、一般に、先

○秦豊君 それから、恐らくこれもこの委員会、この場では無理ですから追加してください。私たちの場合は通常はドロップタンクというものが、落とした形で戦闘するというのが通例のようになります。

料能力の増進というので、アメリカ空軍調達事務所、U.S.A.F.という略称ですが、これは江口さんの方でお調べ願いたいと思いますが、ここから新たな要請が出ている。三千七百三十万ドルをかけた

が、一体こういう調子で次々にアメリカ軍部から要請が出ると、日本に導入されるところになるX年X日というのは、もうF15の価格は、いま江口さんや伊藤さんがお考えになつてゐるよりもはるかに、次々といろんな注文が出来まして改善された果てのコストアップしたもののが日本に導入されるわけですから、いまここである架空の、裸のF15の価格を基準にして予算要求をされるということは

大蔵私物は雑駁になる、ラブになるというおそれを持つんですよ。そこで、現在アメリカ空軍の調達事務所を中心にして、そこがさまざまに一線部隊やテスト部隊の要請を吸い上げてメーカー側に出しているようですから、F-15については一体どんな改善要求が出ているのか、それを織り込んでこちらに回答をしてもらいたい、どんなのが出ているのか。それから江口さん、装備局長の方には、それを踏まえてF-15の価格はいつごろこの委員会で、まあ閉会は別として、いつごろ明らかになるのか、その辺のめどもちょっと伺っておきたいんだが、どうでしょう。

○政府委員(江口裕通君) 先ほどもお答えいたしましたように、われわれの方といたしましては、現有の配備機と申しますか、たとえばF15をすればそういうものを中心として検討しております。それに対しまして日本サイドの、わが国としての仕様といふものも当然に要求をいたしております。

いまのその要求性能との関連でございますが、これは米国側の考え方でございまして、期間的にも相当長い間にわたって将来の方向として出てくるものであろうと思います。したがいまして、われわれがそれをいまそのままの形で受け取るかどうかということをまだ検討をしてみなければならぬというふうに考えております。いずれにしても、しかしながらその要求性能がどんなものが出ておるかということは至急われわれの方としても先方に問い合わせてみたいと思っております。ただ、どこまでその確度を持つて申し上げられるか、あるいは、これはあらかじめお断りいたしておりますが、マル秘のものかもわかりませんので、その辺はひとつお含みをいただきたいと思っております。

それから価格の点でございますが、これも先般申し上げましたように、当然これは予算要求といふことになりました、五十二年度の政府原案の上には当然そのベースになってまいりますので、最大限度その際には当然明らかにさしていただくわけではございませんが、考え方等につきましては、やはり先般も申し上げましたようにその都度申し上げてまいりたいと思っております。

○衆議院(イスラエル空軍は、結局たくさん買うのはF16の方が機数をふやして、F16を得つ間に二十五機のF15イーグルを導入しようというような、何か二段構えのような選択をしたのですね。ところがそれをした理由が、アメリカ空軍からもつたデータによつてイスラエルの国防当局が最終的に決定した。そのデータというのは、小松調査団なんかはそういうデータを持ち帰ったのかどうか、

イスラエルには与えて日本には与えなかつたのかどうか、その辺も関心のあるところですが、アメリカ空軍の航空システム部というところから示された特別調査というデータがあるそうです。それによると、F16はF15の価格の半分であり、F16は空対空機動力においてよりすぐれているし、五百海里分の燃料を使用した後では三三%加速性能においてすぐれている等々のいろんな実際的なデータを全部あれして、そしてイスラエル側の選択にゆだねた、その結果イスラエル側は戦闘範囲も当然広くなるし、F15はつなぎでほどほどにしておいた主力はF16を大量に購入するという選択になつたようですが、こんなことはもちろんあなた方がF15一本にしばられたこの段階になつては参考にもなりやしませんと思ひます。で、データぐらいは収集されているんでしきうね、どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) そのイスラエルと同じもののかどうかは存じませんけれども、そのシステム関係の勉強はしてまいつておるようございます。それで、イスラエルがいま仰せられましたようによりあえず二十五機のF15を購入を決めたというようなことは聞いておりますけれども、まあ一つは、このF16という飛行機は全天候性の問題が多少あるのではないかというようなことをございますので、日本の場合にそのままそれが適用されるというふうには考えていないわけだとざいます。

○衆議院(水田明君) 実際に部隊は、動くという一般的な意味では動きません。たゞ、通信と千名ばかりの人員がこの演習に参加はいたします。だから、部隊が行動するというようなことはございません。

○衆議院(水田明君) わかりました。それはそれでいいと思ひます。

○衆議院(伊藤圭一君) いつからでしょうか。

○衆議院(水間明君) 十二月九日から十五日までござります。方面隊規模で、東北方面隊と東部方面隊対抗の指揮所演習ということで計画しておりますが、これは初めてござります。規模としては、方面隊対抗の演習としては初めてござります。

○衆議院(伊藤圭一君) 統幕の強化という具体的な構想まではまだできておりません。しかしながら、この統幕につきましては、御承知のように過去におきまして強化するような改正があつたこともあります。たとえば、二つの自衛隊にまたがる部隊ができたときにはその指揮は統幕議長がするというのが、たしか三十五年か六年ごろの改正でそういうこともできております。で、いま重要なことは、この日本の防衛に当たつては陸海空の統合運用というものが非常に重要視されなければならぬと私どもは考えております。そのためには、特に統幕の調整機能というようなもの、あるいは指揮通信機能というようなものの、情報なんかもそこに集まるというような形で統合運用ができるような体制にしたいというふうに考えておるわけとざいます。したがいまして、その統合運用をどうやってやればよいかという研究がまず大企業でござりますし、それに伴う統合運用のやり方の教育というのも大事になつてくるかと思っております。しかしながら、まだ具体的にどういうところをどういうふうにやるかというのは方針として決まっておりませんで、いま勉強をしている段階でござります。したがいまして、その統幕との関連において統幕学校が直ちにどうこうするといふには考えておりません。

○衆議院(伊藤圭一君) しかし、そんなにあなた方のんびりして決まります。たゞ、部隊が行動するといふことはございません。

○衆議院(伊藤圭一君) 強化された統幕というのは、その強化という言葉が、何といいますか、それがもしまとまつたらいつごろから強化された統幕が誕生するんですか。

○衆議院(伊藤圭一君) お仕事じゃないんだから、いろんな教訓を踏まされて統幕の機能強化の必要を痛感されたんでしょう。それでいま煮詰めている段階ですね、それがもしまとまつたらいつごろから強化された統幕が誕生するんですか。

といふものはどういものであるか、そういうものをどういふうにすれば解決できてスムーズに統合運用ができるかといふような点をいま研究し検討しているということでございます。

○秦豊君 来年の予算に関連するかどうかはわからず、自衛隊当局とされば、たとえば基地の整備、それから、それに関連した工事あるいは航空基地関係では整備、補給等々だと思いますが、一部の民間受託の構想があるのです。それで防衛白書にもちらちらと、それのものではないが似たようなことを何があるし、ぼくもいつか聞いたことがあります。予備自衛官をそういう方面には積極的に優先的に使って、新たな職場を確保することになるし、何かぼくの申し上げたような分野での民間受託会社ないしその構想はあります。

○政府委員(伊藤圭一君) それは、いわゆるこの人間といふものをやることができませんし、また一方におきましては、本来自衛官がやるべき仕事のほかに、自衛隊を支えるためにいわゆる民間に委託してできる業務があるのでないかといふことで調査をいたしております。そしてまた現に一部のもの、たとえば航空隊の基地等におきます給食関係の仕事なんかは委託しているようなことがあります。そういう範囲を広げるということにつきまして検討はいたしておりますが、具体的に来年度の予算でどの部分をどうするかというところまではまだ煮詰まっておりませんので、来年度は具体的な要求としては出でおりません。

○秦豊君 残された時間では中途半端になりますから、一応問題点だけを出しておいて、次の機会にもし防衛に関する一般質問の時間が与えられればそこで詰めたいと思いますが、時間的に中途半端をあえて覚悟して、問題点だけを出しておきま

すが、先般参議院の委員会において与党の秦野議員が提示した問題、つまり災害、この場合には秦

野議員が意味されたところは地震ですけれども、地盤の予知体制の完備という観点に立ったなかな

かユニークな論議が行われました。適時適期で御承知のように、たしか昭和四十五年にこの大震

震があったと思つておられるんですか、私があなた方に聞きたいのは、国土の安全保障というか、国土の保全というか、あるいは自衛隊法等でも言つてゐるいわゆる災害救助というか、こういうことに絡んで、いま東海、駿河などに大規模な地震工事を行なうとしている中で、皆さんも不安を持つていらっしゃると思いますが、そういう中で自衛隊のあり方、体制というのは、一体どういうことを想定して、どういうふうに準備がなされているのか、またなぞうとしているのかということは、私は重大な国民的関心事であろうと思います。警察庁だけでは足りない、消防庁だけでは足りない、警視庁だけでもだめ、民間の力は弱い、一体どうするかという問題にもかかわってくると思います。その前提としまして、防衛白書の七十四ページを拝見すると、いろいろなことを書いてあるが、あなた方が正面装備の充実に費やす熱っぽい筆調に比べると、国土の保全とか災害派遣なんというのは非常に物理的に小さくて一ページもない。このあたりがいまの自衛隊的であると私は言いたいんですけれども、この七十四ページにある「救援対処の要領」というのは、一体これはどういうことを意味されているんですか、この辺からまづちょっと答えてほしい。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生のお話をあります。それが、実はあした決定していただきます防衛計画の大綱の中でも、災害派遣の対処というものにつきましては非常に重要であるという御指摘をいたしましたが、それを実現するためには、まず救援対策というものは年々それぞれの部隊に年は大阪地区でこういった災害の演習などをいたしました。いまは東京を中心とした災害派遣の演習をいたしました。これは震度七か八の震災が起きたときに、たとえば東京における火災あるいは水害、そういうものの全部コンピューターではじめられ、その地区はどういう被害が起きるだろうということを想定いたしましたが、これをやりました。今

日から九月一日で、四十九年度陸海空各自衛隊共同大震災対処演習といふものだと思いますが、それですね。それは非常呼集の演習もなすったわけなんだけれども、この非常呼集訓練と並行して、いよいよ実情でござります。

○秦豊君 おおしゃったのは、七四年の八月二十六日から九月一日で、四十九年度陸海空各自衛隊共同大震災対処演習といふものだと思いますが、それですね。それは非常呼集の演習もなすったわけなんだけれども、この非常呼集訓練と並行して、いよいよ実情でござります。

○政府委員(伊藤圭一君) それから、関連しますけれども、このままでは重視されまして、機材等につきましては、特に坂田長官が就任されましてから災害対処についておるわけございますが、そういう意味で、まさにこれまで以上に予算を計上し、その災害派遣体制の整備に努力しているわけござります。ここに書いてあることでござりますが、そこまで

御承知のように、たしか昭和四十五年にこの大震

災対処の問題が政府としても取り上げられました。それで、それに基づきまして四十六年、大震災が発生した場合の自衛隊の災害派遣計画というものを進要綱の方針にのっとってできてるわけござりますが、自衛隊といたしましても、昭和四十九年以来、いわゆる大都市に災害が起こったときの対処の方法、いわゆる人命救助その他の対策といたしまして、たとえば東京で行いましたときに、は、どこの部隊を何万人ここに派遣して救援に当たるというような計画を持っております。で、四十九年には東京を中心とした災害派遣の演習をいたしました。これは震度七か八の震災が起きたときに、たとえば東京における火災あるいは水害、そういうものの全部コンピューターではじめられ、その地区はどういう被害が起きるだろうということを想定いたしましたが、これをやりました。今

自衛隊が約五万三千人災害派遣をいたしておりました。それから、海上自衛隊が艦艇が約六十隻、航空自衛隊の航空機が約四十五機という規模でございました。

○秦豊君 それ、大地震と二次災害によつて一千二百万人が被災する、首都圈ですよ。その場合に自衛隊は関東に部隊を集中して対処をする、こういう想定を意味されますね。

○政府委員(伊藤圭一君) それは、いわゆる関東地区でそういう災害が起きたときには部隊を各地から集めまして必要な災害派遣をするという考え方でござります。

○秦豊君 それから、関連しますけれども、このままでは重視されまして、機材等につきましては、特に坂田長官が就任されましてから災害対処についておるわけございますが、そういう意味で、まさにこれまで以上に予算を計上し、その災害派遣

体制の整備に努力しているわけござります。それから、人員をその被災地から安全な地域に運ぶ輸送、それから、物資を輸送いたしまして救援に当たる、そういうようなことが主たる任務でござります。

○秦豊君 こういう場合は隊員はどんな装備をし

て出動するんですか。戦闘装備ですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 戰闘装備とおっしゃいますと——いわゆる災害派遣に必要な装備でござりますから、たとえばブルドーザーを持っていきまつたり、それから船を持っていきまして、そういうものを持つてまいりましりまして、いわゆる武装といふものは一切してないわけございません。

○秦豊君

今まで皆さんに行われた演習、訓練というのは、すべて関東の南部地区でマグニチュード七・九、大規模な地震が発生したときが前提になっているわけですね。つまり関東大震災程度がやっぱり基準になっているわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 先ほど私数字を間違えました、四十九年度にやりましたときが関東大震災程度のマグニチュード七・九という想定のもとに演習を実施いたしました。

○秦豊君 自衛隊法の第七十八条をちょっとごらんになつていただきたいんですが、自衛隊法の第七十八条には「間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、」治安出動をることができます。

ここで言う「その他の緊急事態」というのはどんな場合を指すんですか。皆さん方が演習を積まれた関東大震災ケース、マグニチュード七・九というふうなことは「当然」その他の緊急事態に該当しますが。

○政府委員(伊藤圭一君) これはそういう災害のときというものは想定いたしておりません。やはり警察力で治安が維持できなくなるような事態ということです。そういうのは私どもは考えていないわけでございます。

○秦豊君 そうしますと、四十四年の七月十五日の参議院内閣委員会において、「その他の緊急事態」というのは具体的に言うのはむづかしいけれども、過去の事態をとらえてみると、たとえば

「関東大震災的なことが緊急事態の典型的な種類ではなかろうか」と、皆さんの先輩である宍戸防衛局長が答弁しているが、矛盾しますね。政府

ではなからうか」と、皆さんの先輩である宍戸防衛局長が答弁しているが、矛盾しますね。政府

側、方針、解釈を変えられたんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは当時の防衛局長がどういうことをお考えになつたのかわかりませんけれども、私ども関東大震災のときの状況といふものは本でしかりませんけれども、治安状態が非常に悪くなつたという点に着目して言われたんだらうと思ひます。しかし、私どもは震災があつた、災害があつたから直ちに治安が悪くなるというふうには考へておりませんので、大きな災害に対する災害派遣の事態で治安出動というふうなことは念頭に考へてないわけござります。

○秦豊君 ちょっと不満です。宍戸さんはあなたの先輩、いやしくも公職、防衛局長。四十四年の議事録、すぐお調べになつて、解釈を時代の変化とともに変えられたのか、その辺は変えられたなんならそれで結構ですから統一されて後刻回答を願いたい。

最後に、時間がありませんからこれは資料として提出要求をしたいんですが、先ほど皆さんが述べられた四十九年度陸海空各自衛隊共同大震災対処演習、このもとになったのが四十六年三月の南関東大震災灾害派遣計画、それから、第一師団災害派遣計画、四十六年十一月大震災灾害派遣計画、これを資料として今後の研究用のために提出を願いたいし、なし得ればその際に行われた大型コンピューターを使われた地上作戦、この結果も資料としてあわせ御提示願えれば勉強になります。可能ですか。

○國務大臣(坂田道太君) そのような資料整えまして差し上げたいと思います。御報告申し上げた

ことは、單に直接侵略あるいは間接侵略を問わず、

外交関係の文書という形ではないけれども、それ

ぞ防衛廳におきましては大臣の命令に基づきま

す。私はこの問題について再度お伺いしておきたい

けれども、国民の生命、財産、安全を守るというこ

とは、單に直接侵略あるいは間接侵略を問わず、

大震災あるいはその消防力あるいは警察力をもつ

てもどうにもならないという場合は、都道府県の

要請をもつて出動をし、そして国民の安全を守る

という任務がわが自衛隊にはあるんだということ

を、私就任いたしましてから強調をいたしております。

また同時に、三木総理から

わけござります。また同時に、三木総理から

おいてもらいたいという指示もございまし

て、特に私はこれに関心を持って考へております。

○秦豊君 最後に、基盤的防衛力、それからいま

坂田長官発言、結構です。結構という意味は、

まず第一点としまして、先般の当内閣委員会で

承つておきますよ。けれども自衛隊のあり方に関

するということだけを申し上げておきたいとい

ふうに思います。

○秦豊君 最後に、基盤的防衛力、それからいま

坂田長官発言、結構です。結構という意味は、

まず第一点としまして、先般の当内閣委員会で

承つておきますよ。けれども自衛隊のあり方に関

するということだけを申し上げておきたいとい

ふうに思います。

○秦豊君 私は、非常に時間も短いので、

二、三伺いたいと思います。

○秦豊君 まず第一点としまして、先般の当内閣委員会で

議論をいたしましたミグ25の問題ですけれども、

連してこの辺非常に詰めなきやならぬ問題がたくさんあるんです。これは機会を改めます。

○秦豊君 終わります。

○秦豊君 私は、非常に時間も短いので、

二、三伺いたいと思います。

○秦豊君 まず第一点としまして、先般の当内閣委員会で

議論をいたしましたミグ25の問題ですけれども、

連してこの辺非常に詰めなきやならぬ問題がたくさんあるんです。これは機会を改めます。

○秦豊君 終わります。

○秦豊君 当内閣委員会でもございました。

私はこの問題について再度お伺いしておきたい

けれども、この確認事項は、これは法的な

拘束力というのはあるんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは、当時のわゆる外交関係の文書という形ではないけれども、それ

ぞ防衛廳におきましては大臣の命令に基づきま

す。私はこの問題について再度お伺いしておきたい

けれども、この確認事項は、これは法的な

ているのじやないか、そこから完全に漏れるのじやないかといふことをすいぶんこの委員会でやつたわけです。いやそういうことは全くない、もうこの覚書によつて信頼すべきである、こういう答弁が繰り返しありました。これらの方々が、外務省、一応どういうふうにお考へです。

○政府委員(山崎敏夫君) 在日米軍司令官として、その上級機関の許可を得て、この覚書といふを了解事項を確認したのだと思ひますから、したがつて、上級機関としてはその内容に反したこと、在日米軍司令官及びその指揮下にある米国軍人に對して命令し得る立場ではないというのがわれわれの考へでござります。したがいまして、米軍人が知り得た情報につき在日米軍司令官あるいはそれ以上の上級機関が報告し得る立場ではないというふうにわれわれは了解しております。

○堀山昭範君 それはそうでしょうね。そうでないと困るわけですが、もうちょっと詰めてお伺いしておきますが、この確認事項といふのは、これは日本側は、一応われわれにも文書でこういうふうに三つの項目に分けてきちつと手元に来ておりますが、しかも防衛廳長官がこの中身を確認していらっしゃるわけですから日本側は間違いないと思うんですが、米側はこれは文書になつてゐるんですか。ただ口頭での約束なんですか、あるいは署名捺印してきちつとした文書になつてゐるか、これはどうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは確認事項といつておきましたので、文書によつて相手にも渡しております。

○堀山昭範君 としますと、私たちがこの間から非常に危惧していた問題、現実に「国防総省専門家筋」といふことで、ワシントン六日アメリカ総局発、これはある新聞ですが、この中身が全部ぼろぼろ出ているわけです。この報道によりますと、「米国防総省の情報専門家筋はこのほど、函館に着陸したソ連のミグ25戦闘機の分析調査の結論と

して「米国の戦闘機よりも技術開発面で遅れていた」と次のような点を明らかにした。」といふことです。この中身を一つ一つ読んでみると、少なくともこれは全く現場へタッチしていないとわからぬよな中身がすつと列挙してあります。たとえば「として、ミグ25を調査した結果」調査した結果といふのですから全く現場にいない者がこんなことを書くわけないし、聞くわけないし、「同機の性能についても、ソ連の技術についても、大きな驚きはなかった。しかし、日ごろとかくコストの高くかかる技術を強調しがちな米軍部に対し、ソ連が在来の軍事技術を生かすことによっていかにコストを最小限にしようとしているかを知らせた点で有益であった。一、ミグ25は、米軍当局の予測したよりもはるかに重い。電子装置は予想以上進歩しているが、それでも米国よりも一世代も二世代も遅れている。二、低空または中空では思つたよりも動きが遅く、米国の戦闘機には対抗できない。ミグ25はほかの戦闘機と空中戦をするようになつられないのは明らかである。むしろ高空における迎撃あるいは対爆撃機用でその役割においてはおそらく世界で最も速く、また最も高く昇れる戦闘機である。一、国防総省の結論としては、ミグ25は十五年前の技術を基礎に作られ、米国が六〇年代初期に開発している高速超音速爆撃機の迎撃用に設計されたものだ。」こういふうに、これはもう一つの報道によつても大体同じような意味のことを書いておりますが、これはやっぱりミグ25の解体によつて知り得た中身というのが、自衛隊の知り得た見聞といふのは自衛隊のみに帰属するなんというのには、これは実際問題怪しいんじゃないのか、そんなふうではないといふことで、先般のこの委員会で議論をしたわけです。現実にこういふうに報道されているということは、これはこういふうなものが全く予想記事じゃないといふ私は判断をしてゐるわけですが、防衛廳としてはこういふ題についてはどう考へていらっしゃるわけですか。

○國務大臣(坂田道太君) 私たちが知見いたしました情報といふもの、調査結果といふものは、まだ私のところにございませんして、それは渡つております。それはあくまでも推測としか言いようがないません。それはあくまでも推測としか言いようがないません。

〔委員長退席、理事加藤武徳君着席〕

○堀山昭範君 いや大臣ね、現実にじや大臣の手元にはまだ来ていないんですね、そうですね。そ

うしますと、日本側は大臣の手元にはまだ来ていないわけです。ところが、米側はすでに、そういうふうな調査に携わつた人たちが現実にもう帰つてゐるわけでしょう。そういう人たちから結局漏れてゐるということです。私が言いたいのは、だ

から、こういふうな確認事項なんというものは法的な拘束力があるのかと私聞いてゐるんです。

現実にこういふうに漏れてはいるんじゃないよ、実際問題こういう約束は破られてはいるわけですか。

○國務大臣(坂田道太君) 日本国側だけ自己満足して、要するに向こう側にはツーリーと漏れてはいる。これはもう初めから私たちが指摘していることなんですね。そんなことはないとおっしゃつても、現実に

こういふうな報道がなされてはいるということは、これは防衛廳としても一体どういうことなん

だと、やっぱり確認する必要があると思うし、何から私たちが指摘していることなんですね。そんなことはないとおっしゃつても、現実に

こういふうな報道がなされてはいるということは、これは防衛廳が現実に詳細に調査を

いたその中身といふものはあります。しかし

ながら、アバウトでつかんだ情報というのはやつぱりありますね、現実に解体に当たつた人々の

耳から漏れますね。これは当然米軍のそういう解

体に当たつた人たちといふのは、現実の問題として何日もいたわけじゃないわけですね。要するに最

後までいたわけじゃないと私は思つてゐるわけですが、実際問題、そういうようなところからする

と、防衛廳長官のおっしゃる防衛廳が最後まで

きちつと分析し、調査した詳細な資料は確かに防衛廳は持つてゐるかもわからぬ。しかし

ら、アバウトのやつは全部向こうへ行つてゐる

ところはどくなんですか。

○國務大臣(坂田道太君) このミグ戦闘機といふものは、一たん函館から百里基地に輸送をいたしました。輸送をするに必要最小限度の機体の解体といふことをいついたといふことをいたしました。

〔國務大臣(坂田道太君) そのミグ戦闘機といふことをいついたといふことをいたしました。

（國務大臣(坂田道太君) そのミグ戦

ました。それから先、一応もう少し解体をいたしました。そして、そして再度それを組み立てるわけであります。そして火を入れるわけです。そうして調査をして、システムとしてこれを見ないと、一つの部分部分を調査しましても何らの、と言えども、いは言ひ過ぎかもしませんけれども、全体の機能、性能というものはわからない。しかし、おっしゃるよう常識的な意味においての、おおよそ専門家としてこれは推測がつくというようなことはあると思いますけれども、しかしながら実際上われわれが軍事的にあるいは技術的に問題にし得るのはむしろそういうものじゃなくて、確実な実測等に基づいた資料でなければ資料たる価値はないという意味において知見いたしましたものは渡してないということです。

○喜山昭範君 私はこの問題は非常に重要な問題で、これは今後いろんな問題と絡んできますので、もう一点方角を変えてあれしたいと思うのですが、日本側は納得しておつても向こう側は全く違うことを言っているということは現実にあるわけですね。ですから、そういうような意味ではきょうは先般のダレス証言をちょっと取り上げることはきょううな先般のダレス証言をちょっと取り上げてみたいと思うのです。

これはきょうアメリカ局長お見えになりましたので、あわせて当時の会議録等も全部調べてみました。それで、この新聞報道を見て私たちは非常にショックを受けています。何でかといいますと、当時の国会で、われわれに答弁をした当時の総理大臣なりあるいは条約局長なりそういう方々の答弁と、ダレスさんの先般議事録を公表されたわけですが、その中身とは、それこそ百八十度食い違っています。こういうことが現実にもうあるわけです。これは私はどうしようもない問題だと思うのですけれども、たとえばダレス証言では明確に「日米安保条約は米国に何らの法的義務も課していない。同条約は日本および日本周辺に軍隊を駐留できる権利をわれわれに与えたが、日本に対しても何の保障も与えていない。相手側の相互的な約束がなければ、こちらも約束しない」というふうにお考えなんですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 旧安保条約に関しましては、その点についてははつきりと日本の防衛の義務を規定しておるかどうかということは、確かに當時

いうのが米国の政策である。「こういうぐあいに述べているわけです。当時パンデンバーグ決議もありましたから、当然日本が米国の防衛義務だけを負わせる、そこだけを責めるというわけにはいなかつたと私は現実に思ひますけれども、そういう点も現実に委員会で責めているわけです。その上での答弁なんです。それで、そういう点を現実に責めて、旧安保の第一条はアメリカが義務として日本を保障するという条項になつてないということもあわせて指摘をしているわけです。それに對して当時の西村条約局長は、前文、第一条、第四条を総合的に考えて、日本が外国からの武力攻撃を阻止するため軍隊を置いてほしいとの希望を述べ、米国がこれを承諾をする、この関係の中には日本を防衛してやるという約束が当然含まれている、こういう答弁なんです。あるいは、次に続いて、あるいは第四条から見て米国が日本防衛の責任を負つていると断言できる、こういうふうに答弁をいたしております。しかし、この答弁とダレス長官の今回の公開された内容とは全く相反しています。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、日本側に説明する中身と、米国の議会で説明する中身とはまるつきり違っている、これは非常に私は問題だと思ひます。ですから、私はこういうふうな当時のいろいろな事情はあつたとしても、ただ日本の基地を米軍が使用できることだけ、結局は日本を守るという

ことは、いや、私はこれは新安保になったからといってばと逃げられては困るわけです。そのところは、新安保になってから問題点もこれから指摘をいたします。指摘いたしますが、官の今回の公開された内容とは全く相反しています。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、日本側に説明する中身と、米国の議会で説明する中身とはまるつきり違っている、これは非常に私は問題だと思ひます。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、ただ日本の基地を米軍が使用できることだけ、結局は日本を守るという

ことは、いや、私はこれは新安保になったからといってばと逃げられては困るわけです。そのところは、新安保になってから問題点もこれから指摘をいたします。指摘いたしますが、官の今回の公開された内容とは全く相反しています。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、日本側に説明する中身と、米国の議会で説明する中身とはまるつきり違っている、これは非常に私は問題だと思ひます。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、ただ日本の基地を米軍が使用できることだけ、結局は日本を守るという

ことは、いや、私はこれは新安保になったからといってばと逃げられては困るわけです。そのところは、新安保になってから問題点もこれから指摘をいたします。指摘いたしますが、官の今回の公開された内容とは全く相反しています。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、日本側に説明する中身と、米国の議会で説明する中身とはまるつきり違っている、これは非常に私は問題だと思ひます。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、ただ日本の基地を米軍が使用できることだけ、結局は日本を守るという

ことは、いや、私はこれは新安保になったからといってばと逃げられては困るわけです。そのところは、新安保になってから問題点もこれから指摘をいたします。指摘いたしますが、官の今回の公開された内容とは全く相反しています。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、日本側に説明する中身と、米国の議会で説明する中身とはまるつきり違っている、これは非常に私は問題だと思ひます。ですから、私はこういうふうな当時のいろんな事情はあつたとしても、ただ日本の基地を米軍が使用できることだけ、結局は日本を守るという

クターがかかるつた、そういうふうに考えるわけです。現実にこのダレスの発言の内容から見ましてもそういうふうになつておりますよ。そうしますと、現在 アメリカは日本を防衛する、あるいはアメリカの核のかさに入つておる、こういうように言つてゐるけれども、実際は、本当にアメリカは日本を守るということについて深刻に考えているのかどうか、いや本当に日本を守つてくれるのか。これは私は非常に重要な問題だと思うのです、実際問題。現在、基地の使用の問題でも、たとえば具体的な問題としてわれわれ事前協議という問題を相当議論してまいりました。たとえば日本の基地からベトナム戦争における兵器の補給とか、在日米軍基地の使用のあり方、あるいはプエブロ号事件や近くは板門店事件、このような事件がばんばん今まで起きてまいりましたですね、そういうふうなときには日本軍基地からその都度出動しているわけです。こういう問題について具体的にはつきりした形で事前協議が行はれたなんという話は聞いていないわけです。あれは事前協議すべき事項じゃないとか、何とかかんとか言つていままで逃げてきました。これは結局旧安保の時代から米軍の中に流れている、いわゆる日本の基地を自由に使うと、私はそつあつたではないと思うんですよ本当に。そのためにはならないと思うんですよ本当に。そのためには安保条約の事前協議の条項が新たに加わったわけですからね。そういうふうな意味から、私はまだまだ日本の基地といつもののが旧安保時代からの考え方というのがずっと続いているんじやないかと、そういうふうに考へるわけです。こういう問題についてどういうふうにお考へかというのがまず一つ。

それからもう一点は、この日本を守るという問題について、これは佐藤・ジョンソン共同声明と日本を守るなんていふことを具体的に聞いたのではありません、これだけなんです、実際問題日本を守るなんていふことを具体的に聞いたのは、安保条約の中身を遵守するという形になつていますけれども、「大統領は、米国が外部からのいかなる武力攻撃に対しても、日本を防衛すると

いう同条約に基づく誓約を遵守する決意であることを再確認した。」これは一九六五年の一月、共同声明の中、米国の決意というものがこういうふうに述べてあるわけですね。実際問題こういふうに出て来る、共同声明の中にあるわけですね。されわれ国会に説明する中身と、米国の議会で報告している中身と食い違つてあるんじゃないいか、そして、その旧安保時代からの日本の基地を使う米軍の精神というのが、自由に使えるという考え方方がずっと脈々と流れているんじゃないかと、非常に私は不信を持つわけですがれども、こういう問題についてははどういうふうにわれわれの不信を解いていただけますか、あるいはどういうふうにお考へなのか、できるだけ詳細に説明を願いたい。

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほどから申し上げておりますように、旧安保におきましても、また現行安保におきましても、米軍が日本の基地を使用する目的は大体二つあったわけございまして、一つは何といつても日本の安全に寄与するためであり、第二は極東における国際の平和と安全の維持に寄与するためであつたわけございます。これは両方とも重要であるというふうな認識に立つておつたと思います。そういう意味において、旧安保であつても現行安保であつても根本においては異なつていなかつたと思います。ただ、旧安保に過ぎましては、日本防衛の義務が条約上の義務として明記されていないという点において若干の問題があるということは事実でございまして、そういう事実を踏まえて現行安保が結ばれまして、その第五条において日本防衛の義務が明確に規定されたというふうにわれわれは考へております。しかし、それははつきりしておるのかといふことを峯山委員は仰せられるわけでござりますが、この点はいまも御引用になりました佐藤・ジョンソン共同声明においても引用されておりますが、さらに最近では、三木総理が昨年の八月に訪米されましたが、三木総理が昨年八月に訪米されましたが、この点は、極東の安全のために米軍が出動するという場合でも日本政府の完全なる同意が必要とするのかどうかと、こういう質問に対しまして、当時の吉田総理は、当然両国の話し合いで決めることであつたときに三木総理大臣とフォード大統領との間

の共同声明が発表されまして、その第四項においてアメリカ側はさらにこの点について明確に規定しておるわけございます。この関係部分を読みますと、「大統領は、総理大臣に対し、核兵力及び通常兵力であつて、日本への武力攻撃があつた場合、米国は日本を防衛するという相互協力及び安全保障条約に基づく誓約を引き継ぐ旨宣言いたします。」と、こういうふうに述べておるわけでござります。したがいまして、アメリカの日本防衛義務に関する問題では何らの疑点はないものとわれわれは考へております。

それから、ちょっと補足いたしますが、極東の平和と安全の維持という問題と日本の安全という問題は、やはりこれは非常に密接に関連しておるわけでございまして、日本の安全だけを書いておつてはむしろ日本の安全そのものが守れないと言つておきます。したがいまして、日本の安全のために米軍がいるということが、日本の安全がいまして、その認識は昔からあつたわけございます。したがいまして、その認識を受けてこの新安保におきましても、日本の安全に寄与するのみならず、極東における平和と安全の維持に寄与するという日米のためには、米軍がいるということが、日本の安全を本当に守る抑止力になつておるというふうにわれわれは認識しておる次第でござります。

○峯山昭範君 もう時間が来ましたのでもう一点だけお伺いしておきます。

このダレス証言の極東の出動の問題ですね。これは、たとえば「駐留米軍はわれわれが欲すれば、共産中国に対してもウラジオストクに対しても使用できる。」また、米空軍は在日基地から旧満州を爆撃できる。これはこの問題と関連をいたしまして、在日米軍基地からの出動に際しても日本との協議などは一切必要とせず、全くみずからに確約されておる次第でございます。

○峯山昭範君 これで終わりますけれども、私は、旧安保時代からのそういうふうな、結局事前協議については全く必要ないという米国の考え方、これは法律的にはないんだというダレスの考え方、日本国は、法律には決まっていないけれども当然あるだらうという期待、こういうようなものが、結局新安保では確かに事前協議の条項が入りましてけれども、現在の在日米軍のいろんなあり方や、いろんな情勢を見てみると、事前協議という問題が問題になるたびに空洞化されつづるんじゃないかといふその疑惑ですね、これを払拭することは最近なかなかできないわけですよ。その払拭できない原因というのは、もともと旧安保でそういうふうな実態が現実にあり、かつそ

いうような中身が語られているということを聞く
につけ、われわれはこの事前協議の条項というの
は非常に重大であるということを感じるわけで
す。時間がございませんのでこれ以上の議論はい
たしませんが、次の機会にやりたいと思ひます
が、いずれにしましても、今後こういうふうな問
題は、われわれ国会で議論する場合と、また向こ
うで報告する場合と中身が違うというのは非常に
困るわけです。このミグの場合も、私はこの確認
事項の中身にしましても、なかなかすつきり納得
したというところまでございませんけれども、本日
はこの程度で終わっておきたいと思います。

○理事(加藤武徳君) 本件に関する午前の調査は
この程度にとどめます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時休憩

○委員長(中山太郎君) ただいまから内閣委員会
を再開いたします。

午前に引き続き、国の防衛に関する調査を議題
とし、質疑を行います。

○岩間正男君 きのう行われた国防会議で、ボス
ト四次防の防衛計画の大綱が最終的に了承
され、二十九日に開かれる国防会議で正式に決定
されるそうですが、私は、そこできょうは、この
ボスト四次防の防衛構想について幾つか質問をし
たいと思います。

まず第一に、ボスト四次防の防衛構想は、さき
に防衛庁長官が防衛白書において提起した基盤的
防衛力構想が採用されていると思うがどうです
か。

○國務大臣(坂田道太君) 昨年の十月に長官指示
をいたしました線に沿いまして、防衛の大綱とい
うものの内容を検討いたしまして、このほど国防
会議で審議をしていただいておるわけでございま
す。御指摘のとおり、二十九日の国防会議及び閣

議において御決定になるものと期待をいたしてお
る次第でございます。いまのお話の防衛白書に
も、その考え方につきましてはすでに申し上げて
おるわけでございます。

だから、基盤的防衛構想がこれで採用されてい
る、それはいいですね、そのとおりですね。
そこで、この基盤的防衛力構想では、後方装備
の充実、抗たん力の強化といったことが強調され
て、いわゆるバランスのとれた防衛力ということ
が非常に強調されています。そこで伺いたいんで
すが、そうすると、戦闘機とか艦船とか戦車と
いった正面装備はボスト四次防では量的にはどう
なるんですか。つまり、これ以上ふやかないとい
うのか、また質的にはどのように強化されるの
か、正面装備でボスト四次防で計画されているも
のはどんなものがあるのか、陸海空それぞれ答
えていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) いま大臣から御説明い
たしましたように、防衛計画の大綱といふのは、
従来の一次防から四次防までの防衛力整備計画と
は内容をやや異にいたしております。といいます
のは、一次防から四次防までの計画といいますの
は、三年間なりあるいは五年間の期間を区切りま
す。そこでこのところ答えてください、具体的に。
○政府委員(伊藤圭一君) 量的に申しますと、全
くふえないと、いうわけではございませんけれど
も、おおむね現状でございます。おおむね現状で
ござりますと申し上げるのは、あるたとえば航空
機のようなものにつきましては、現在の計画に基
づきますと、いま持っているものよりも多少減る
というところもあるわけでございまして、量的に
はほとんどふえない、質的な向上を考えていると
いうのが実情でございます。

○岩間正男君 これは全貌がもとと細目別に発表
されたところもあるわけですが、まあふ
えないんだと、しかし、あるところはふえるとこ
となんで、非常に抽象的なんですね。もう少し
規模の侵略といったものに対応できるであろうと
いう考え方をお示しいただきました、その範囲の
中で質を向上し、それから装備を整備していくと
いう考えに立つておりますので、毎年の予算を伴
う整備計画というものは、毎年予算の決定に先立
ちまして国防会議で御審議いただきましてこれを
予算の上に乗せていただくという形になりますの
で、計画の大綱の中に、いま申されました主要裝
備品が何両とか何隻とかいう形で入っているもの
ではございません。

○岩間正男君 従来との比較ですね、ですからボ
スト四次防では正面装備がどうなつてあるかとい
うところをまず明らかにしてもらいたい。それか
ら、質的にはどうなのか。まあ質的な強化がある
ということはいま答弁があつたと思います。これ
はいいとして、それからさらに、この正面装備の
場合には陸海空それぞれあるのが減るのか、現
状維持なのか、この点お聞きしているんですか
ら。その前後のことは私たちも了承しております
んで、そのところ答えてください、具体的に。

○政府委員(伊藤圭一君) 量的に申しますと、全
くふえないと、いうわけではございませんけれど
も、おおむね現状でございます。おおむね現状で
ござりますと申し上げるのは、あるたとえば航空
機のようなものにつきましては、現在の計画に基
づきますと、いま持っているものよりも多少減る
というところもあるわけでございまして、量的に
はほとんどふえない、質的な向上を考えていると
いうのが実情でございます。

○岩間正男君 これは全貌がもとと細目別に発表
されたところもあるわけですが、まあふ
えないんだと、しかし、あるところはふえるとこ
となんで、非常に抽象的なんですね。もう少し
これが具体的に陸海空にわたって聞いているんで
す。陸はどうなのか、空はどうなのか、海
じやどうなのか、これはどういうふうに考えてい
ますか、三つ。

○政府委員(伊藤圭一君) 今度の防衛計画の大綱
でお示しいただきました基幹部隊の数その他につき
ましては現状と変わがございません。ただ、前
から私どもが検討いたしました必要であるとい
うことでお願いしてまいりました、たとえば、い
わゆる早期警戒機能のようなもの、そういうも
のは多少ふえると申し上げました分野でございま
す。

○岩間正男君 じゃ具体的にこっちがお聞きしま
しょう。

四次防までの装備では、たとえば海では艦対艦
ミサイル艦というようなのはなかつたんです。と
ころがボスト四次防ではこの艦対艦ミサイル、S
SMですか、の搭載艦を建造する計画を持つてい
るのではないか、これは何隻計画として持
ておられますか。

○政府委員(伊藤圭一君) 艦対艦のミサイルとい
いますのは、最近の兵器の近代化に伴いまして、
水上打撃力の面と、この必要性は前から
考えられていましたわけでござります。したがいま
して、質の向上の中でこの艦対艦のミサイルを装備
した艦艇を今後建造してまいりたいと思っており
ますが、いま具体的になつておりますのは、五十
二年度、ただいまの概算要求に出しております護
衛艦の二隻につきましては艦対艦のミサイルを搭
載する計画でござります。したがいまして、一般
的に申し上げますと、今後の護衛艦を建造する場
合には、必要な艦艇につきましては、艦対艦のミ
サイルを搭載することになるうと思います。

ういうものが出てくる。
さらだ、ナイキやホークはポスト四次防の中です。

さらにふやしていくといふようなことはないんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) ナイキ、ホークの防空ミサイルにつきましては、量的にふえるといふことはございません。

○岩間正男君 それではその次ですが、PXLの場合ですね、これはポスト四次防で装備することになつてゐるんじやないですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生がおっしゃいましたPXLにつきましては、御承知のように現在対潜哨戒機の部隊を十六個隊持っております。この勢力を維持していく考え方でございますが、その中のP2Jというものが間もなく除籍になつてしまつます。それを補うためにつくのがPXLでございまして、それは量的にふえるといふものではありません。

○岩間正男君 これはPXLの構想というやつが具体的になつてないで、この辺の比較検討はちょっとできないのですけれども、これももう少し この作業が進展した中でお聞きしたいと思います。

防衛庁の基盤的防衛力構想では、あたかも必要最小限の自衛力でがまんするかのような印象を受けるわけですが、また艦船とか戦闘機などの正面装備はこれ以上強化しないかのような印象を受けたわけですが、実際には量の上でも、特に質の上では著しい変化が行われる、こういうことは言えるわけですね。ことにPXLの場合をとつてみるとも明白だと思う、いかがですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いわゆるこの装備品といふのは、相手に対抗できるものでなければならないわけでございます。したがいまして、P2Jが減耗してしまりますのに対応いたしまして、PXLを考えますときには、現在の潜水艦の能力その他を考慮しまして性能の高いものを選ぶといふことでございまして、質的な向上といふのはそういう意味でござります。

○岩間正男君 結局いまのやつは、装備の量と

いつても、それはもう防衛力そのものじゃないですね、これはたとえばP2JをP3Cに仮にしたとする、そなれば非常に能力は違つてくるわけですから、同じ数でも実際は非常に戦闘力を持つ、こういうことになるわけです。だから、ここ

のところは非常にくらまされておるようと思う、それだけ見ていてると、数は同じだから、それを代替したからいいんだ、こういうことでは議論は成り立たないと思うんです。だから、ポスト四次防の日玉兵器だけ見ても、これはPXL、それからPXL、それからAEW、それに艦艇の近代化で予定されているもの、これだけでもポスト四次防では必要最小限の自衛力などといふようなものではないのではないか、予算的に見てもこれは相当莫大なものになるんじやないですか。この点がどうもはつきりさせていないんですけれども、この点をもつと明らかにする必要があると考えます。

○政府委員(伊藤圭一君) ポスト四次防の中で新しい装備品が入つてくるというのは、これは先ほど来申し上げておりますように、軍事技術の向上に対応するものでございまして、いま先生がおっしゃいましたP2Jという飛行機も、実はそのP2Vにかわる飛行機として三次防の期間にこれは整備したわけございまして、同じようなことはございませんのでございまして、いま先生がおつしやいましたP2Jという飛行機も、実はそのP2Vにかわる飛行機として三次防の期間にこれは整備したわけございまして、同じようなことはございませんので、そのままP2Jという飛行機も、これは五年たつますと二倍になるわけでござりますから、そういう意味で物価の値上がり、あるいは人件費の値上がり、さらには、いま申し上げましたように新しい装備品が入つてくることは、これは先ほど来申し上げておりますように、軍事技術の向上に対応するものでございまして、いま先生がおつしやいましたP2Jという飛行機も、実はそのP2Vにかわる飛行機として三次防の期間にこれは整備したわけございまして、同じようなことはございませんので、そのままP2Jという飛行機も、これは五年たつますと二倍になるわけでござりますから、予算の伸びどおりかと思います。しかしながら、それが経済、財政事情問題を圧迫しないという範囲にとどまるということは従来と何ら変わりがないものだと私は理解しておりますわけございます。

○岩間正男君 当然増は、これはまあ物価の変動でそれは計算されますけれども、それだけじゃな

うことは、いわゆる財政経済事情に従つて適正な防衛費でこれを装備し運用するということが書かれていますので、その方針に従いまして必要なものを最小限装備してまいるという考え方でございます。

○岩間正男君 これは予算的に検討すればわかるんです。ポスト四次防、これは単年度のローリング方式をとるらしいけれども、五カ年の計画になるとこれは十兆円を超えるんじゃないですか、これはもう明らかに十兆円を超えると思います。ま

た、事実陸海空の三幕僚監部がポスト四次防と

お聞きをしてみますとそういうことになる。

次に、ポスト四次防で防衛庁が強調している後方支援とか、抗たん性という点についてお伺いしたい。これは具体的にはどういうことを指していますか。

○政府委員(伊藤圭一君) 欠けている中の主なものといたしてお伺いしますが、長期警戒機

は正面の問題でございますが、後方支援の問題となりますと、まあ弾薬の問題もございますし、また各種の施設の問題もございます。それから、レーダーサイトの防護の問題もございます。航空基地の滑走路、それから弾薬庫等の抗たん性といた問題もあるわけでござります。したがいま

して、後方支援体制の強化ということは、正面とバランスがとれておりまして、そして安定的に防衛力を發揮できるような内容のものにするということでござります。で、これは坂長官もたびたび御発言になつておられますように、従来はこの正面の増強ということに非常に一生懸命になつてきたために、そういう意味の安定的に防衛力を發揮できるという体制が必ずしも十分でなかつたという反省が一つでござります。したがいまして、いま申し上げましたような機能を整備することによって、小さくとも十分に実力を發揮できるというような防衛力をつくり上げていきたいというふうのことでござります。

○岩間正男君 まあバランスがとれない、後方で欠けていると、抗たん性も欠けていると、こういうような問題では、早期警戒管制機、対潜探知機能、それから統合自衛骨幹通信回線、こういうものも欠けている点だ、こういうことらしいのですが、そう考えてよろしいんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 欠けている中の主なものといたしてお伺いしますが、長期警戒機の機能、それから統合自衛骨幹通信回線、こういうふうに御理解いただいて結構だと思いま

す。

○岩間正男君 そこでお聞きしますが、ガライ

米太平洋軍司令官は、去る七月十一日に朝日新聞記者との会見で、日本が空海の防衛能力、特に対潜能力の改善を重視しているのは当然だとして、対空防衛のために空中早期警戒管制機、高度の行動ができる戦闘機、対空ミサイル、均衡のとれた指揮管制機等への統一などが重要だ。また日本から適切な海域内の海洋哨戒能力、水上、特に潜水艦の探知能力、水上、水中艦艇への対抗能力などだ。さらに、このためには対潜能力を持つた航空機による洋上パトロール、潜水艦の音響探知のための手段、ホーミング魚雷のような水上、水中艦艇攻撃に有効な兵器を備える必要があるだろう。こういうふうにこれは述べているわけですね。そして、これらは日本の安全と米国との協力にとって必要だと、こう述べているわけです。

これは、アメリカの極東戦略上、日本をそれに組み込んでいく場合の自衛隊に対する要求ではないかと思います。そしてボストン次防は、早期警戒機の装備といい、P-XL、FXといい、さらに

艦対艦ミサイルや統合自衛通信回線及び統合指揮所建設といい、海峡の監視、つまり対潜探知能力の強化といい、すべて米側の要求に沿って整備さ

れているのが現状じゃないですか。ボストン次防は、言いえれば米極東戦略の不十分な部分を自衛隊によって補強する、こういう性格を持つていてるものと考えられます。この点、防衛局長官いかがですか。

○國務大臣(坂田道太君) これは繰り返して申し上げておるようだ。昨年の八月の二十九日に、前

のアメリカの国防長官シヨレジンジャーと私と会談をいたしました際に、私が一次防から現在まで日本の防衛のために必要な防衛計画がどのように進んできたか、どういう点が不足をしておるかと

が海外からの資源の多くを輸入し、これを加工し、これを輸出し、そしてそれによって今日の生

は島国であるし、日本の存立のよって立つところが海外からの資源の多くを輸入し、これを加工し、これを輸出し、そしてそれによって今日の生

活水準を向上させておるということとから、当然の

結果として日本の独立と安全を守るために、日本国民の生存と自由を守るために、どうしても対潜能力を高めなければならない。それにはかくかくかようなことが必要であると考える。また空にしても、いま不足しておるのは、やはり低空侵入等に対する機能、これが欠けておると思う。これを、これから財政状況とにらみ合わせながら着実に防衛努力を高めていきたいと思うというこ

とを私が申し上げました。日本の國の防衛局長官としての責任において私が申し上げましたことに対しまして、きわめて適切なお考えであると

いうふうに彼は同意をいたしました。そういうことでおわかりいただけだと思います。

○岩間正男君 解釈の仕方はいろいろあるし、問題は解釈の問題じゃなくて事実の問題だと思うんです。私は、この前の、二カほどになりますか、三カ月ほどだったか、当委員会で米対潜戦略の柱をなしている三つのバリアの問題をここで質問しました。その中で、固定聴音機の群列が自衛隊の補完によつて成り立つてることを指摘したわけです。これは同時に、安保条約の五条から考えて

も、実際は安保そのものにも抵触する問題だといふことも同時に指摘したわけです。つまり、緊急迫切のそのような攻撃がない、そういう時代の中でも、すでにアメリカの太平洋戦略の中にはつきりこれは日本が組み込まれている。そうしてしかも、一番重要な第一線のこのバリア、その中で最も中核をなすところの固定聴音機の群列が、これは日本の海峡、三つの海峡をあのとき指摘したわけですが、宗谷、津軽、それから対馬、この海峡にはすでにもうこれは設置されているんですね。しかもそこには陸上局がある。陸上局があるということは、これはなかなか明らかにしなかった。この前この質問をしたら、後ろの方で官房長が言うな言うなと言つて、どこにある

か。これもおかしいんだ。自分で言い出してから言つたんだ。自分がいつまでおもつておるのかな。
○政府委員(伊藤圭一君) いま情報交換のお話を

出ましたが、日米間では必要な情報交換は行っておりましたが、そのうちの一つは、日本海における最近の在日米大使館付の海軍武官等と交換をいた

ります。そして、やはり在日米軍海軍司令部の情報幕僚、N2と称しておりますが、そこと交換をしたり、あ

るいは在日米大使館付の海軍武官等と交換をいた

ますが、この防衛部は、やはり第五空軍司令部がございまして、ここが情報を担当いたしました。これ

がございまして、これが情報幕僚あるいは在日米大使館の空軍武官等と情報交換をいたしております。

○岩間正男君 時間も余りありませんから、それ

じゃ次の問題をお聞きしますが、これは別の問題ですが、十月十六日の新聞報道によりますと、十

月十四日付アメリカの夕刊ワシントン・スターの報じたこととして、防衛局の幹部がアメリカへ視

察に行つたとき、ラスベガスのギャンブル場、ディズニーランド、競技場など、防衛問題とは無

そういう形で、実は秘密のうちにアメリカの太平洋対潜戦略の中にちゃんとこれは編入されていません。しかし、単に米戦略の補完は決してこの固定聴音機の群列だけではない、海空の自衛隊そのものも、この補完になるよう強化されていこうとしている点が問題だと思います。

そこで私は以前指摘した固定聴音機の群列の問題に戻りますが、この聴音機によつて得た情報は、それが当然米側に提供されている、こういうことが報連絡会議というものが持たれていて、実を以て制服同士の間で日常的に情報交換を

やっているんではないか。やっているとすれば、それはどこでどのようなクラスの制服の間で、どのくらいの頻度でやられていくのか、ここを具体的に聞きたいと思います。

それからもう一つは、いまの情報交換の問題。

そこで聞きますが、日米制服同士の情報連絡は、

陸の場合は、たとえば座間の在日米陸軍GZと陸幕二部との間の情報連絡が日常的にやられていることは明らかになつていて、これは二部別班問題でやられているのかお聞きしたいと思います。

わが党の上田、中路委員が質疑をしました。これ

で明らかになつた問題ですが、陸の場合はそ

れけれども、海空では一体どのような形でこれはやられているのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) いま申されましたよう

に、陸幕の二部は在日米軍司令部のG2と情報交換を随時やつております。海幕は調査部というの

がございまして、ここが情報を担当いたしました。

それで、やはり在日米軍海軍司令部の情報幕僚、N

2と称しておりますが、そこと交換をしたり、あ

るいは在日米大使館付の海軍武官等と交換をいた

ますが、この防衛部は、やはり第五空軍司令部

がございまして、ここが情報幕僚あるいは在日米大使館の空軍武官等と情報交換をいたしております。

○岩間正男君 時間も余りありませんから、それ

じゃ次の問題をお聞きしますが、これは別の問題

ですが、十月十六日の新聞報道によりますと、十

月十四日付アメリカの夕刊ワシントン・スターの報じたこととして、防衛局の幹部がアメリカへ視

察に行つたとき、ラスベガスのギャンブル場、

ディズニーランド、競技場など、防衛問題とは無

関係の施設や公園に何度も招待され大名視察旅行をしたということが報せられておるわけですが、これは事実ですか。事実だとすれば、これは招待した人はだれなのか、だれが招待したのか。

○政府委員(竹岡勝美君) 先生御指摘の十月十四日付ワシントン・スター紙が、米国民の税金を使って非常にはでな接待を米国軍部が外国の高級幹部に対してやっておるんじやないかという報道が出ましたことは間違いございません。この中で、日本の場合に退役近い高級軍人が一人あるといふような報道がされておりますが、從来から、米国軍から各幕の幕僚長あるいは統幕の議長がその任期中に大体一遍ぐらいの招待を受けておるようございます。この記事に出ております、ことし、ちょうど六月下旬から七月上旬に、この十月十五日に退役されました前の角田空幕長が米国空軍の参謀長からの招聘で視察を行つておりました。その日程を見てみたわけですが、また、十五日に行つたという事例もあります。いずれもそれ以外に統幕議長が最近カナダの方にも招待され、あるいは海上幕僚長が、これは向こうのセミナーの講師として招待されてことしの六月の中ごろに行つたという事例もあります。いずれもそまとた日程でございまして、それぞれ米国軍の方から一応の日程を組んでくれたその日程に合わせまして主要な施設の視察をしておりまして、私たちの方から見ますと、非常にじみなものであったらうと思います。この角田氏の場合に、たまたま米空軍の非常に重要な施設がござりますけれども、その戦術兵器センターというものがたまたまラスベガス市にあったということで、そのセンターを見に行つたときにラスベガスに泊つたという事実はございます。あるいはこの角田氏の場合、最後にアメリカをたちますときにサンフランシスコで泊まつたわけでございますが、これが土曜、日曜ですから、まあせつかり来たんだからというので近くのディズニーランドに日曜日に一日訪れたという例はございます。あとの海幕長あるいは統幕議長などはそういう余裕は毛頭ございません

で、非常に詰まつた日程でございましたが、決して新聞報道で言つておりますような、たとえばアラブの石油成金國の王子が、牛や馬の方が好きだとから競馬場を見に行つたとかいうような、そんな非常にはでな日程では毛頭ございません。十分な必要な施設を見に行つたということ、たまに日曜日に近くにあつたからディズニーランドに行つたと。ちょうどわれわれの方が招待しますと、京都をたまには日曜日に日程に組むようなこともござりますけれども、アメリカには余り京都のようなところがないんでディズニーランドへ行つたといふようなこともあつたかも知れませんけれども、十分に各幕の報道を知らせまして、今後も指摘されるようなことがあってはならないよう十分に自重するよう戎めておりますが、実態はそういうたるものでございます。

○岩間正男君 このは調査したんですか、調査した上で御答弁ですか、したかしないか。

○政府委員(竹岡勝美君) はい。行きました各人から日程その他を開きまして調査いたしました。

○岩間正男君 このは、報道では過去何年にもわたつて招待を受け、高級ホテルやカジノでぜいたくな供應も受けたというようなことのようですが、過去にわたつてもこれは調査しましたか。

○政府委員(竹岡勝美君) 先ほど言いましたように、米国軍部から招待という形で高級幹部が行きますのは、先ほど申しましたように各幕僚長、統幕議長、このボストンにある幹部でございまして、それが大体その任期中に一回は行くようになっております。過去の例、その件数はわかつておりますけれども、その都度どこへどう回つたといふところまでは調べておりません。とりあえず本年行きました三人について調べたわけですが、

○岩間正男君 これは過去にわたつてやはり調べたといふことですが、ギャンブル場とか、高級ホテルでサービス受けるのはつましくないです。そういうことが指摘されて問題になつておりますから、これについてはやっぱり調査をほつきりして、だれも報告書に書きませんよ、ギャンブル場に行つていろいろ何をやつたというようなことは、これは書きませんよ。だから長官の耳に入らないです。しかし、このところをやっぱり厳粛に調べる必要があると思うんです。それから、これは方針としてやっぱり明確にする必要がある。それから、過去にさかのぼつて調査をする必要があるんですから、その調査の結果については報告をいただきたいと思うのですが、よろしくうござりますか。

○国務大臣(坂田道太君) 先生はえらい何かラスベガスで遊んだようなことをそのまま受け取つて

んです。米議会でも、これはわざわざ調査委員会で、必ずこれは軍の背後には軍需会社が絡んで日本でも問題になつてますが、さらにこれは輸出しているのかどうかというのをわからぬわけ

だ。こういう問題について、どうです。金額なん

中で、必ずこれは軍の背後には軍需会社が絡んで

いる。それだから、実際はこの金が果たして軍が

出しているのかどうかというのをわからぬわけ

だ。そこで、これは過去をまず調べなければ

ならない。それから、金額はどうだったのか、この

金の出どころはどうなのか、これについて調べる

用意がありますか、どうですか。

○国務大臣(坂田道太君) わが国の幹部自衛官が各国の招待を受けまして、軍事的な調査あるいは事情等を見ますことは、わが国の安全を守る責任者としまして非常に必要なことだと思います。しまして非常に必要なことだと思います。し

たがいまして、やはりこれは今後も続けたいと考

えております。しかし、その間にあります御

指摘のような余りにもはでな供應その他があつて

は断じてならぬわけでございます。しかし、私が

着任いたしましてから、いろいろ調査をして帰

ってきた報告を受けてますと、きわめてわが自衛隊の

幹部諸君はつましやかでございまして、先生御

心配のようなことは断じてないというふうに私は

確信をいたしております。特にロッキード問題が

起つてから、その点について私は厳しい

気持を持つておりますので、これらの幹部の人

たちが出来かけますときに、特にアメリカに参ります場合においては、嚴重な自肅の要望もいたして

おるわけでございまして、そういうことが一切な

いといふふうに思つております。

おられるようでござりますが、そういうことは調べた結果ないということでございますから。ただ、ラスベガスの付近にあります空軍のを見ましたわけでございまして、それを見るためにはホテルに泊まらなければならない。泊まるにはやっぱりラスベガスへ泊まつたというだけのことです。ざいまして、それも非常に、何かいろいろ言われるようなはではないということは調べた結果わかつておるわけでございますから、私どもの報告というものを御信頼いただきたいというふうに思います。

○岩間正男君 これだけ報道されているんですねからね、これについていまのような答弁だけでは納得しかねます。それから、過去にさかのぼつての調査の結果はこれは報告してもらいたい、いいですか。時間ないからそれだけにします、その報告の問題だけでいいです。

○政府委員(竹岡勝美君) ことし行きました者につきましては、泊まりましたホテルも全部調べております。しかし、過去にわたりましては、やめた方もおられますからそんな詳細に調べられるかどうか、資料を出せるまで調べられるかどうか、ちょっとと自信ございませんので確答を避けたいと思います。

○委員長(中山太郎君) 続いて国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 総務長官に、きょうは元号の問題について政府の考え方を伺いたいと思うのですが、元号問題と関連をして、まず総務長官にお聞きをしたいと思うのですが、私どもの耳にもちらちら入ってくるんでありますけれども、天皇もかなり高齢に達しておられる、こういうことで、内々機政を置くという協議が部内で行われているというやうに伺っているんですが、そういう検討をされておりますか。

○國務大臣(西村尚治君) 摂政を置く協議はどうお話をございますが、私ども全然そういうことはまだ耳にいたしておりません。

○野田哲君 十一月十日に天皇在位五十年の記念式典を政府は予定されておるわけですが、それを機会にそのことについても検討をされているやに聞いておるんですが、総務長官のところでは、まだそのような検討はないということですか。

○國務大臣(西村尚治君) そのとおりでござります。

○野田哲君 元号の問題について伺いたいと思うのですが、最近、元号の問題の報告が頻繁に行われておるわけでありますが、政府の方では、近々公式制度連絡調査会議を開いて元号の存続について閣議決定に基づく内閣の告示、こういう手続によつてこれを行っていく、こういう報道等もあるわけであります。が、そういう運びで進めておられるわけですか、この点いかがですか。

○國務大臣(西村尚治君) いずれこの問題については、ただいま御指摘の公式制度連絡調査会議、ここにかけて意向をまとめて閣議ということにならうかと思ひます。ところでこの公式制度連絡調査会議、先生から委員会で前植木長官にお話をもつた、そういう関係もあるのでございましょう、ことしの七月に会合が持たれたようございました。ございまするけれども、まだ最終決定というところまでまとまつていないのでございまして、閣議にいづれかけなきやいかぬと思っておりまするけれども、それまでにはまだ何回か、私なりましてからまだかけておりませんが、何回か会合を持って詰めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○野田哲君 西村長官の代になつてまだ公式制度連絡調査会議にかけておられないという御説明でありますけれども、基本方針としては、總理も關係の場で答えているという経過もあるし、前の長官の植木総務長官も存続という方針を答えておられたわけですが、基本的な考え方としては、内閣告示という手続で元号制度を存続をしていくと、

こういう方針をもつてこれから必要な会議等に詰つていくと、こうしたことなんですか。
○國務大臣(西村尚治君) この元号制度、まあ私どもこれは長い間国民の中に溶け込んで、もうすっかり定着しております。これはやはり今後も存続すべき制度だというふうに、私自身は実は考えておるわけでございます。
それから、公式制度連絡調査会議、先ほどちよつと申し上げましたのをちよつと訂正させていただきますが、実はこの七月に持ちましたと申しましてのは、これは非公式な会合だそうでございまして、持つたことは持つたんですけれども正式なものではないそうでございます。非公式でされども、一部の人が集まつてこの会はやつたそうで、これだけちよつと訂正さしていただきますが、方向といましましては、私どもはこれは存続すべきものだというふうに考えております。もちろん内閣で正式に決まつているわけではありません。私自身としてはそう考えておるという意味でございます。
○野田哲君 まだ具体的には、公式制度連絡調査会議なりあるいは閣議に詰つていないと、こうしたことであつたわけですねけれども、これは西村長官、この手続がいつ必要かということは予測できないことなんですね、予測できないことなんですね。そこで、いま政府が考えておられる内閣告示によつて存続をさせていく、こういう考え方方に基づく改元手続の時期とか、あるいは手順というものについてどういうふうに考えておられるのか、これを伺いたいと思うんです。
具体的に私の方からお聞きいたしますけれども、これはこうしたことなんですか。まず第一に、ある時期に元号制度というものを存続をするという告示をする。そして必要に迫られたときに、次はどういう、名称といいますか呼称といいますか、この名称を必要迫ったときに告示する、その間にこの名称を決めるための必要な、どう言うのでしょうか、学識経験者等に候補名を選考してもらう、こういう手順になるんですか。何かほ

○國務大臣(西村尚治君) 時期はまだいつということをここで明確に申し上げる段階に至つておりませんけれども、大体方向としましてはおっしゃいますように、適当な時期に、なるべく遅くない時期がよからうかと思ひますけれども、適当な時期に元号制度を存続するための基本的な大綱ですね、これを内閣告示をする、そうして、それで大体方向づけを決めておきまして、それでいまお話をありましたような、もし万一のいよいよ必要だというときには適當な學識経験者、前には枢密院の顧問官ですか、枢密顧問官に諮問してということがありましたけれども、いまそういう制度ございませんから、それにかわるような、何か學識経験者に御相談をして、そちらの方でどういう元号がこの次には適當かというような案をつくっていただきて、それを内閣で決定をする、そして内閣告示をするということになるかと思ひます。

○野田哲君 今度、いま説明のあつたような手順によつて必要な時期に告示をすると、こういうことであるようありますけれども、この考え方など、いうのは、旧憲法下では皇室典範、それから登極令、これに定めてあった一世一元、こういう制度があつたわけですが、この根拠となつた旧皇室典範、登極令はいま消滅をしておりますが、やはり旧憲法下の皇室典範なり登極令に定めてあった一世一元という考え方を踏襲をする、こういう考え方方に立つてゐるのです。具体的に言へば、ある時期に政府が告示をするものについては、昭和が終わつたから次はこういう元号を使うという、その時点だけのものを考えておられるのか、それとも将来ずっと続いていく、何代も何代も続いていく、こういう恒久的な制度として考えておられるのか、この点はいかがですか。

○國務大臣(西村尚治君) この問題もまだ最終的に決定しておるわけございませんので、ここで断定的に申し上げるわけにはまいりませんけれども、私の考えいたしましては、また私の考えた

けでなく、今日まで公式制度連絡調査会議の会議の模様などを聞いてみましても、昭和の後の次の元号だけではなくて、今後長く、いつまでかそれはわかりませんすけれども、当分の間、これはすっかり定着しておる事実である慣習になつております。

○野田哲君 長官は、この元号制度について国民がなじんでいる制度だと、こういう説明があつたわけですけれども、總理府——政府の方で唯一の根拠にしているのは、いつか、何人かを抽出調査をして意見の聴取をした、その数字が、昭和といふことになじんでいるかどうか、あるいは日常大正とか明治とか昭和、こういうあれを使っておりますか、こういうようなことで調査をされておるわけですが、これはそういうあなたは手紙とかいろいろな日常に昭和を使つておりますかと言われば、昭和を使っておりますと言うのは、これはあたりまえなんですよ。明治を使つておりますかと言えば、明治を使つていると言うのはあたりまえんですよ。区役所へ行つたり、市役所へ行つたりしても、届け出用紙なんかは初めからもう明治、大正、昭和という名称が刷り込んであるわけで、それによつて届けをせざるを得ないようになつてゐるんだし、昭和二十年まではこれ以外は使うことを禁じられておつたのですから、これはそういうことでこれを使つておるのではありません。だからそれをもつて、わずかあれは三千人か——違いますか、いづれにしても大した数じやないんですよ、これは。それをもつて国民がなじんでいるというようなことは、私はこれは政府の一人よがりだと思うんです。問題は、内閣告示でこの制度をずっと続けていく、こういうやり方に對して国民にどういうゴンセンサスを求め

ていくか、これがなければならぬと思つてゐる。私は、これは政府が考へておるほど国民はこういう制度として存続さるべきではないかと。一世一元ということはもう明治以来、国民の間にどうだらうかというふうに考へておる次第でござります。

そこで、続いて伺いますけれども、政府が元号制度を存続させることを望んではいないと思うんです。

制度を存続させていく、こういふ考え方に立つていく場合に、まず宮内省の方へお聞きしたいのですが、古い廃止された皇室典範あるいは登極令、これによる「一世一元」という制度が制度化されていたわけですね、皇室典範なり、あるいは登極令によつて。同時に、旧制度においては定めたその元号がそのまま明治天皇、大正天皇という形で、元号が天皇の贈り名になつておりますね。そこで、現在昭和という年号が使われておりますけれども、現在の天皇が——少し質問が失礼な面にわたりますけれども、制度上これは仕方がないと思うのですが、現在の天皇がお亡くなりになつた場合には、やはり従前の例によつて天皇の贈り名というものは昭和天皇というふうになるわけですか、この点はどうなんでしょうか。

○野田哲君 総務長官の方ではどういうふうにお考へになつておるんですか。従来の制度のもとでお尋ねがございましたが、贈り名になるといふ制度があつたわけですが、今度政府が内閣告示で決められようとしている——まあ私どもは別の意見を持っておりますが、決められようとしている元号、これは何かの元号が決まつた場合に、これはそのまま従来の先例によつて天皇の追号になつては法

令の規定もございましたが、現在はございません。したがいまして、その追号をどういうふうにしてあれするだらうかということは一応研究をいたしております。で、これは過去の法規等の精神ということを参考にいたすことにならうと思いましてあります。で、これは過去の法規等の精神をも参考にいたすことにならうと思いましてありますから、しかもこれは宮内省といいますございませんけれども、今までのしきたりが、そのまま元号が贈り名になつておることは事実でございますから、しかもこれは宮内省といいますございませんけれども、今までのしきたりが、ございませんので、私どもがそこまで立ち入つて考えたり申し上げたりするのはいさぎか、あるいは新たに即位になりました天皇が定められて、それが越権かもしれないけれども、しかし、今までの先例からかんがみまして、結果的にはそういうことになるのではなかろうかといふことは考えられます。

○野田哲君 私的行為であるけれども、今までの先例等もあるのでそういうことになるのではございませんので、こうしたことを見ますけれども、これが皇室の私的な問題でございまして、國事ではございませんので、私どもがそこまで立ち入つて考えたり申し上げたりするのはいさぎか、あるいは新たに即位になりました天皇が定められて、それを政府が告示で決める。ところが、それが皇室のいま言われた私的な名称、追号にまでつながるということになれば、これは非常に重要なことなんですね。しかも、追号になるということであれば、それは皇太子殿下にまで決裁を受けるか、あるいは了解を受けるか、こうしたことになると一

も、そうすると、この追号、贈り名といふのは私的なることである。しかし、元号は政府としては拘束はできないと思うだけれども、國民にこれを使わせようとしておるわけですから國民にとつては重要なことなんですが、これがいま言われたよ

うな形で皇室の私的なことにまでつながる、こういうことになるとまた角度が変わってくると思うんですね。そうなると、總務長官、もし今後いつの時期か新たな元号を告示によつて定められる、その名称が天皇の追号につながるということであるとすれば、元号を定めるとき、内閣告示の前には、その名称が今度使われるいまの皇太子殿下に決裁を受ける、了解を受ける、こうしたことになると、こういうことなんですね。

○野田哲君 そうすると、現在の場合は追号をどういう形で決めるかということは、根拠もないし、だから先例等を研究しながらこれから協議をすると、こういうことなんですね。

○野田哲君 「委員長退席、理事林道君着席」慎重にそういうものの先例あるいは法規の精神等を参考にいたしまして検討をされるものと考えております。

○國務大臣(西村尚治君) それは全く皇室に対する強制力はない問題、全然別のこととござりますので、私はただまあ最近の過去の例にかんがみて申し上げただけであります。皇室の方でその元号をそのまま贈り名にすることがお気に召さなければ別の贈り名をお使いになることは一向差し支えないこととござりますので、摂政になられる方の同意を得てといったようなことは元号につきましては必要ないというふうに考えます。

○野田哲君 まあどちらでもいいんだというようなことですけれども、結果としてそうなったときは、これはどうなんですか。かなり、皇室の私的なことと政府が告示で行う公的なことが、これはもう不可分の関係になるわけです。これはどうなるでしようか。

これにつきましては、法制局に問い合わせましたところ、政府としましては現在は無効説である、現在においてはこの行政官布告は失効しております。あいに判断するのが適当であるというが公式制度連絡調査会議等における法制局の見解でございます。

○野田哲君 総務長官に伺いますけれども、政府でこの年月日の表示について、一般的には昭和何年何月何日という表示を国内向けには使ってい、それから外国との外交文書等については西暦を使っている。こういうことが一つの現在の年月日の表示のパターンだと思うんですけれども、國內的には政府の文書等、年月日の表示については一切ほかの年月日の表示はしていないと、こういうことがありますか。

○國務大臣(西村尚治君) 国内における公文書においてほかの年月日の表示をやっているかどうかという御質問です。

○野田哲君 ええそうです。

○國務大臣(西村尚治君) 公文書には恐らく昭和の元号を例外なく使っておるはずだと思いますけれども、ちょっとそのところは、いま急の御質問ですので、つぶさに精査してみないと言えませんが、私はそういうふうに考えております。

○野田哲君 千九百何年という表示があつたと思うのですが、十勝沖地震というのがありましたね、十勝沖地震のときに政府の部内に対策本部をつくられた。この対策本部の名称について、當時の官報では、千九百何年十勝沖地震災害対策本部と、こういう名称を使っておられるんですが、これは何かそこに新たな発想でも生まれたんだですか、この点いかがですか。

○政府委員(渡部周治君) 実は突然のお尋ねでございますので、私そういうことにつきまして知識を持ち合わせておりませんが、特にこのときに西暦を用いたということは、従来の元号でやるのが不適当ないという意味ではなくて、何かこういう国際的に、あるいはこの地震の名稱等につきましても、そういう固有名詞等があつたのではないかと

いう感じがいたしますが、これは私の現在の判断でございますので、正しいかどうかわかりません。

○野田哲君 地震の名稱は、あれはたしか国際的にはチリだったと思うのです。政府が告示をしておるのは、政府の部内に、あれは一九六八年ですか、十勝沖地震対策本部、こういう告示がされておるはずなんです。いま私もちょっとところで官報持っているんですけど、後でお見せしますけれども、それから引き続いて、長官は郵便局のことはかなりお詳しいですから、郵便局の消印、これはどういう表示が使われておるかは長官御存じですか。

○國務大臣(西村尚治君) これもそういう御質問が出るならちょっとよく下調べをしてくるんでしたけれども、西暦を使っておるところもありまます。それから、昭和何年というのは御承知のように非常に印面が小さいものですから、昭和四十年とか、昭和五十年とか、五十とか五十二というそのナンバーだけを使っておる、消印の方は、昭和の字はこれはもう当然のことというふうで省いてあるよう思います。

○野田哲君 これ長官ちょっとお見せしますけれども、いいですか。

これは私の自宅へ来たものをさつと切り抜いたのですが、最近私どものところへ来るのは料金別納が多いんで私信ぐらしかスタンプは押してあります。なぜなら、このままでは、これが別に強制力のあるものではありません。ただ、強制力はありませんけれども、行政部内はやはり内閣新しく元号を制定したときにはこれに従わせるのを省いてあるかね。あと立法府等につきましては、政府としてこれを使うことに協力を要請するだけではないかね。この形になるようになります。そこで、この郵便局のこれにつきましても協力はしてもらわなければいけないかね。

これは西暦でいつて、国内向けは元号を使うといふことであれば大変結構だと。別に一律にこれで律してもらいたい、そういうふうな考えは持たないでいいのではないか、かよう思います。

○野田哲君 いま郵便局のスタンプの日付、外國向けは西暦でいつて、国内向けは昭和の五十一と、こういうのを使っておるという説明がありました

が間違います。そこで、これが元号改元の影響でござりますけれども、実は昭和を省いて五十一年十月何日と、こういうのは、国内向けには大

は、この郵便局の各局で使っておるスタンプ、全部これもやりかえという考え方になるわけです。が間違います。

○國務大臣(西村尚治君) この郵便局のスタンプでござりますけれども、実は昭和を省いて五十一年十月何日と、こういうのは、国内向けには大

でござります。

そこで、長官、私は明治四十五年七月三十一日付

の新聞のコピーしたものを持っています。

ですが、明治四十五年七月三十一日の新聞ですか

ら、これはかなり貴重な資料ですけれども、大阪朝日新聞ですけれども、この新聞に「改元の影響」

という記事が出てるんです。どういうことが報道されているかというと、ちょっと念のために読んでみますと、「改元の影響 今上陛下践祚と共に大正と改元あるべく治定ありたるにつき直間接に各方面に及ぼす影響少からずこの元号改称御公布と同時に一分時の猶予なく直に改正せざるべからざるは日本全国幾千箇所に及ぶ一、二、三等郵便局の消印その他諸役所の消印、収入印は更なり全国新聞紙面の年号及び各官公衙、銀行、会社、商店等の用紙類に将来の便宜を思ひて、明治の年号を刷入したる分は悉く不用に期すべく然に銀行会社等の株券及び証券等の貴重なる貯蔵用の不用に期するものに至りては全国に亘りその数予想外の多額に登るべく当分は之らの刷り直しの為印刷業者は忙殺さるべし尚大阪郵便局に於ては通信省よりの電報着次第一切の郵便消印面の年号を大正と改むることに決し居れり」と、こういう記事が出てるわけです。

そこで、この元号改元を内閣告示によつて改元

をする、こういう場合に、いま明治四十五年の場

合でもこういう報道があるよう、社会的、経済的に及ぼす影響というものは非常に大きいと思

いますが、この影響について予測をされておられ

ますか。

○國務大臣(西村尚治君) いま御指摘のような部

門についてはまだ予測をつけておりませんけれど

も、しかし当然これは考えられることでございま

して、印刷物その他急遽改めなきやいかぬ、そろ

いうような部門が数多く出でくると思われるの

関告示によつて年号を新たに定めたという場合に

来た郵便物を一遍見てください。間違いなく西暦

が間違います。

そこで、そうするとあれですか、もし政府が内

へ

○野田哲君 先ほど郵便局のスタンプの例をお見
ります。
ありますか、そういう社会的、経済的な面への
影響というものがどの程度、またどの範囲に及ぶ
か、こういうことは今後よく検討いたしまして、
そういうことも、元号制度のあり方の結論を出し
ます上におきまして、ひとつ参考として考えてい
かなきやならないかと、かようによるて考える次第であ
ります。

せしたんですが、いま申し上げました明治四十五年の朝日新聞でも郵便局の日付をどうするかと、こういうことが大変話題になつてゐるわけです

が、先ほど長官は、郵便局のスタンプについては、昭和と西暦と両方使つておる、これはこのまま踏襲していくべきいいんだと、別に問題はないど、こうおっしゃったわけですが、問題は、いま区役所とか市町村の窓口へ行つていろんな諸届け出をやりますね。出生、死亡、婚姻あるいは印鑑届、印鑑証明、あらゆる分野の国民の日常に非常にかかわりのある届け出が行われることになるわけでありますけれども、これらには全部 明治四十五年の朝日新聞がその当時でも報道しておりますが、全部いま印刷してありますよ、小さい枠の中へ明治、大正、昭和という形で。そして必要なところだけを残してあとを消しているわけです。今一度、政府の方で内閣告示によつてこれを使えといふことになると、そういう用紙全部、今度は四種類印刷をしなければならない。いままでの備蓄をしてあるものは全部やり直しといふことになる。

一つだけ考えてもそれだけ影響が広がるわけですよ。しかも、これは予測できない。かなりの期間置いて、いついつ天皇はお亡くなりになるから、そのとき以降はちゃんと別のこういう年号の表示を使うよう印刷物等については刷り直しをして用意をしておけという予測はできないんです。これはどうされますか、具体的に。

そのとき以降はちゃんと別のこういう年号の表示を使うように印刷物等については刷り直しをして用意をしておけという予測はできないんですね。これはどうされますか、具体的に。

それでも、やっぱり刷り置いといた、あらかじめ準備しておったものを、年代がかわりますとよくゴム印などで急遽訂正したりいたしますわね、でもそういうことをやつておると思うんです。差し向きはそういうようなことで間に合わせてもうといったようなことになるのではないか。どうもちょっと即答できませんけれども、そういうことで一時急場はしのげるのではないか。あといろいろ今後詰める段階におきまして、そういうこととの対策も鋭意研究をしていきたいと思いますけれども、以上です。

○野田哲君 内閣告示で事務的にやりたいということであれば、予測できない状態、いまのような混乱が各分野で起こるわけです。千九百何年といふことであればもう予測できるわけですから、そういう社会的、経済的な問題は、ある程度は避けられないにしても、そう大きな影響を及ぼさないでも済むということもあるんです。なじむなじまないという問題がありましたが、これは西村長官の前の植木長官のときにも私は指摘をしたんですけれども、これはまた長官がおかわりになつたので指摘をしておきますけれども、いまの小中学校、高等学校の社会の教育、歴史ですね、歴史等の教科書を一遍長官も見てくださいよ、文部省から取り寄せて、全部西暦で表示してあるんですよ、全部西暦なんです。それで括弧して安政何年とか元祿何年とか、こういうふうなものを括弧書きでつけ加えてあるんですよ。ですから、どちらがどうなじんでいるかというのは、これは長官即断できないんですよ。問題は、もうこれ以上私も申し上げませんが、一億二千万の国民にとっての人たちと、そこが委嘱をした何人かの学者だけでは、これだけ国民に大きな影響力を持つものを受けられるというのには問題がありますとしないか、もつとできるだけ多くの国民のコンセンサス、合意を得るような措置がとられなければ、これは問題が

組織の審査に当たりまして、特に天下りの問題についてお伺いをしたいと思います。
最初に総務長官にお伺いをいたします。特に現在起きておりますロッキード事件、これは、衆参両院に特別委員会まで設けて現在真相の解明に努力をいたしております最中でござりますけれども、私は前の総務長官のときにもお伺いをいたしましたが、今回のロッキード事件の一つの側面としまして、特にこの天下りという問題が非常に大きな弊害をもたらしているという側面があると思います。そういうような観點から、特にロッキード関係の閣僚協議会等でも特別に法律を制定してはどうかとか、あるいは行政管理庁等で、許認可の整理あるいはそういうふうな面についてもう一回見直しをする必要がある、それぞれ検討を重ねているそうでございますが、私は特にこの天下りの問題と関連をいたしまして、総務長官自身やはりこういうふうな、今回は特に運輸省を中心いろいろな事件が起きましたけれども、私はこういうふうな弊害をなくすためにやっぱり何らかの措置をとるべきである、こういうぐあいに考えておりまします。たとえば、きょうは人事院にもおいでいただきましたが、菅利企業への天下りの場合の現在の承認の実情等も検討いたしまして、たとえば菅利企業への就職についてはその職場を離れてから二年間はつけないというような法律の規制もあるわけですけれども、こういうようなことも人事院としても当然私は検討を重ねていらっしゃると思います。
そこで、きょうは総務長官に初めてこの問題について、総務長官はまあ大臣就任して間もないわけでございますが、特に総理を補佐する重要な立場にあるわけでございますし、こういうふうな問題についてどういうふうに御認識をし、今後どのように処置をしようと思っていらっしゃるか、大臣の御所信のほどを初めてお伺いしておきたい。

○國務大臣(西村尚治君) ロッキード事件といつたような不幸な事件、こういうことを再び繰り返すことのないようについてことで、いま御指摘のロッキード関係官僚協議会というものをつくりまして熱心に協議検討を続けておるところでございますが、政府いたしましても、今後再び繰り返さないようにといふことで、まあ自民党の一員としても皆厳に自肅自戒しておるところでござりますが、政府いたしましても、今後再び繰り返さないようにといふことで、いま御指摘のロッキード関係官僚協議会というものをつくりまして熱心に協議検討を続けておるところでございま着、こういったことも一つの温床になっておる、そういった反省に立ちまして、許認可事項、輸輸省などはもう相当な件数に上るんだそうでございまますか、そういうものも今後できるだけ縮小していこう。それから、高級官僚を含めて官僚が関係企業に天下りする、こういうことについてももう少しこれをチェックと申しますか、自肅と申しますか、厳正な態度で再検討する必要があるのではないか、こういったような意見も出ております。そのほか入札制度とか、そういうようなことにつきましてもいろいろいま議論が交わされておる中最でございまして、まとまった結論にはなっておりませんけれども、もうあらゆる面から反省、検討を加えて、こういうことを再び繰り返さないようにということで政府はいま鋭意取り組んでおる最中でございます。

も、職員が天引きをいたしますね、本省から出向いたします。この出向がとにかく非常に目まぐるしくかわる。これは現在でもこういうふうな実情があるわけですか。

どこですか、主管は。
○政府委員(秋山公正君) 総理府あるばは内閣で

とかわっているわけです、毎年ね。とにかくそれ
それ、たとえば岩手県の企画部長にしましても、
企画部長なんというのは大変な役目ですよ。それ
が若い人がほっと来て部長になって、一年もならない
ないうちに次に行く、そこをまた一年もならない
うちに次へ行くというようだ。こういう渡り鳥で
次から次と、こういうようなことが現在もしれない
されているとすれば——私の手元にある資料によれば、

行われているというあれもあるんですねけれども、非常に私はこういうことを許しておいていいのかどうか、こういうふうにしなければ優秀な官僚といふのはできないのかどうか、私はいろんな問題があると思うんです。そういう点、あわせて御答弁願いたい。

家公務員が地方公務員に参りまして、いろいろなボス、トにつくどい問題につきましては、ただいま御指摘のようなものは一つの極端な例かと思いますが、自治省から各府県に出向し、その任務をいたしておるということは事実でございます。また、これはそれなりに意義もあることと思うわけですが、ただいまの御指摘のように一年くらいで頻々とかわるということはやや極端な例でございます。また、これは職場のいわゆる体制でございませんが、その御趣旨につきましては十分関係

○の省の方にも連絡いたしておきたいと思いますし、また、私たちといたしましては、大体公務員が全体の問題といたしましていろいろの職場に各省が交流するということは政府としての一体感を保つという意味において大事なことでござりますが、余りにも極端になつて弊害の起らぬいようになります。その点については十分留意してまいりたいと思います。

○臺山昭範君 こういう問題を担当しておるのどこですか、主管は。

○政府委員(秋山公正君) 総理府あるいは内閣におきまして、各省の人事交流ということはその促進を図つておるところでございます。ただ、国家公務員と地方公務員と申す問題は、ややわれわれの範囲からも外れておるところでございますが、ただいま申しましたように、やはり余りにも孤立しないようだ、あるいは独善的にならないようだ、政府としての一体性を保つという意味におきまして各省間の交流ということは計画的に進めておる次第でございます。

○臺山昭範君 これはやっぱり総理府がしつかりして、総理府の人事局というのは大体仕事ないんですからね。大体、大体ないんですよ。私たちいつも内閣委員会で見て、いますけれども、全く仕事なくして遊んでいる、と言うとまあちょっとと言ひ過ぎですけれども、これは私はそう思つてゐるんであります。総務長官は全然関係ないみたいな顔をして聞いていますけれども、これはちょっとと考え違いでございまして、やっぱり総理府総務長官がこういうことが起きないようにはちゃんと監視をし、あるいは開議とか、そういうところでもきちっと話をしていくべきだと私は思ふんです。たとえば、各省の人事交流というのは確かに大事だと思いますよ。いま私が言つたのは極端な例じゃないんです、もういっぱいあります。言いましょうか、幾つもあるんですよ、これは。たとえば、もう一つ言いますと、同じく昭和二十七年に入省をしましたKさんという人は、昭和二十七年に人事院公平局審理官、昭和四十三年に自治省大臣官房調査

官、四十四年に福島県人事委員会事務局長、昭和四十五年地方公務員災害補償基金調査室長と、だ言いましょうか、いっぽはあるんですよ、これが一年置きなんです、全部。まあ全部と云いません。まだほかには二年に一遍かわる人もあります。しかしながら、こういうふうなのはやはり人事の交流とはいえおかしいと私は思うんです。特に私は地方の大事な課長とか部長とか、そういうふうなところは非常に重要な役目を持つたところですから、やはりこういうふうな天下りとり、いうのは遺憾であると。こういう点については、そういうところにも総務長官がちゃんと目を光らせて監視をしていく、そういう体制でなければいけないかぬと私は思うんですね。これは大臣どうですか。

○國務大臣(西村尚治君) なかなか総理府といふところは、仕事が広範多岐にわたっておりまして、私が届きかねる面があるのでございますが、いまのような各省間あるいは国家公務員と地方公務員との交流の問題、ある意味におきましてはこれ非常に結構なことだと思うのでありますけれども、いま先生御指摘のような一年置きに連続して転々とするというような目に余るような事例は、私ども見ましてもちょっとこれはどうかと思われます。各省に属せざる仕事、また各省間の総合調整の仕事、これはまあ総理府のようでございますから、いま人事局長と相談しましたら、やはりこれは総理府の主管になるのでしょうかなということです。そういうような、余りに目に余るようなことは慎しむようにひとつよく関係各省とも相談をしてみたいと思います。

○喜山昭範君 せひとも、大変お忙しいとは思いますがけれども、やっぱりポイントだけはきゅうと握つておいていただかぬといかぬと私は思うんですよ。

それから次に、天下りと同じような意味でもう一つ問題なのは、選挙も近づいてまいりましたが、高級官僚のいわゆる選挙に出馬する場合の問題ですね、これは私非常にいろんな問題があると握つておいていただかぬといかぬと私は思うんですよ。

思います。特に高級官僚の選挙出馬という問題について私は具体的に例を挙げて申し上げます。これは特に私非常に遺憾だと思っておりますのは、この高級官僚が選挙へ出ますね、そうしまして落選しますと、その人がすぐどこの公団の理事長とか公団の総裁へぱつと行っているわけですよ、落選するとね。うまいことなっているな、うまいなあ、ああいうぐあいになるんならこれは非常にいいわけですけれどね、けれどもそれはやっぱり非常に問題がある。これは大臣、たとえば具体的に申し上げますと、昭和四十五年の四月の京都の知事選に出馬した柴田護さんは、落選するとすぐ本州四国連絡橋公団の副総裁になりましたですね。それから昭和四十三年の話ですけれども、参議院選に出て、自民党で立候補しまして落選いたしました福田繁さん、この人はすぐその後文部省の人事で国立科学博物館長。それから同じく参議院選で落選した元厚生省事務次官の牛丸さん、この方はすぐその後に厚生省の年金福祉事業団の理事長、こういうぐあいにうまいことなって いるわけですね。こんなことが逐一許されているのかどうか。私はこういうことは非常に遺憾だと思うし、こういうようなことがたびたび許されていると、私はこの選挙というものに対する考え方、あるいは高級官僚に対する国民の目、これは非常に厳しいものがあると思います。そういうふうな意味で、こういうふうな人事という問題については、やっぱり政府としてその道義的な責任という問題から考えてみても、当然こういうふうな公的なポストというものについてはできるだけそういうようなことがないようにすべきだ、そういうぐあいに私考えるのですが、どうです。

いろいろあらうと思ひますけれども、一般論としてましてはやはり自肅すべきことかと思ひますので、反省すべき点は十分反省する努力をしてまいりたいと思います。

○堀山昭範君 私は大臣にいろいろこういうことを申し上げるのは非常に気がひけているわけですが、元高級官僚でいらっしゃる大臣にこういうことを言うのは非常に遺憾と思うのですけれども、これはもう一点やつぱりあるわけです。そういうふうな問題とは別に、今度は高級官僚が直接立候補するという場合がありますね、これはもう今回の選挙でもよいぶんあります。具体的に今度は直接名前はあれですかからここで申し上げませんが、これはもう五指に余るほどの人が立候補の声明をしておりますし、現実に出ております。ところが、そういう人たちが実際問題、現職中に自分の仕事に関連をして地盤を築き、後援会をつくり、あるいはもう具体的にいっぱいあるわけですね。こういうことはやはり非常に遺憾なことだと私は思ふんです。現職中に貸しをつくっていて、それでやめてさあ返してもらいたい、まあ大臣はそんなことはしなかつたと私は信じていて、それでも、非常に私はこれはいかぬと思うのですね。こういうようなのは私は高級官僚の立候補の制限といふ問題についてもやつぱり考えざるを得なくなつてくる。たとえば、国家公務員法の百三条ですか、百三条のあの民間への天下りの場合の制限と同じように何らかの措置を考えなくちゃならないという事態が発生してくるかもわからぬ。そういうふうな非常に大事な場面に私は来てゐると思うんです。そういうような観点からも、こういう点について私は厳に戒めなくちゃならないと思うし、また役所ぐるみの選挙なんというのでは、これはやっぱり当然考へるべきだと思うんですが、こういう点についてははどういうふうに考えますか。

○國務大臣(西村尚治君) 今度の総選挙立候補者の中で、いまおっしゃいましたような事前運動がないことを在職中でやっている人があるといつ

たような事例は私ども聞いておりませんけれども、しかし、毎回総選挙等に際しましては、國家公務員の服務規律を厳正に保つようなどござりますが、ただいま先生御指摘の立候補制限、これは私の所管ではないと思ひますけれども、御質問ですから一応私の聞いておるところを申し上げますと、確かに高級公務員の立候補制限をすべきではないかといふ議論が各方面にあつたことは事実でございます。ござりますけれども、これは先生も御承知かと思ひますけれども、憲法の条文、四十四条规定です、「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」としてあって、「但し、人種、信条、性別、社会的身分」、こういうものによって差別してはならない。この「社会的身分」といったようなところからしてどうも憲法の条文に抵触するおそれがある、そういうようなことで今まで取り上げられていないように私は聞いておるのでござります。

非常にこれは重大な問題でありますけれども、まだデリケートな問題でございまして、関係方面にも先生からそういう御意見の開陳がありましたことは伝えておきたいと思ひますが、どうも私の立場としてはそれ以上のことをちょっとここで申し上げられませんので、あしからず御了承願いたい。

○堀山昭範君 それは大臣、憲法の問題おっしゃいますけれども、憲法四十四条のその問題は、やはり私は公益という問題と比較考量すべき問題だと思いますけれども、結局は、ですから、そういうふうに考えてみますと、ただ単に全くできないといふことはないと私は思ふんです、実際問題、これは公益を害するということになれば、やはりそうしますと〇・五三%というような非常に少ない数字ですが、まさに御指摘の立候補が広過ぎる。先ほど対象にするにはちょっとと範囲が広過ぎる。先ほど総務長官からも御説明ございましたように、各般の検討の中で、現在の守備範囲をどうするかといふことはないといふことです、そのある年度をとつてみますと、総務の離職者が三万数千のうち百数十でございまして、率になりますと〇・五三%というような非常に少ない数になります。したがいまして、私どもの立場としては離職公務員のあり方のすべてといふものを

なつてくれば考えざるを得ないということを私は言つてゐるわけです。どうしてもせよと言つていいわけじゃないんです。
さらに、私は人事院にお伺いしておきたいと思つて、公職選挙法あるいは国家公務員法に抵触したことのないように、今後とも十分善処してまいるなければいかぬか、かようになっておるわけでござりますが、ただいま先生御指摘の立候補制限、これは実際問題、毎年出されていておりますね。これは人事院問題、毎年出されていられるけれども、人事院の認定というのは非常に甘いんじゃないかな、甘過ぎるんじゃないかな、私そう思つておるわけです。そこで、先般の当委員会等でも申しましたように、今回のロッキー事件等も絡めまして、離職後二年間という問題、これはやはり私は検討していらっしゃると思うんですが、具体的に検討のあれは進んでいるのかどうか、あるいは今後どういうふうに処置されようとも絡めまして、それでどういうふうにお考えのか所信をお伺いしておきたい。

○政府委員(中村博君) まさしく先生が御指摘になりましたとおりの問題意識を持ちまして総裁から下命されておるわけでござります。したがいまして、その点につきまして、私ども先ほど御提示された問題意識をございまして、それをもとに先生からそういう御意見の開陳がありましたことは伝えておきたいと思ひますが、どうも私の立場としてはそれ以上のことをちょっとここで申し上げられませんので、あしからず御了承願いたい。

○太田淳夫君 それでは私がわりまして地方事務官制度の問題についてちょっと御質問をいたします。

地方事務官の問題につきましては、私ども視察に参りました各地方自治体でこの問題が必ず出てまいりますが、身分は国家公務員でありながら都道府県知事の指揮監督を受ける、そういう職員であつて、昭和二十二年の地方自治法附則第八条によつて「当分の間」という例外的の措置によつて設立されたけれども、それから三十年たちました。この問題につきましては、すでに関係三大臣の申し合せ事項を初めとしていろいろと検討を経てきましたけれども、それから三十年たちは解決をされていない問題でござりますし、今後この問題についてどのように解決をしていくか、その所信をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(門田英郎君) 先生ただいま御指摘ございました点でござります地方事務官の問題、先生御案内のとおり、非常に古くて三十年前からこの問題を解決しなければならないというふうに諸方面から御指摘を常に受けている、こういった問題でござります。正直に申し上げまして大變にむづかしい問題でござります。先生御指摘のように、

過去三大臣覚書あるいは関係各省の官房長レベルの会談、こういったことを通じて自治省あるいは私ども、それから地方事務官をお持ちの関係三省、こういったところが寄り寄り協議してまつたわけでございます。何分にも、何と申しますか、各省の地方行政機構のあり方の問題にも関連する問題でございます。また、現に地方事務官としてお働きの職員の方々各個人個人の身分の問題、待遇の問題、こういったことにもかかる問題でございます。余談でございますが、その関係でそれぞれの職員団体の方でもいろいろと御意見が分かれているというふうないきさつもございまして、そういったむずかしい問題でございますが、政府の方といたしましても、この問題、何とか協議してまいらなければならぬということです、昨年秋、十月でございましたか、それ以降、関係政務次官五政務次官が当時の官房副長官、海部副長官のところへ集まりまして寄り寄り協議を進めてまいられた、関係政務次官会議をお開きになつて御協議になつてきたわけであります。そういったことで、いろいろとむずかしい問題であることは事実なんでございますが、私ども行政管理省の方といつたしましても、内閣官房あるいは自治省、関係三省と協議いたしましてこの問題解決のために鋭意努力してまいらなければならぬ、こう考えている次第でございます。

○太田淳夫君 三月の十八日に会合がございましたね、関係政務次官会議ですか。これの会議では検討すべき課題が残されており、結論を出すのは時期尚早であると、こういう結論を出されてこの問題についての結論を見送ることを決めたということが報道されておりまして、事務局長の近藤鉄雄、当時は行管厅次官でございましたが、それまでの経緯、各省の見解、今後の検討課題を列記した意見書を官房長官に三月の二十五日ですか、提出をするということが報道されておりましたが、実際にこの意見書は提出されたと思うのですけれども、この関係政務次官会議はその後も開かれてこの問題については詰めていました。

○説明員(門田英郎君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘の三月十八日でございますが、私どもの方で承知している限りでございませんが、私は、日々につけてははつきり記憶がございませんのでまことに申しわけございません。当時の行政管理政務次官、近藤政務次官からメモが提出されたということは私どもの方も承知しております。詳しい内容については実は承知していないのでございますけれども、この近鉄政務次官メモなるものの趣旨についてお尋ねがございました。この趣旨は、たとえば社会保障庁、これは労働省の職業安定機構の問題にも関連いたしますが、ライフサイクル構想というのがござります。この構想で社会保険制度全般にわたるナショナルシステム、これを根本的に再検討する必要があるということで指摘されている、そういうたびに再検討、このシステム全体にわたる再検討の中で、この地方事務官問題をどう位置づけるべきかという観点、また地方事務官の方がおやりになつていらっしゃる事務というのは、いわば国の事務であると同時に、それぞれの現地性を持った末端における事務でございます。そういう意味で国と地方とその両方の事務のいわば接点に位置する、そういうたたけをつけることのできる事務ではないか、國と地方のその接点に位置づけられるような事務のあり方、これを今後どういうふうに考えていく必要があるか、まあそういう大きな申し上げますと二つの観点、そのほかに国と地方との間の職員の人事交流、これの円滑化が必要であるというふうな御観点もあったかというふうに記憶しておりますが、大きく言えばそういう二つの観点からこそ、大変むずかしい問題でございますが、まして、大変むずかしい問題でございますが、自治省、厚生省、運輸省、労働省、こういった関係各省並びに内閣官房、こちらの方と協議申し上げながら、この問題の解決、特にその自治省及び関係三省、四省厅の御協議というものを促進していくくように見守つていかなければならぬ、こう考えている次第でございます。

○説明員(門田英郎君) 後段の部分は。○説明員(門田英郎君) 関係政務次官会議でございましたが、先生御指摘になりました三月十八日の御会合があつた後、三月の二十六日、それからさらく三月の二十九日というふうに御会合があつたよう聞いております。この三月二十九日の御会合の終わった後、当時の海部内閣官房副長官から官房長官の方に、各関係政務次官からこもごも御意見が出てその御意見を集約と申しますか、それが御意見といふものをお官房長官の方に御報告になつたと、私どもとしては以上のように伺つております。

○太田淳夫君 その後の検討はされないんですか、それで打ち切りになつたんですか。

○説明員(門田英郎君) 関係政務次官会議といつましてはその後御会合になつてゐるというこ

とはございませんようでございます。

○太田淳夫君 行管としてはその後どういうふうに進めてみえるのですか。

○説明員(門田英郎君) 前頭に実はお答え申し上げました次第でございますけれども、行政管理厅

といつましても、この問題、まあ広い意味で行政改革の一環として推進していく必要があるだろ

う、何らかの形で解決を行なう必要があるといふことは常々感じてゐる次第でございます。したがい

まして、大変むずかしい問題でございますが、

それを集まって協議していくべき筋合いのものと、かように考えております。

○太田淳夫君 しかし、各自治体から、何といつても行政需要がますますふえて、かつ複雑になつてきておりますし、それに対応するためには責任を明確にしなきやならない、あるいは住民の側のサイドに立つて総合的に能率的に運営をしていかなきやならない、そういう面から強く私ども要請をされているわけですね。特に国会においては、衆参両院の地方行政委員会で、ことしの三月までを目途としてこの地方事務官制度について廃止するという附帯決議を行つておりますし、三木総理も通常国会では法案を提出すると約束をしていましたが、その結果では法案を提出すると約束をしていましたが、その結果では法案を提出されなかつたという過程にあります。そういうところから見ますと、このまま放置されてしまいますと国会の会期末、いまいろいろと論議されましたが、どうですかというのです。

○説明員(門田英郎君) この問題につきまして、

私ども実は冒頭に官房長レベルの会談ということ

をちょっと申し上げた次第でございますが、そういった官房長レベルの会談を私どもの方で場を提供いたしましてお集まり願うというふうなことがあります。実は、先生ただいま御質問の新年度になりますが、先生御指摘でございますが、それは、従来から折に触れやつてきている次第でござります。実は、先生ただいま御質問の新年度になりますが、先生御指摘でございません。当時提出されたということは私どもの方も承知しております。詳しい内容については実は承知していないのでございますけれども、この近鉄政務次官メモなるものの趣旨についてお尋ねがございました。この趣旨は、たとえば社会保障庁、これは労働省の職業安定機構の問題にも関連いたしますが、ライフケイクル構想というのがござります。この構想で社会保険制度全般にわたるナショナルシステム、これを根本的に再検討する必要があるということで指摘されている、そういうたびに再検討、このシステム全体にわたる再検討の中で、この地方事務官問題をどう位置づけるべきかという観点、また地方事務官の方がおやりになつていらっしゃる事務というのは、いわば国の事務であると同時に、それぞれの現地性を持った末端における事務でございます。そういう意味で国と地方とその両方の事務のいわば接点に位置する、そういうたたけをつけることのできる事務ではないか、國と地方のその接点に位置づけられるような事務のあり方、これを今後どういうふうに考えていく必要があるか、まあそういう大きな申し上げますと二つの観点、そのほかに国と地方との間の職員の人事交流、これの円滑化が必要であるというふうな御観点もあったかというふうに記憶しておりますが、大きく言えばそういう二つの観点からこそ、大変むずかしい問題でございますが、まして、大変むずかしい問題でございますが、それ集まって協議していくべき筋合いのものと、かように考えております。

○太田淳夫君 しかし、各自治体から、何といつても行政需要がますますふえて、かつ複雑になつてきておりますし、それに対応するためには責任を明確にしなきやならない、あるいは住民の側のサイドに立つて総合的に能率的に運営をしていかなきやならない、そういう面から強く私ども要請をされているわけですね。特に国会においては、衆参両院の地方行政委員会で、ことしの三月までを目途としてこの地方事務官制度について廃止するという附帯決議を行つておりますし、三木総理も通常国会では法案を提出すると約束をしていましたが、その結果では法案を提出されなかつたという過程にあります。そういうところから見ますと、このまま放置されてしまいますと国会の会期末、いまいろいろと論議されましたが、どうですかというのです。

○説明員(門田英郎君) この問題につきまして、

私ども実は冒頭に官房長レベルの会談ということ

にもつながってくると思うのですが、根本的には地方自治をどう考えるかという観点もあると思いますけれども、これは何といっても地方自治体に対する不信感あるいは中央集権的なわ張り意識、そういうものがあつて、これが邪魔されるんじゃないのかという私は感じもしますし、やはり何といっても住民生活に直接関係あるものについてはできるだけ地方自治体の行政に尽くしていくのが地方自治の本旨じゃないかと私どもは考えるのであります。したがいまして、この問題につきましては、いまのお話ですと何ら官房長クラスの会合も行われていないようになりますけれども、早急にまた行管が首領をとつて、この問題についてはさらに協議を促進をして、できれば次の通常国会あたりにはこれが出来るのかどうか、その点ちょっとお聞きしたい。

○説明員(門田英郎君)　ただいま先生御指摘のように、私どもの方といたしましても、この問題について、非常にむずかしい問題でございますが、何らかの形で合理的な結論が得られるよう、関係省庁間で鋭意協議を怠ぐべき問題であろうというふうに考えております。したがいまして、当厅といたしましても、内閣官房と御相談申し上げながら、先生ただいまおっしゃいました官房長会談の開催等を含め、関係省庁間の協議を怠いでまいりたい、かよう考へておる次第でございます。

○太田淳夫君　じゃ時間がありませんので次に移りますけれども、政府は地震予知の対策を検討するための地震予知推進本部を、「二十九日」ですか、明日の閣議で決定すると言われていますけれども、このメンバーを見ますと、科学技術庁長官を本部長にして、文部、運輸、通産、建設、自治、国土、科学技術の七省庁の事務次官と官房副長官の八人がメンバー、こう書いてありますけれども、やはりこういったいろんな行政の一体化で仕事を推進していくことになりますと、行管のやはり存在というのは必要じゃないかと考えてみえるかお聞きしたい。

○説明員(門田英郎君) 地震の予知研究の推進と

についてもなされております。

○説明員(門田英郎君) 地震の予知研究の推進と連絡会議といら各省間——何しろ関係各省多うござります。各省間の連絡組織と申しますが、そういった制度が設置されていましたわけでござります。これは四十九年の秋以降設置されてきていたわけでござります。地震の予知研究というのは御指摘のように大変に重要な問題でござりますので、政府内部において地震予知研究の推進のための体制、というものを整備強化する必要がある、こう考えている次第でござります。たゞいま先生御指摘の地震予知推進本部というふうな案も近く決定され、この地震予知研究の推進のための連絡体制、行政体制といらものは一層の強化を図つていくべき筋合のもの、こう考へていてる次第でござります。

○河田賢治君 きょうは時間が非常に制約されおりまし、少し遅くなつておりますので、行管の問題に多く属するのですけれども、特に特殊法人の問題の給与問題、退職金の問題、これに限つて質問したいと思います。

御承知のように、最近、経済の不況、インフレ、さらには景気がなかなか立ち直らぬとかいうような問題で、昨年は総理大臣以下各大臣が給与の一定の部分を受け取らぬというような問題がありました。このとき、特殊法人なんかで理事者あるいは相当の責任者の間でそういう話があつて、まあのらかの方策でそういう減額をしたところがありますかどうか、ちょっとそれをまずお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(足立和基君) 特殊法人の役員の給与につきましては、民間の動向を十分反映しております特別職の給与、それから一般職の指定職、こういったものを参考としながら最近では同じような改定を行つてます。したがいまして、昨年におきましては特別職の総理、国務大臣、こういったところが給与改定を一年据え置かれまして、それに見合つた措置が特殊法人の役員

具体的に申し上げますと、たとえば三公社、これは公企体でござりますが、特殊法人につきましては輸開銀の總裁、こういったところの給与は前年同額ということで同じように据え置かれておりますし、それから、それ以下の副總裁あるいは理事事、これは各公団、公庫についてでございますが、アップ率が低く抑えられてございます。

○河田賢治君 抑えられたというのは、昨年は上げないということが決まったのです、上の方は、政務次官やその他の若干アッパーされたわけなんですが、つまり一番上に立つ理事とか理事長とかいうような方々が、内閣總理大臣もそういうことをやっているのなら、ひとつおわしの方もかなり高給もらっているのだから少しは返上しようじやないか、そういうような意見があつたかないかということを聞いています。自發的にですよ。

○説明員(足立和基君) 具体的に申しますと、昨年据え置かれましたのは總理と國務大臣のレベルでございまして、それ以下のところは若干アップがあるわけでござります。したがいまして、國務大臣と同額のところは同じようく昨年据え置かれています。それから、その以下のレベル、たとえば政務次官であるとか、そういうところは三万円ずつ昨年は実はアップになつておつたわけですが、ございますが、同様な少額のアップを行つておる次第でございます。

○河田賢治君 どうも話が通じぬですね。私の言つておるのは、特に總理大臣並びに大臣あたりが、この際不景氣なんだから、財政的にも困難なんだから、少し減額して給与の何%かを國の方へ返そりじゃないかというような話があつたわけですが、それども、相当大きな公団になればかなり高給取つておるわけですが、世間からもすいぶん非難されせんけれども、そういうような自発的な意思で公団の――公団にもかなりピンからキリまでありますけれども、相当大きな公団になればかなり高給取つておるわけですが、世間からもすいぶん非難されるようなところもあるわけですが、そういうところ

るで自発的に自分たちの給与を何らかの形で返却するような処置をとつたかどうか、このことを聞いておられるわけです。なければならないでいいのです。

○説明員(足立和基君) 給与の一一定の返上につきましては、特殊法人の役員につきましても管理職手当を一〇%返上いたしております。

○河田賢治君 まず、それではあなたの方が直接どういう権限でおやりになるか、私の方も勉強しておりますませんけれども、この間NHKの前会長の小野吉郎さんですか、この人が高額を非常に保障されて、今度はまた新しく例の政治的な問題から名譽顧問にされた。ところが就任されて間もなく、国民党から政治的にもそういう批判がある、またこの方の給与の支払い、退職金の支払い、これについてもずいぶんと各地方の人々から大分問題にされ、その結果NHKのこのやり方による名譽顧問をも辞するということがあつたわけですね。ところがこの名譽顧問になられる前に、ここでの制度は、理事のときと何年勤めた、それで理事をやめたらまた退職金が出る、今度副会長になるとこれまで何年かやる。これもまた退職金も出る、今度会長になるとまた会長の退職金が出るというふうに、同じところに仮に十年でも十五年でも勤めておつても、何かその職をやめればその退職金が出るというふうなことにこれはなつてているらしいのですね。まあ大体新聞社もある程度確かめたのでしようけれども、少なくとも一千五百万円の特別慰労金が出る。これは今度はやめられたのかもしれませんけれども、とにかく月額にしても大体三年間百萬円前後の収入があつたわけなんですね。そういうような特殊法人には、一定の理事とかあるいは理事長、あるいはまあ会長とか、いろいろな名前がありましょうけれども、そういうふうに一つずつの段階で、そのまま勤めておつても退職金のようだ、そういう制度がどこにあるんですね。どの程度になつてているのか、その辺をちょっとと概略的にお話し願いたいと思う。

○説明員(足立和基君) 最初にお断りしておかなければいけないと思いますが、NHKの問題につ

ろで自発的に自分たちの給与を何らかの形で返却

るで自発的に自分たちの給与を何らかの形で返却するような処置をとつたかどうか、このことを聞いておられるわけです。なければならないでいいのです。

○説明員(足立和基君) 給与の一一定の返上につきましては、特殊法人の役員につきましても管理職手当を一〇%返上いたしております。

○河田賢治君 まず、それではあなたの方が直接どういう権限でおやりになるか、私の方も勉強しておりますませんけれども、この間NHKの前会長の小野吉郎さんですか、この人が高額を非常に保障されて、今度はまた新しく例の政治的な問題から名譽顧問にされた。ところが就任されて間もなく、国民党から政治的にもそういう批判がある、またこの方の給与の支払い、退職金の支払い、これについてもずいぶんと各地方の人々から大分問題にされ、その結果NHKのこのやり方による名譽顧問をも辞するということがあつたわけですね。ところがこの名譽顧問になられる前に、ここでの制度は、理事のときと何年勤めた、それで理事をやめたらまた退職金が出る、今度副会長になるとこれまで何年かやる。これもまた退職金も出る、今度会長になるとまた会長の退職金が出るというふうに、同じところに仮に十年でも十五年でも勤めておつても、何かその職をやめればその退職金が出るというふうなことにこれはなつてているらしいのですね。まあ大体新聞社もある程度確かめたのでしようけれども、少なくとも一千五百万円の特別慰労金が出る。これは今度はやめられたのかもしれませんけれども、とにかく月額にしても大体三年間百萬円前後の収入があつたわけなんですね。そういうような特殊法人には、一定の理事とかあるいは理事長、あるいはまあ会長とか、いろいろな名前がありましょうけれども、そういうふうに一つずつの段階で、そのまま勤めておつても退職金のようだ、そういう制度がどこにあるんですね。どの程度になつてているのか、その辺をちょっとと概略的にお話し願いたいと思う。

○説明員(足立和基君) 最初にお断りしておかなければいけないと思いますが、NHKの問題につ

きましては政府は全く関知しておりませんので、これは別個の問題でございます。

それから、役員の退職金でございますが、現在の公庫、公団等を初めといたします特殊法人の退職金について御説明申し上げますが、これは俸給月額に在職月数を掛けまして、それに一定の率を掛けて退職金を算出することになつてございます。それで、前々から特殊法人の役員の退職金が高いではないかというような御批判がございました。御承知のとおり昭和四十五年に、それまでの百分の六十五という率を百分の四十五というぐあいに引き下げた次第でございます。この率につきましては、民間等を参考にいたしましてその役員の率を引き下げた次第でございます。

それから、いま先生が言われました、役員の期間によつてどう変わることでございますが、たとえば一一番典型的な例を申し上げますと、ある特殊法人に勤めまして職員から役員になるという場合には、やはりその職員のところで一たん退職ということで職員の退職金が出来ます。それから役員に、たとえば理事なら理事にそこなりまして、その理事を数年務めまして、またその後、たとえば副総裁とかなんとかいうようなことで昇進があつたといいたしますと、その理事の退職につきましては、その理事の在職月数に応じてそこで退職金が出るわけでございます。そういうふうなシステムになつてているわけでございます。

○河田賢治君 確かに特殊法人には特殊法人の一つ、全部独立したとは言いませんけれども、一定の限定されたあるわけなんですね。したがいまして、たとえば一般会計からもずいぶん特殊法人に繰り入れる場合もありますし、あるいは資金を融通したり貸したりする場合もあるわけですね。ですから、大蔵省も恐らくこういう特殊法人の方についても考えておられるはずなんですね。第一昭和四十二年、第一期の行政監理委員会の指摘が——これはもう四十二年ですよ——特殊法人については、単に整理、統廃合に限らずに、

これと並行して、たとえば役員の数、任命方法、給与、退職金など、人事、予算会計のあり方についても全面的な改革を行う必要があり、それが国

民世論の要望にこたえる道である、という行監の指摘があるわけです。これは実に昭和四十二年ですね。それで、まあ御承知のようにこの高度経済成長で、産めよあえよといろいろな公団ができる。これにならってまた地方でもどんどんできたり方、これをやつているわけでしよう。こういうことがばかり通るにもかかわらず、大蔵省の方ではこのような行監の意思を体してどの程度の問題を、まああなたに直接聞いてもむずかしい問題かもしませんけれども、そういう問題を内部的にも検討されたり、あるいはこれをどうしようといふようなことは、大蔵省の省議であつたかどうか、このことをひとつお聞きしたいんです。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

○説明員(足立和基君) いま先生の言われました問題は非常に大きな問題でございまして、実は大蔵省といいたしましても、その省議という段階ではなかなかまとまらない——まとまらないといいますか、結論が出来ない。これは行管と当然絡んでまいりますし、御承知のことと思いますが、本年におきましてもその特殊法人の役員を減らそうじゃないかといふことで、行管が中心になりましてその案ができております。それは実行に移されております。ですから、その点につきましては、ちょっと私がお答えする立場にございませんし、大蔵省としてお答えするよりはむしろ行管からお答えいただいた方がいい問題でございます。

それから、私どもの給与の面で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、役員のもちろん数が決まりますればそれに対しても適当な格づけをいたすわけでございますけれども、従来は民間においてちょっと次官よりも低い程度、一般的国務大臣が九十万円です。それからまた、政務次官が当時六十五万ですから、かなり高い給与、公団なんかの理事なんかが皆五十五万円ですから、大体においてちょっと次官よりも低い程度、一般的

いところに役員の給与が定まっているようなところが実態でございます。ここ数年におきましては、その決められました役員の給与を、それぞれ

が出ていて、したがって、御承知のとおり政労協

いう団体が、つまり渡り歩きをする、さつき公明党の峯山君も言いましたけれども、渡り歩きの官僚が、わずか三年か四年おつて、そこで二千

万、多い人は五、六千万円、そういう退職金をもつて恬としてはばからずにつういうものを受け取つておる。こういう点は大いに改めなければならぬというので、これは衆議院で、案にはなりませんでしたけれども、行監からも出ております。それから、これは試案ではありますけれども、衆議院の決算委員会でもこういう問題が當時試案として一応議論になつたわけですよ。特殊法人の役員の報酬月額は、その目的や業務の内容その他の事情を考慮して、一般職の国家公務員の最高の俸給月額を超えない範囲でその基準を定めること。第二に、役員の期末手当についても一般職の国家公務員の期末手当に準じ、政令でその基準を定めること。第三、特殊法人の役員の退職手当については、国家公務員退職手当法第五条に準じてその基準を定めること。

第四、各役員に支給した報酬月額及び退職手当の額を、主務大臣を通じ内閣に報告し、内閣は遅滞なく国会に報告すること。こういう趣旨のあれが出ているわけです。ですから、かなり国会の中でも論議され、また世間の批判もありまして、当時は議論の國家公務員の、これは四十九年ですけれども、指定職の十二号俸の東大、京大総長あたりが六十五万円、そのとき公庫、公団の裁、理事長というものは大体八十萬円、つまり大臣と次官の間に位しているわけですね。それからまた、特別職国家公務員でも、内閣総理大臣が百二十五万で

が六十五万円、そのとき公庫、公団の裁、理事長といふのは大体八十萬円、つまり大臣と次官の間に位しているわけですね。それからまた、特別職国家公務員でも、内閣総理大臣が百二十五万で國務大臣が九十万円です。それからまた、政務次官が当時六十五万ですから、かなり高い給与、公団なんかの理事なんかが皆五十五万円ですから、大体においてちょっと次官よりも低い程度、一般的に高いわけですね。高いだけでなく、計算方法も、さつきあなたが申されましたけれども、そういうふうに非常に小さな規模で係長程度の仕事しかしていなくて、普通の官吏よりもか、やれ監査役だとか、こういうような職場もあるわけです。これは多いところもありますよ。けれども、そういうふうに非常に小さな規模で係長しか持っていない、そういうところに理事だところもあるわけですね。規模によつて大小もありますけれども、大体係長が受け持つぐらの職員が何人かといううんかい、そういうところに理事だところがあるわけですね。規模によつて大小もありますけれども、大体係長が受け持つぐらの職員が何人かといふと五人しかいない、そういうところがあるわけですね。規模によつて大小もありますけれども、大体係長が受け持つぐらの職員が何人かといふと五人しかいない、そういうところがあるわけですね。規模によつて大小もありますけれども、大体係長が受け持つぐらの職員が何人かといふと五人しかいない、そういうところがあるわけですね。これは多いところもありますよ。けれども、そういうふうに非常に小さな規模で係長

公務員の在職中を上回るようなこうした高額の報酬は何と埋屈をつけても説明のしようがないと私たちには思うわけです。ですから、こういう点はやはり相当、年数やいろいろな規模やら、そういう他の問題を考慮して、これらの公団あるいは特殊法人全般を私たちいま洗い直す一つのあなたの仕事がやる仕事があるんじやないかというふうに考えるわけです。これについて、政府当局でもありますせん、事務の方が主としておいでになるんですけども、しかし、あなたの方としてもそういう仕事をやっておられるんですから、こういう問題について一定の見解を、今後努力するとか、どういうふうにやっていくとかいうことについてお聞かせを願いたい。

○説明員(足立和基君) いま先生の言われました天下りの問題であるとか、あるいは役員の数の問題であるとかいう問題につきましては、これは大蔵省がお答えるべき立場にございませんので、この場でお答えすることはできませんが、私ども給与担当省といたしまして申し上げたいことは、役員の給与につきましては、御指摘ございましたけれども、そのある特殊法人の役員の給与というのは、やはり職員の最高給与を若干上回るのが望ましいのではないかという観点から、現在かなり低く抑えられておりますが、逆転することがないようなどうことで考えております。もちろん從来から申し上げておりますが、その役員の給与につきましては民間との対比も考えておりますし、そのアップ率といたしましては一般職、指定職あるいは特別職のアップ率等を参考にやっておるの現状でございます。

それから、ボーナスにつきまして御指摘がございましたが、これはやはり同じく現在では公務員と同じようく扱つてございますので、先ほど、先生が、一般職につきましては今年度〇・二のボーナスの減額があるけれども、こういった特殊法人の役員についてはないじゃないかというような趣旨の御指摘がございましたが、こういった点につきましても、公務員と同様に措置することを考え

۱۰۷

○河田賛治君 私も最近、これは昨年のですけれども、大蔵省で出されております財政金融統計、これはあなたの方がみんな会社から集めておられるんですから、そういうそやあれはないと思うんです。これを見ましても、たとえば電気産業というのは非常に独専的な産業で資本が大きいですね。この役員の給料、手当というものは、まあ賞与はまたその業績によって違いますから別の問題として、普通の給与と手当を比較しましてもそんないたくさん取っていないんですよ。これから計算したんですよ、私は。だから、個々の会社に当たつていませんからわかりませんけれども、たとえば十億以上の会社で役員が三百四人おるんですね、これが二十五億五千万円ですか、給与をもらつておる、手当を。割りますと大体八百三十八万円ぐらいなんですね。それから一億から十億のやはり電力会社ですけれども、これでも三十四人の役員がいる。これが一億五千五百万円ですか、これを割りますと四百五十五万円の年額になるわけですね。そうしますと、一般官吏のつまり特別職よりはちょっと低いところもあります。けれども、大体においてそういう高くはないわけです。だから、特殊法人とこれとを比べますとやっぱり上がっているんですよ。この報告が間違いでなければ私はそういうことが言えると思うんですね。だから、この点などはやはりもう少し、民間がうそを出しているのかどうか知りませんけれども、とにかくそういうふうにして、現在高級官僚がここに渡り鳥式にいろいろと入つていって、そしてごく短期間の間にかなりの高給と、それから非常に大きな退職金をもらえると、こういうところはやはり改めませんと私は非常な不公正な政治になると思うんです。このことはさつきも言いました。

はさつきいろんな問題がありました。だからこれ

はさつきいろいろな問題がありました。だからこれについて、現在地方でも公社などがたくさんできて、最近では栃木県で、あそこで必ずいぶん、いわゆる出先機関にどんどん出向する。百幾つでしたか、新聞に出でおりました。ここでももういよいよほっとくわけにいかぬというので、栃木県で一つの大綱をつくりまして、そして基準を決めておるわけです。余り詳しくは申しませんけれども、天下りの在職は五年に決める、それ以上はせぬと。それから、やつても給与なんかは特別に上げないとか、そういうことだの、それから年数なんかも非常に整理をして、管理職の手当とか、あるいは扶養手当等はもう特別だからこれには一切支給しないとか、こういうふうにしていろんな面でこれをいまチェックして、地方財政の危機がありますから、こういうことも考へておるわけです。すでに地方自治体でもまじめにこういうことを考へておられるんです。中央政府がもつと敏感にこういう問題に対してもやつてもらわなければならぬじゃないかと思う。地方よりもえらいエリートの人がずいぶん大蔵省に集まっているわけですから、少しこういう知恵も出るんじゃなあいかと思つておるんですけども、余りその方が実行されないで私たちは非常に遺憾に思つてゐるわけですが、ひとつこの点は、どうも政務次官や局長さんでもないから余り私の方も突つ込んで言つわけにいきませんけれども、とにかく現在の状況では、退職金の算定方式やなんか根本的には正する、あるいは給与のやり方、こういうものをできるだけ世間から批判のないようにやはり行政指導としてあなたの方でできる限りはやる。また、人事院の方へもそういう問題を持つていくとか、いろいろ各関係がござりますから、大蔵省だけで決めるわけにはいかぬでしょけれども、しかし、大蔵省がやはり予算とかいろんなものは、かなり音頭取りをやるわけなんですから、この点をいつもあなたの方では正の措置をとり、そして国民の世論の批判にこたえる、そういう方向をとつてもらいたいと、こう思つうんです。

一応これで私の質問終わりますが、これについ

一応これで私の質問終わりますが、これについてあなたの方の事務当局としてお考えのことと言つてもらいたいと思います。

○説明員(足立和善君) 最初に先生、民間の例で数字を申されたわけで、それの比較において特殊法人の役員の現在のレベルは高いじゃないかという御指摘がございましたけれども、これは役員と申しましてもいろいろございまして、恐らく、たとえばお話しの電力であるとか、そういうところの役員の中には、役員としての全体人数で割りますと、その中にはたとえば非常勤の役員も入つておつたりしてその単価が下がつてくるのではないかという点もございまして、私どもも実は常に民間の動向は考えて調査してございまして、例として挙げられました電気製品のメーカーのそれぞれの役員給与、あるいは電力会社、こういうところも調べてございます。決して現在の特殊法人の役員の給与に比べて民間の方が下回つておるということはございません。かなり民間の役員の給与が現在の特殊法人の役員の給与を上回つているというのが実情でございます。それはただ事実関係を申し述べた次第でございます。先生の御指摘の、それにしても役員の給与は高いじゃないか、そういうことを十分ひとつチェックしろという御趣旨について以前から私どもも注意してございまして、現在のレベルというものは、適当とは考えてございますけれども、今後ともその民間の役員の給与の動向等も十分考え方あわせながら、特殊法人の役員給与については考えてまいりたい、検討してまいりたい、こういう観点で考えております。

○中村利次君 私は林業作業員の職業病に関する問題で質問をします。

この林業作業員の職業病は、いわゆる白ろう病だとか振動病と言われておりますけれども、これは昭和四十年に職業病として認定をされておるんですが、この原因ですね、チエーンソーあるいは刈り払い機の使用等によって起こるんだと言われておりますが、原因はどういうところにある

1

のか、ますお伺いします。

○説明員(須藤徹男君) お答えいたします。

振動障害は、いま先生おっしゃいましたけれども、いわゆる振動機械を使用する業務に従事することに起因する神経、骨、関節、筋肉、腱鞘等の疾患を言ふのでございまして、振動、騒音、寒冷等が主な原因と言われております。

○中村利次君 そうすると、これはやっぱり振動機を使用することに原因がある。これが昭和四十一年に職業病として認定をされて今日に至っているんですけども、その後減るどころかだんだんふえちゃつて、国有林においては約三千名、民有林においては約九百と言われておるようですが、そのとおりかどうか、大体そのとおりかどうかです。

○説明員(須藤徹男君) そのとおりでござります。

○中村利次君 チーンソーの使用台数は、国有林では六千三百と言われ、また民有林では十八万台と言われておるんですが、これも大体そのとおりですか。

○説明員(須藤徹男君) 大体そのとおりでござります。

○中村利次君 そうすると、まことにこれはおかしいことになるんですよ。民有林の方がはるかに振動機の使用台数が多いにもかかわらず、実際に職業病として認定をされておるのは国有林は約三 thousand、民有林の作業者は約九百とはるかにこれは少ない。そうなると、民有林の作業員は職業病にかかるといつてないのかどうか、あるいはかかっているだけれども、これは潜在しちゃて表面に出ないのかどうか。これは判断で結構です。これは労働省にもちよつと関係あります、民有林のあれは。

○説明員(須藤徹男君) 国有林と民有林とでは、その事業の規模でございますとか、就労形態が異なっておりますので、単純に比較するというわけにはまいりませんけれども、民有林に少ないとおは、作業個所が分散し、事業規模が小さいために

国有林に比べて専門的にチーンソーを使うといふケースが少ない。それから、伐木から集材、運搬に至る各種作業に従事するなど、いわゆる作業の組み合わせの有無による相違が見られる。もう一つは、民有林の就労形態の多様性から受診対象者の正確な把握が困難であるというふうに私ども把握しております。したがって、民有林についても潜在的にまだおるんじゃないかという疑いは持っております。

○中村利次君 これはやっぱり、そうなりますと大きな社会問題だと思いますね。ですから、きょうは大変短い時間ですから、私はそれを突っ込んで質問するのはいすれかの機会に譲りますけれども、まあ四十年に職業病として認定されて、四十五年には労働省の通達が出ておりますね、チーンソーの使用は一日二時間、週五日間を限度とする。これを出した労働省は、この通達は権威あるものかどうかと聞かれれば、いや権威はあるんだとおっしゃるんでしょうけれども、これは確認の意味でどうですか。

○説明員(須藤五郎君) 国有林におきましては、昭和四十四年にいまの一日二時間規制という規制の作業基準につきましては、労働省では専門家の御意見を拝聴してその御意見の結論に基づいて行政通達を出したという次第でござります。

○中村利次君 そうなりますと、やっぱり権威があるものだ、こういうぐあいに解釈すべきですね。

○説明員(須藤五郎君) 振動障害を防止するための作業基準につきましては、労働省では専門家の御意見を拝聴してその御意見の結論に基づいて行政通達を出したという次第でござります。

○中村利次君 そうなりますとお話をございまして、これは厳格に守つておるのでござります。

○説明員(須藤五郎君) はい。

○中村利次君 結構です。

○中村利次君 そうなりますと、これまたおかしな話になつちやうんですよ。そうすると、一日二時間、週五日を限度とすれば振動病は起こらない、振動病はかかるらないといふのが、当然これは解釈すべきことになりますが、それでよろしいですね。

○説明員(須藤秀郎君) 現在までの振動障害にかかる人の発症の状況その他を勘案いたしまして、基準に示された作業が確実に行われている限りにおいてはまず起らぬであろうということことで通達が出されているのでござります。

○中村利次君 それは特異体質もあるでしょうか

ら、そういうものはこれは例外と見て、一般的な

常識では、この通達が守られておれば振動病にかかることはないといふぐあいに解釈していいです。

○中村利次君 そうしますと、現実に国有林、民有林、特に国有林の場合がはなはだしく多い。これは労働省の通達が守られていないということに原因があるということになりますね、当然。いかがですか。

○説明員(須藤秀郎君) そのとおりです。

○中村利次君 それは特異体質もあるでしょうか

ら、そういうものはこれは例外と見て、一般的な

常識では、この通達が守られておれば振動病にかかることはないといふぐあいに解釈していいです。

○中村利次君 それは大変苦しい御答弁でございまして、私はそういうことはあり得ないと思いま

すよ。だから、私は最初に申し上げたけれども、

職業病として認定されたのは四十年、昭和三十年代の半ばごろから問題になつておる。そして昭和

四十五年には労働省の通達があつた。労働省はそ

ういうものを一切含めて、専門家の専門的結論によつて、規制が守られておれば振動病にはから

ないということで通達を出しておる。ところが、

その後六年たつておる。新たな人たちまでやっぱ

り振動病にかかるつておるということで、認定をさ

れておるわけでありますから、いまの御答弁は通

用いたしません。しかし、ここにまた、するとか

しないとか言ってやつていれば時間損しますか

さらに協議いたしまして、人工林等中小径木を対象としましたものについては手工具の導入でありますとか、振動機械を使用しない作業との組み合

わせとか、あるいは造材におきましては玉切り装

置の導入とというようなことを積極的にやっておる

わけでございますが、いま先生の御質問の規制を

守つてないのじやないかというお話をございま

すけれども、これは厳格に守つておるのでございま

す。

○中村利次君 そうするとおかしくなるんです。

○説明員(須藤秀郎君) それは厳格に守つておるけれども、これは厳格に守つておるのでございま

す。

○中村利次君 そうするとおかしくなるんです。

○説明員(須藤秀郎君) 実は、これは労働省からお答えがございましたので私どもから云々するわ

けではございませんけれども、国有林におきまし

ては使用期間が非常に長うござります。歴史が長

いのですから、いわゆる時間規制以前に相当使

われておるという実績もございましてそういう影

響も出ておるかと思いますけれども、昨年の四月にさらに規制を強化いたしましたけれども、まだ認定者が多少出でるということでございま

すから、二時間規制そのものが本当に決め手にな

るかどうかというのは問題だらうと思います。

○中村利次君 これは大変苦しい御答弁でございまして、私はそういうことはあり得ないと思いま

すよ。だから、私は最初に申し上げたけれども、

職業病として認定されたのは四十年、昭和三十

年代の半ばごろから問題になつておる。そして昭和

四十五年には労働省の通達があつた。労働省はそ

ういうものを一切含めて、専門家の専門的結論によつて、規制が守られておれば振動病にはから

ないということで通達を出しておる。ところが、

その後六年たつておる。新たな人たちまでやっぱ

り振動病にかかるつておるということで、認定をさ

れておるわけでありますから、いまの御答弁は通

用いたしません。しかし、ここにまた、するとか

しないとか言ってやつていれば時間損しますか

さらに協議いたしまして、人工林等中小径木を対象としましたものについては手工具の導入でありますとか、振動機械を使用しない作業との組み合

わせとか、あるいは造材におきましては玉切り装

置の導入とというようなことを積極的にやっておる

わけでございますが、いま先生の御質問の規制を

守つてないのじやないかというお話をございま

すけれども、これは厳格に守つておるのでございま

す。

○中村利次君 そうするとおかしくなるんです。

○説明員(須藤秀郎君) それは厳格に守つておるけれども、これは厳格に守つておるのでございま

す。

○中村利次君 そうするとおかしくなるんです。

○説明員(須藤秀郎君) 国有林では、労働省通達が出て受けたこの規制をされたのは、当局が一方

直して対策を講じたとおっしゃるが、しかば四

十五年に労働省の通達があつたとき、この労働省

通達を受けてこの規制をされたのは、当局が一方

的におやりになつたんですか、それとも労使で協

約、協定等でお決めになつてやつたんですか。

○説明員(須藤秀郎君) 国有林では、労働省通達が出て以前の四十四年の十二月に労使間協議をいたしまして決めた基準でござります。

○中村利次君 それを労働省がこうやつたわけですか

が、大体同じことを労働省の通達は一日二時

間、週五日間、同じことを四十四年に決めたとおっしゃるわけですね。おっしゃるわけ。

○説明員(須藤秀郎君) ええ。

○中村利次君 それはそれで結構だが、労使間で

これが決められておると、そうすると全くこれは

またまた元へ戻つちやうんです。しかば、労使

間で決めたことは守るという、これはもう当然で

それが、それは労使双方でおやりになりましたか、

チェックは。

○説明員(須藤秀郎君) 協約締結後、直ちに二時

間規制に移ったかといいますと、必ずしもそうは

なっていない実態がござります。

○中村利次君 いや、その後は。

○説明員(須藤徹男君) 現在は完全に定着いたしておりますが、労使間協議で決めて、直ちに全部が二時間規制に入つたかというと必ずしもそうでない。やはり作業員の意識の問題もございますし、定着にはかなり時間を要しておるという実態がござります。

○中村利次君 これは、林野庁は労働組合の全林野から告発されましたよね、それには、そんな労使間で協定したことはびしつと守つたとはなつてないでしょ。これはどうなんですか、どうもその答弁がおかしいんだ、これは。「チーンソー」を長時間使えば白ろう病にかかることがわかつておるにもかかわらず、各地の営林署長、営林局長はチーンソーの使用を続けさせた。これは未必の故意による傷害罪。そうすると、やっぱり協定以上の仕事をやつたということになるんですよ。これはそれじゃお認めにならないわけですか。

○説明員(須藤徹男君) 先ほど申し上げましたよ

うに、定着にかなり時間は要しましたが、その後確実にこの協定どおり実施いたしておりますので、そういうことで、それだけではございません

が、振動障害対策に真剣に取り組んできてるわけ

でございますから、今回の告訴、告発を受ける

という事態に至つたことはまことに残念なことで

あると思います。

○中村利次君 大体林野庁の労使関係はそれじゃ

どうなつてているのですか。労使が協定をしてそれが定着するには時間がかかったとおっしゃる。それほどルーズなものですか。いつごろまでそれは大体時間がかかったんですね、まことにどうもこれは摩訶不思議だ。

○説明員(須藤徹男君) 協定の趣旨からいしまし

て、なるべく早急に定着するということを目標に

して実施してきておりますので、何年もかかるとい

うようなことではなくて実施に移されたという

ことでござります。

○中村利次君 定着しなかつた理由は何ですか。

○説明員(須藤徹男君) これは労働組合の意思とは反対に、現場労働者がやはり使いなれたチーンソーを、時間を制約されるというのをなかなか使間で協定したことにはびしつと守つたとはなつてないでしょ。これはどうなんですか、どうもその答弁がおかしいんだ、これは。「チーン

ソー」を長時間使えば白ろう病にかかることがわ

かつておるにもかかわらず、各地の営林署長、営

林局長はチーンソーの使用を続けさせた。これ

は未必の故意による傷害罪。そうすると、やっ

ぱり協定以上の仕事をやつたといふことになるん

ですよ。これはそれじゃお認めにならないわけですか。

○説明員(須藤徹男君) 先ほど申し上げましたよ

うに、定着にかなり時間は要しましたが、その後

確実にこの協定どおり実施いたしておりますので、

そういうことで、それだけではございません

が、振動障害対策に真剣に取り組んできてるわ

けでございますから、今回の告訴、告発を受ける

という事態に至つたことはまことに残念なことで

あると思います。

○中村利次君 むちやくちやに使つたわけではな

いでしょう。しかし、労働省はやっぱり専門家の

意見を聴いて一日二時間以内、週五日以内だった

ら振動病にはかられないという、そういう権威あ

る答えを出して通達をされた。林野庁は先取りを

して四十年に労使間の協定で同じことを決めて

おる。そうなると、大体政府の責任からいつた

ら、それが守られておればいま振動病騒ぎなんか起らぬはずなんですよ。はずなんです。もし

それが起るとすれば、いまの御答弁が事実に反

するのか、あるいは労働省が通達を出したが、こ

れは労働省が通達を出したのがどうもいかげん

であるということになれば、林野庁が労使間で決

められた同じ一日二時間、週五日というのもい

かげんだということになるわけですから、双方

やっぱり責任を持つて決めているんでしょ。責

任を持つて決めて、これはそうなれば白ろう病に

はかかるないと、いうことになれば、かかるておる

ことではないといふことは、これはとんでもない話で、どう

ですか、今後調査をする御意思がありですか。

○説明員(須藤徹男君) 先ほどの私のお答え大變

不十分で申しわけないんでござりますが、當時こ

ういう調査を実際やつてみました。ただし、その

事実確認がなかなかむずかしいのであります。

○説明員(須藤徹男君) 私はこの週刊誌や新聞記事を取り

はどう解釈すればいいんですか。

○説明員(須藤徹男君) もともとこの二時間規制

といふものは必ずしも科学的な根拠に基づいた規制ではありません。やはり過去の経験等、労使間でこの程度規制すればまず認定者が出ないだ

けでしょ。

○説明員(須藤徹男君) それでは、作業能率を上げなければ収入に影響するから、協定はしたけれども、それを無視して——無視してと言うと言葉が強ければ改めていいですが、やっぱり長時間使用をやつていたと、こういうことになるのですか。

○説明員(須藤徹男君) 国有林におきましてもあれでございますが、二時間といいますのは、機械のいわゆる鋸断している実動時間でございまして、従来からでたらめに長時間使っていたという実績はないわけでございます。当然八時間労働の中で機械を使用するということでござりますから、むちやくちやに使つておつたという実績はないわけでござります。

○説明員(須藤徹男君) むちやくちやに使つたわけではないでしょ。しかし、労働省はやっぱり専門家の意見を聴いて一日二時間以内、週五日以内だったら振動病にはかられないという、そういう権威ある答えを出して通達をされた。林野庁は先取りをして四十年に労使間の協定で同じことを決めておる。そうなると、大体政府の責任からいつたら、それが守られておればいま振動病騒ぎなんか起らぬはずなんですよ。はずなんです。もし

それが起るとすれば、いまの御答弁が事実に反

するのか、あるいは労働省が通達を出したが、こ

れは労働省が通達を出したのがどうもいかげん

であるということになれば、林野庁が労使間で決

められた同じ一日二時間、週五日というのもい

かげんだということになるわけですから、双方

やっぱり責任を持つて決めているんでしょ。責

任を持つて決めて、これはそうなれば白ろう病に

はかかるないと、いうことになれば、かかるておる

ことではないといふことは、これはとんでもない話で、どう

ですか、今後調査をする御意思ありますか。

○説明員(須藤徹男君) まだおつしやつた

おることになれば、これはどうなさいますか、責任

取材して書いたもので、そういうのを風評で聞いておるというのにはこれはとんでもない話で、どう

ですか、今後調査をする御意思ありますか。

○説明員(須藤徹男君) 先ほどの私のお答え大變

不十分で申しわけないんでござりますが、當時こ

ういう調査を実際やつてみました。ただし、その

事実確認がなかなかむずかしいのであります。

○説明員(須藤徹男君) 私先ほど申し上げましたようにはそういうことを

風評で聞いたと、調査を行つたときに、そういう

事実はござります。

○中村利次君 なお、振動病の認定については、これは病院あるいは医者によって異なると、こういうことも言われておりますけれども、これはやっぱり国民のだれが聞いても納得のできるようないいものでなければいけません。大体指定医というのがあるんですね。

○説明員(須藤徹男君) 当局といいたしましては現在管理医を指定しておりますが、その他公立病院等の診断によつても認定をいたしております。

○中村利次君 病院についていろいろなやつぱり議論があるんですよ。林野庁責任持てますか、その指定された病院のあれは責任持てますか。

○説明員(須藤徹男君) 認定につきましては人事院規則に基づきまして、チエーンソーラー等の身体に振動を与える機械を使用する業務に従事したために生じたレイノーラー現象及び神経、骨、関節、筋肉、腱鞘等の疾病について公務上として取り扱つておりますし、個々のケースに即して医師が所定の医学的な各種の検査を行いまして、その結果に基づいて適正に認定業務を行つてあるところです。さいまして、今後もより適正に認定が行われるように努めていきたいと、かように考えております。

○中村利次君 どうも本当にあいまいでどうしようもありません。これは大体労使間の協定、協約といふものをどういうあいにお考えなのか、定着するまで日数がかかったという、そんなんのは、これはどうも解釈していいんだかわかれわれは全くわかりませんよ、これは、それから病院、医師等の指定についても、どこへ出したりつぱりはあるといふ、そういう権威あるものにしなきゃいけない、それから認定基準から治療基準あるいは復職の基準なんていふものも全くあいまい、あるいはない。こういうことでは、大体振動病の正体は、だということにならざるを得ない。そして、やっぱり重症患者なんかは大変に苦しんでいる。そういうすつきりしたもののがどうも感じられない、ということは、これは明らかに責任です。私は、言うならばそういう対策を労使双方で決めていながら、そういうものが守られるならば新しい患者は出るはずがないにもかかわらず、出ておるというこの事実に対し、当局が果たしてこれをどうお考えになり、どう対策をしようとしておるのか、あるいは労使がこれ

にどう取り組んでおるのか、これはやっぱりまたもに取り組んでもらわなきゃ納得できません。そ

ういう問題を全部私は明らかにした上で、現在使中のチエーンソーラーあるいは刈り払い機等については、安全衛生が確立されるまではこれはやめたらどうかと思うんですよ。二時間と五日で本当に新しい患者が出ないんならば、また労使間でしかるべき措置を講じられるのもいいと思うんだが、

しかし、ぴしつとした管理体制、あるいは労使共通でこれに対する対応も十分でないということになれば、だから告発騒ぎまで起る。これは当局の責任であり、私は告発者たつて必ずしも一〇〇%これは言い分があるのかどうか、いまの答弁を開いた限りでは大変にどうも定着するまで時間がかかったと言つけれども、そういうものをなぜ当局に對して、長時間の使用に對して厳重抗議を行わないのか。行われたことありますか、あるか

かれども、これはなぜこういうものを速やかに導入するようなことをなさらないのか。これは時間がないからきょうはこれでやめますが、私はこの問題は十分時間のあるときに引き続いてやりますよ、これは。

○中村利次君 守られておるなら出るはずはないんです。出るといふのはどこかに間違ひがある、それは、

○委員長(中山太郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

十月十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一一九一)(第一三五〇号)(第一三六九号)

第一一九一號 昭和五十一年十月五日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市山浦 潤上一彦

紹介議員 古賀留四郎君

一 有馬忠

紹介議員 永野 嶽雄君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一三五〇號 昭和五十一年十月七日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 佐賀県豊田郡豊町御手洗一五三

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一三六九號 昭和五十一年十月七日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町長尾 中島

紹介議員 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

十月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のよう改訂する。

第十条の三第一項第一号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第二号中「三万円」を「三万二千五百円」に改める。

第十二条第三項中「六千円」を「七千円」に、「一千円」を「二千二百円」に、「四千円」を「四千五百円」に、「四百円」を「千円」に改め、同項第四項中「四百円」を「千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十三条の六第二項第一号中「二万円」を「一万二千円」を「二千二百円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「四百円」を「千円」に改め、同項第三項中「四千五百円」を「七千円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万円」を「一万二千五百円」に改め、同項第二号中「一千六百円」を「千七百円」に、「二千八百円」を「三千一百円」に、「三千五百円」を「三千三百円」に、「四千五百円」を「五千五百円」に改め、同項第三項中「一万円」を「一万二千五百円」に改める。

第十九条の二第一項中「一千三百円」を「千六百円」に、「二千六百円」を「三千一百円」に、「一千九百五十円」を「二千四百円」に、「三千九百円」を「四千五百円」に改め、同項第三項中「一万円」を「一万一千五百円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第十九条の四第一項中「こえない」を「超えない」に、「百分の六十」を「六月に支給する場合においては百分の六十五」に、「一月に支給する場合においては百分の六十」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十二条第一項中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

1

号 俸	俸給月額							
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
1	234,700	181,100	—	—	93,800	82,500	—	—
2	245,100	188,600	160,700	136,000	114,000	98,500	86,000	68,400
3	255,500	196,300	167,100	141,700	119,100	103,300	89,700	70,300
4	265,900	204,400	173,500	147,600	124,200	108,100	93,800	72,300
5	276,300	212,500	180,800	153,500	129,500	112,900	97,900	74,300
6	286,700	220,600	186,500	159,400	134,900	117,700	101,700	76,900
7	297,100	228,700	193,200	165,500	140,300	122,400	105,500	79,700
8	307,500	236,800	199,900	171,700	145,600	127,100	109,200	82,500
9	318,000	244,900	206,600	178,100	151,000	131,300	112,500	84,800
10	328,500	253,000	213,400	184,500	156,400	135,400	115,800	87,000
11	336,200	260,700	220,200	190,900	161,800	139,500	113,800	89,200
12	342,100	268,400	226,900	197,300	167,200	143,600	121,800	91,300
13	348,000	275,800	233,600	203,600	172,500	147,700	124,700	93,400
14	353,400	281,700	240,300	209,900	177,800	151,300	127,200	95,500
15	358,000	287,600	246,900	216,000	182,800	154,900	129,700	97,500
16	291,700	252,200	222,100	187,300	158,300	132,200	99,500	20
17	257,500	226,900	191,800	161,700	134,600	101,000	21	280,100
18	261,100	231,700	195,100	164,600	136,800	122	233,900	193,900
19	264,700	235,100	198,200	167,500	138,700	23	237,700	197,000
20	268,500	201,200	169,600	241,900	203,500	24	240,700	200,100
21	26	205,800	171,700	208,100	205,800	25	202,400	171,800
22	27	173,800	—	—	—	26	173,700	152,000
23	28	—	—	—	—	27	127,100	127,100
	29	—	—	—	—	28	112,500	112,500

行政職俸給表(二)

号 俸	俸給月額							
	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	133,400	112,900	93,200	83,500	68,800	61,600	—	—
2	137,900	116,900	97,100	86,600	70,900	63,400	—	—
3	142,400	121,000	101,000	89,800	73,000	65,200	—	—
4	147,200	125,100	104,900	93,200	75,100	67,000	—	—
5	152,000	129,200	108,900	96,600	77,600	68,800	—	—
6	157,100	133,400	112,900	100,000	80,400	70,800	—	—
7	162,200	137,600	116,700	103,400	83,500	72,800	—	—
8	167,400	141,800	120,500	106,800	86,600	74,800	—	—
9	172,700	146,000	124,300	110,200	89,700	77,200	—	—
10	178,000	149,800	128,100	113,600	92,800	79,900	—	—
11	183,300	153,600	131,500	117,000	95,900	82,700	—	—
12	188,700	157,400	134,900	120,300	99,000	85,500	—	—
13	194,100	161,100	138,200	123,600	101,900	88,100	—	—
14	199,400	164,800	141,500	126,700	104,800	90,700	—	—
15	204,000	168,500	144,800	129,800	107,200	93,100	—	—
16	208,500	172,200	148,100	132,600	109,500	95,500	—	—
17	213,000	175,900	151,500	135,300	111,700	97,900	—	—
18	217,500	179,500	154,800	138,000	113,900	99,800	—	—
19	222,000	183,100	158,100	140,400	116,100	101,700	—	—
20	226,300	186,700	160,900	142,700	118,100	103,500	—	—
21	230,100	190,300	163,600	144,600	120,000	105,300	—	—
22	233,900	193,900	165,800	146,500	121,800	107,100	—	—
23	237,700	197,000	168,000	148,400	123,600	108,900	—	—
24	240,700	200,100	169,900	150,200	125,400	110,700	—	—
25	242,400	202,400	171,800	152,000	127,100	112,500	—	—
26	246,200	205,800	173,800	154,500	129,200	114,200	—	—
27	249,700	208,100	175,600	156,300	131,100	115,900	—	—
28	252,200	211,000	177,500	158,200	133,000	117,500	—	—
29	255,700	213,900	179,400	160,100	134,900	119,200	—	—

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

号 俸 級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	245,400	204,400	—	—	—	—	107,800	92,800	—
2	253,600	212,500	190,700	177,700	153,300	130,000	112,700	96,900	75,500
3	261,800	220,600	197,500	184,200	159,000	135,500	117,600	101,000	78,100
4	270,000	228,700	204,400	190,700	164,800	141,000	122,500	105,100	80,900
5	278,300	236,800	211,400	197,400	171,200	146,500	127,400	109,100	84,100
6	286,700	244,900	218,400	204,100	177,700	152,100	132,300	112,400	87,300
7	297,100	253,000	225,400	210,900	184,200	157,700	138,800	115,700	90,500
8	307,500	260,100	232,300	217,700	190,700	163,400	140,900	118,700	93,300
9	318,000	267,200	239,200	224,500	197,300	169,100	145,000	121,600	95,200
10	328,500	274,100	246,100	231,400	204,000	174,800	149,000	124,400	97,100
11	336,200	281,000	253,000	238,300	210,700	180,400	153,000	127,200	98,900
12	342,100	288,000	259,900	245,100	217,400	186,000	156,800	130,000	100,700
13	348,000	295,000	266,800	251,900	224,000	191,600	160,600	132,800	102,500
14	353,400	302,000	273,700	258,700	230,600	196,200	164,100	135,500	104,800
15	358,000	308,900	280,600	265,300	237,200	200,000	167,000	137,500	105,900
16	315,800	287,100	271,300	243,800	203,800	169,900	149,000	127,200	104,800
17	320,000	293,600	276,900	248,800	208,400	178,400	158,400	140,700	125,500
18	327,500	297,500	280,500	253,800	208,400	178,400	159,500	143,500	127,200
19	331,400	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
20	328,700	287,700	261,900	218,000	188,600	169,000	152,400	134,500	116,500
21	326,300	292,300	265,300	222,300	193,700	173,800	156,800	139,000	121,000
22	320,000	293,600	276,900	243,800	207,500	172,000	155,900	137,200	121,000
23	327,500	297,500	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
24	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
25	328,700	292,300	265,300	222,300	193,700	173,800	156,800	139,000	121,000
26	326,300	293,600	276,900	243,800	207,500	172,000	155,900	137,200	121,000
27	320,000	294,400	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
28	327,500	297,500	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
29	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
30	328,700	297,500	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
31	326,300	293,600	276,900	243,800	207,500	172,000	155,900	137,200	121,000
32	320,000	294,400	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
33	327,500	297,500	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
34	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の課課及び徵収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

号 俸 級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	245,400	204,400	—	—	—	—	94,700	84,600	—
2	253,600	212,500	190,700	177,700	153,300	130,000	112,700	96,900	75,500
3	261,800	220,600	197,500	184,200	159,000	135,500	117,600	101,000	78,100
4	270,000	228,700	204,400	190,700	164,800	141,000	122,500	105,100	80,900
5	278,300	236,800	211,400	197,400	171,200	146,500	127,400	109,100	84,100
6	286,700	244,900	218,400	204,100	177,700	152,100	132,300	112,400	87,300
7	297,100	253,000	225,400	210,900	184,200	157,700	138,800	115,700	90,500
8	307,500	260,100	232,300	217,700	190,700	163,400	140,900	118,700	93,300
9	318,000	267,200	239,200	224,500	197,300	169,100	145,000	121,600	95,200
10	328,500	274,100	246,100	231,400	204,000	174,800	149,000	124,400	97,100
11	336,200	281,000	253,000	238,300	210,700	180,400	153,000	127,200	98,900
12	342,100	288,000	259,900	245,100	217,400	186,000	156,800	130,000	100,700
13	348,000	295,000	266,800	251,900	224,000	191,600	160,600	132,800	102,500
14	353,400	302,000	273,700	258,700	230,600	196,200	164,100	135,500	104,800
15	358,000	308,900	280,600	265,300	237,200	200,000	167,000	137,500	105,900
16	315,800	287,100	271,300	243,800	203,800	178,400	158,400	140,700	125,500
17	320,000	293,600	276,900	248,800	208,400	178,400	159,500	143,500	127,200
18	327,500	297,500	280,500	253,800	208,400	178,400	159,500	143,500	127,200
19	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
20	328,700	292,300	265,300	222,300	193,700	173,800	156,800	139,000	121,000
21	326,300	293,600	276,900	243,800	207,500	172,000	155,900	137,200	121,000
22	320,000	294,400	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
23	327,500	297,500	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
24	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
25	328,700	292,300	265,300	222,300	193,700	173,800	156,800	139,000	121,000
26	326,300	293,600	276,900	243,800	207,500	172,000	155,900	137,200	121,000
27	320,000	294,400	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
28	327,500	297,500	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
29	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
30	328,700	297,500	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
31	326,300	293,600	276,900	243,800	207,500	172,000	155,900	137,200	121,000
32	320,000	294,400	280,500	253,800	210,400	189,900	164,200	148,000	130,000
33	327,500	297,500	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000
34	331,200	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000	130,000

備考 この表は、警察官、鑑定官、監査官、法務官等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

号 俸	俸給月額							俸給月額
	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	
1	245,400	204,400	—	—	—	—	107,800	92,800
2	253,600	212,500	190,700	177,700	153,300	130,000	112,700	96,900
3	261,800	220,600	197,500	184,200	159,000	135,500	117,600	101,000
4	270,000	228,700	204,400	190,700	164,800	141,000	122,500	105,100
5	278,300	236,800	211,400	197,400	171,200	146,500	127,400	109,100
6	286,700	244,900	218,400	204,100	177,700	152,100	132,300	112,900
7	297,100	253,000	225,400	210,900	184,200	157,700	136,800	116,700
8	307,500	260,100	232,300	217,700	190,700	163,400	141,100	120,500
9	318,000	267,200	239,200	224,500	197,300	169,100	145,400	124,300
10	328,500	274,100	246,100	231,400	204,000	174,800	149,700	127,900
11	336,200	281,000	253,000	238,300	210,700	180,400	154,000	131,500
12	342,100	288,000	259,900	245,100	217,400	186,000	158,100	135,100
13	348,000	295,000	266,800	251,900	224,000	191,600	162,200	138,700
14	353,400	302,000	273,700	258,700	230,600	196,400	166,200	142,300
15	358,000	308,900	280,600	265,300	237,200	200,300	170,200	145,900
16	315,800	287,100	271,300	243,800	204,200	173,700	149,400	117,300
17	320,000	293,600	276,900	248,800	207,900	177,000	152,400	120,000
18	297,500	280,500	253,800	213,700	182,800	155,300	125,300	107,300
19	301,400	284,100	258,500	213,700	182,800	157,300	125,300	107,300
20	287,700	261,900	216,000	184,900	179,900	155,300	122,700	107,300
21	265,300	218,300	187,000	—	—	—	—	—
22	268,700	220,600	189,100	—	—	—	—	—

備考 この表は、検査官、公安調査官、少年院、海上保安官等に適用する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)
海事職俸給表(一)

号 俸	俸給月額					俸給月額
	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	
1	282,800	190,400	155,900	129,600	103,000	—
2	241,700	198,900	162,700	135,700	107,800	80,600
3	250,600	207,500	169,500	141,800	112,700	83,900
4	259,500	216,100	176,300	148,000	117,700	88,500
5	268,400	224,400	183,100	154,200	122,800	93,100
6	277,200	232,500	189,900	160,100	127,900	97,800
7	286,000	240,600	196,700	166,000	133,000	102,400
8	294,800	248,700	203,300	171,800	137,700	106,400
9	303,600	256,700	209,900	177,400	142,300	110,300
10	311,200	264,700	216,000	183,000	146,800	114,000
11	318,800	272,700	222,100	188,300	151,000	117,700
12	324,900	280,200	228,200	193,600	155,200	120,500
13	331,000	287,700	234,300	198,900	159,200	123,300
14	337,100	294,200	239,700	204,200	163,200	126,000
15	342,200	300,600	245,100	209,500	167,200	128,800
16	347,300	306,600	250,500	214,800	171,200	131,600
17	351,600	312,500	255,900	219,800	175,200	134,400
18	318,000	260,300	224,600	178,300	137,100	139,900
19	321,900	263,800	227,800	231,000	141,900	—
20	327,300	267,300	231,000	234,600	178,300	—
21	332,000	270,800	238,300	241,600	181,200	—

備考 この表は、運洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の船舶に乗り組む船員、航海士、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	153,600	124,800	102,600	85,000	69,900
2	153,500	129,200	106,500	88,200	71,900
3	163,400	134,100	110,500	91,700	73,900
4	168,300	139,000	114,700	95,200	76,100
5	173,300	143,900	119,400	98,800	78,900
6	178,500	148,800	124,200	102,400	81,800
7	183,700	153,600	129,000	106,100	84,700
8	189,300	157,900	133,900	109,800	87,900
9	194,900	162,100	138,800	113,500	91,200
10	200,500	166,200	143,600	117,600	94,700
11	206,200	170,300	148,400	121,700	98,200
12	211,900	174,400	152,300	125,800	101,800
13	217,600	178,400	156,200	130,000	105,400
14	223,200	182,500	159,900	134,000	109,000
15	228,100	186,600	163,600	137,800	112,600
16	232,800	190,500	167,300	141,600	116,200
17	237,500	194,400	170,800	145,400	119,700
18	242,200	198,300	174,300	149,100	123,200
19	246,900	202,200	177,400	152,800	126,700
20	251,600	206,000	180,500	155,800	130,100
21	255,600	209,800	183,200	158,800	132,700
22	259,600	212,600	185,800	161,400	135,200
23	263,600	215,400	188,300	164,000	137,100
24	266,800	218,200	190,400	166,400	139,700
25			192,500	168,400	142,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表の適用を受ける者を除く。)や人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	—	—	129,100	95,600	79,100
2	—	150,300	135,000	101,100	82,400
3	193,500	157,100	140,900	106,700	86,000
4	201,100	163,900	146,800	112,300	90,000
5	208,700	170,700	153,100	117,900	94,200
6	216,700	177,500	159,400	128,500	98,700
7	224,700	184,300	165,700	129,100	103,300
8	232,800	191,100	172,000	134,900	108,500
9	240,900	197,900	178,300	140,700	113,700
10	249,000	204,700	184,600	146,500	119,100
11	257,100	211,500	190,900	152,300	124,500
12	265,200	217,900	197,200	158,100	129,800
13	273,400	224,000	203,500	163,900	134,800
14	281,600	230,100	200,800	168,800	139,600
15	289,800	236,200	215,600	173,700	144,400
16	298,000	242,100	221,400	178,300	148,800
17	306,200	248,000	227,200	182,700	153,100
18	313,800	253,900	233,000	187,100	157,400
19	321,000	259,800	238,800	191,400	161,700
20	328,200	265,600	244,600	195,700	166,000
21	335,400	270,700	250,400	199,900	170,000
22	342,200	275,800	253,200	204,100	174,000
23	348,400	280,900	261,300	208,300	177,700
24	353,700	286,000	266,400	212,500	181,400
25	358,300	291,100	270,200	216,500	184,500
26	362,900	295,700	273,300	220,400	187,600
27	362,900	299,100	273,300	223,300	190,700
28	362,900	300,000	273,300	226,200	193,800
29	362,900	300,000	273,300	229,100	196,200
30	362,900	300,000	273,300	229,100	198,500

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	229,500	—	87,900	—
2	236,200	167,800	91,900	74,400
3	243,200	174,200	96,600	77,100
4	250,200	180,600	101,300	79,800
5	257,200	187,000	106,000	82,800
6	264,300	193,400	110,700	86,600
7	271,400	199,800	115,500	90,400
8	278,500	206,300	120,300	94,600
9	285,600	212,800	125,300	98,900
10	292,600	219,300	130,300	103,200
11	299,500	225,800	135,400	107,800
12	306,400	232,300	140,800	112,300
13	313,000	238,800	146,600	117,000
14	319,600	245,300	152,500	121,800
15	324,000	251,800	158,700	126,600
16	328,300	164,800	131,300	116,000
17	3264,800	170,900	136,000	117,000
18	3271,300	177,000	140,700	121,800
19	3277,800	183,200	145,400	126,600
20	3284,200	189,400	149,600	130,300
21	3290,600	195,600	153,700	125,500
22	3297,000	201,800	157,800	129,500
23	3202,900	208,000	161,800	133,800
24	3208,800	214,200	165,800	138,000
25	3212,800	220,400	169,800	142,100
26	3226,200	173,800	21,200	146,100
27	3231,900	177,800	27,700	150,100
28	3237,500	181,700	28,400	153,800
29	3243,100	185,100	28,700	158,000
30	3248,700	188,500	30,300	164,700
31	3253,400	191,500	31,100	169,500
32	3257,800	194,400	32,000	172,000
33	3262,200	197,300	33,000	174,100
34	3266,200	200,000	34,000	176,200
35	3270,100	202,000	35,000	178,100
36	3274,000	206,000	36,000	182,400
37	3276,800	207,000	37,000	186,700

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに對する校長、教頭、教諭、差額教諭、助教諭、美術助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 教育職俸給表(三)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	226,800	—	79,800	—
2	233,100	142,800	83,700	74,400
3	239,400	148,900	87,900	77,100
4	245,300	155,100	91,900	79,800
5	252,200	161,400	96,600	82,800
6	258,600	167,700	101,300	86,600
7	264,900	174,000	106,000	90,400
8	271,200	180,300	110,700	94,600
9	276,900	186,600	115,500	98,900
10	282,600	192,700	120,300	103,200
11	288,000	198,700	125,300	107,600
12	293,400	204,700	130,300	112,000
13	297,900	210,700	135,400	116,400
14	302,400	216,700	140,800	120,800
15	306,300	222,700	146,600	125,200
16	312,700	228,700	152,500	129,500
17	318,000	234,700	158,700	133,800
18	321,300	240,700	164,700	138,000
19	324,200	246,600	170,800	142,100
20	3284,200	252,500	176,800	146,100
21	3290,600	258,400	182,800	150,100
22	3297,000	263,800	188,800	153,800
23	3202,900	268,700	194,500	157,500
24	3208,800	273,400	200,200	160,800
25	3212,800	277,700	205,600	163,900
26	3226,200	281,300	210,900	166,700
27	3231,900	284,100	216,200	169,500
28	3237,500	286,900	221,500	172,000
29	3243,100	289,700	226,500	174,100
30	3248,700	293,400	231,400	176,200
31	3253,400	296,200	236,200	178,100
32	3257,800	299,000	240,900	182,400
33	3262,200	303,700	245,300	186,700
34	3266,200	307,500	249,700	190,000
35	3270,100	311,300	253,700	193,300
36	3274,000	315,100	257,200	196,600
37	3276,800	318,900	260,700	200,000

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに對する校長、教頭、教諭、差額教諭、助教諭、美術助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

号俸	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	257,000	円	—	129,100	円	102,000	円
2	265,100	163,900	135,000	107,400	86,400	81,800	—
3	273,300	170,700	140,900	112,800	91,000	—	88,500
4	281,500	177,500	146,800	118,200	95,600	—	83,100
5	289,700	184,300	153,100	123,600	100,600	—	88,200
6	297,900	191,100	159,400	129,100	105,600	—	83,300
7	306,100	198,000	165,900	134,900	110,700	—	77,300
8	313,800	204,900	172,400	140,700	115,800	—	70,400
9	321,000	211,800	179,200	146,500	120,900	—	72,400
10	328,200	218,700	186,000	152,400	126,000	—	74,500
11	335,400	225,600	192,900	158,300	131,100	—	68,500
12	342,200	232,800	199,800	164,400	136,200	—	70,400
13	348,400	240,900	206,700	170,500	141,200	—	77,200
14	353,800	249,000	213,600	176,600	146,100	—	74,500
15	358,400	257,100	220,300	182,700	151,000	—	77,200
16	363,000	265,200	226,400	188,800	155,700	—	80,100
17	373,400	273,500	232,500	194,900	160,400	—	83,000
18	381,600	281,600	238,600	200,900	165,000	—	85,400
19	389,800	289,800	244,400	206,900	169,300	—	85,400
20	398,000	298,000	250,200	212,700	173,500	—	92,500
21	305,200	256,000	218,500	177,500	140,900	—	90,200
22	310,200	261,800	224,300	181,400	151,000	—	94,800
23	315,200	266,900	230,100	185,300	160,400	—	97,100
24	320,200	272,000	235,800	189,100	173,500	—	99,300
25	325,200	276,800	241,400	192,800	181,400	—	101,500
26	330,200	281,600	247,000	196,300	199,100	—	103,100
27	334,300	286,300	252,600	201,900	204,700	—	108,600
28	338,400	289,700	257,700	204,900	208,300	—	115,800
29							119,000
30							121,400
31							123,800
32							126,200
33							127,600

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準するもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、助教授、講師、助教、手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	—	円	—	円	—	円	円
2	—	—	—	—	—	84,600	74,500
3	—	—	—	—	—	88,500	68,500
4	—	—	—	—	—	80,300	70,400
5	187,500	183,800	98,200	98,200	—	—	—
6	195,200	140,300	103,300	103,300	86,700	74,500	—
7	203,300	146,900	108,400	108,400	90,800	77,200	—
8	211,400	153,500	118,500	118,500	95,200	80,100	—
9	219,500	160,100	118,900	118,900	99,800	88,000	—
10	228,300	166,700	124,300	124,300	104,800	90,200	—
11	237,100	173,300	129,800	129,800	109,800	87,800	—
12	245,900	179,700	135,300	135,300	114,800	92,500	—
13	254,800	186,100	140,800	140,800	119,800	97,100	—
14	263,700	192,500	146,300	146,300	124,800	99,300	—
15	272,600	198,800	151,600	151,600	129,800	99,300	—
16	281,500	204,100	156,900	156,900	134,500	101,500	—
17	289,300	209,500	162,200	162,200	138,600	103,100	—
18	308,100	215,000	172,400	172,400	146,800	115,800	—
19	316,900	223,600	177,300	177,300	150,800	121,400	—
20	325,700	228,200	182,200	182,200	154,800	126,200	—
21	333,200	232,300	187,100	187,100	158,700	131,400	—
22	338,700	237,400	192,000	192,000	162,600	136,800	—
23	344,200	241,900	196,800	196,800	165,800	142,700	—
24	349,100	246,400	201,100	201,100	169,000	147,700	—
25	354,000	250,500	205,200	205,200	171,400	151,400	—
26	358,000	254,600	208,300	208,300	173,800	153,800	—
27	257,900	211,400	214,500	214,500	161,100	136,800	—

備考 この表は、成績所等で人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、助教授、講師、助教、手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	俸給月額
	等級の 等級	等級の 等級	等級の 等級	等級の 等級	等級の 等級
1	238,100	181,600	—	108,800	円
2	246,200	189,600	158,100	115,200	円
3	254,300	197,600	165,800	121,600	円
4	262,400	205,700	173,700	128,000	円
5	270,500	213,800	181,600	135,400	円
6	278,500	221,900	189,500	142,900	円
7	286,500	230,000	197,400	150,500	円
8	294,100	238,100	205,400	158,100	円
9	301,700	246,200	213,400	165,700	円
10	309,300	254,300	221,400	173,800	円
11	317,000	262,400	229,400	180,900	円
12	324,700	269,800	236,200	186,900	円
13	332,200	277,200	243,000	193,000	円
14	339,700	284,600	249,400	199,100	円
15	345,900	292,000	256,800	205,200	円
16	352,100	299,300	263,200	211,300	円
17	358,300	306,200	268,600	217,400	円
18	363,800	313,100	275,000	223,500	円
19	368,400	320,000	281,400	229,200	円
20	373,000	325,900	286,800	233,300	円
21		331,800	292,200	237,400	円
22		335,900	297,200	240,300	円
23		340,000	300,700	245,600	円
24		344,200	304,200	249,000	円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で入院料別で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(二)

号 俸	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	俸給月額
	等級の 等級								
1	229,400	187,400	167,100	141,700	104,800	84,900	74,800	—	円
2	238,300	195,400	173,500	147,800	109,800	88,400	77,800	70,400	円
3	247,200	203,600	180,000	153,900	114,800	92,100	80,800	72,500	円
4	256,200	211,800	186,500	160,100	119,800	95,800	84,200	74,600	円
5	265,200	220,000	193,200	166,400	124,800	100,100	87,600	77,400	円
6	274,300	228,200	199,900	172,800	130,000	104,400	91,300	80,300	円
7	283,400	236,400	206,600	179,200	135,200	109,000	95,000	83,200	円
8	292,500	244,700	213,400	185,600	140,600	113,600	98,600	85,300	円
9	301,600	253,000	220,200	192,000	146,000	118,200	102,200	87,400	円
10	310,700	260,700	226,900	198,400	151,400	122,800	105,800	89,500	円
11	316,700	268,400	233,600	204,700	156,800	127,400	109,400	91,500	円
12	322,100	275,800	240,300	210,800	162,200	131,600	112,700	93,500	円
13	327,500	281,700	246,900	216,900	167,600	135,800	116,000	95,000	円
14	332,500	287,600	252,200	222,800	172,900	140,000	119,000	101,000	円
15	337,500	293,400	257,500	228,000	178,200	144,200	122,000	105,200	円
16	341,800	297,500	261,100	223,100	183,400	148,300	124,900	108,100	円
17	346,700	264,700	237,700	188,200	152,000	127,400	117,400	107,400	円
18					242,200	193,000	155,600	129,900	円
19					245,600	196,500	159,000	132,300	円
20					249,000	199,800	162,400	134,200	円
21					253,000	203,000	165,200	136,300	円
22					256,300	205,300	167,400	137,500	円
23					260,700	207,600	169,500	139,600	円
24					265,000	209,900	171,600	141,700	円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤士、栄養士その他の職員で入院料別で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	特1等級	俸給月額				俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		1等級	2等級	3等級	4等級				
1	163,700	127,700	109,400	83,200	73,100	169,700	132,600	113,800	86,800
2	175,700	137,600	118,300	90,400	75,600	181,700	142,600	122,800	94,100
3	188,100	147,700	127,300	97,800	88,200	194,500	152,900	131,900	101,600
4	201,000	158,100	136,500	105,400	90,300	207,500	163,400	141,100	109,300
5	214,100	168,700	145,700	113,200	97,700	220,700	173,900	150,300	117,100
6	227,300	179,100	154,800	121,000	105,100	233,900	184,300	159,500	124,900
7	240,500	189,500	164,200	128,800	112,400	247,100	194,800	168,900	132,700
8	255,700	200,100	175,600	136,600	119,600	259,400	205,300	178,300	140,400
9	270,400	210,500	183,000	144,200	126,100	275,100	215,700	187,700	148,000
10	279,200	220,900	192,400	151,800	132,600	282,700	231,000	201,400	159,400
11	286,200	234,800	205,900	163,200	144,100	293,600	248,400	216,900	174,400
12	298,600	242,400	213,300	170,700	150,100	301,000	245,400	216,900	174,400
13	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	222,500	181,800
14	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	185,500
15	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	188,800
16	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
17	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
18	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
19	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
20	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
21	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
22	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
23	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
24	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
25	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
26	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
27	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
28	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
29	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100
30	301,000	248,400	219,700	178,100	155,900	301,000	251,000	224,900	191,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	330,000
2	360,000
3	400,000
4	442,000
5	477,000
6	512,000
7	555,000
8	598,000
9	637,000
10	680,000
11	718,000
12	740,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で適用する。

は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けたこととなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

1 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(勤勉手当の額の特例)

2 昭和五十一年六月に改正前の法第十九条の四の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の法第十九条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内訳)

3 切替期間における異動者の号俸等

昭和五十一年四月一日(以下「切替日」といいう。)の前日において職務の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれまで受けた期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(勤勉手当について)改正後の法第十九条の四又は前項の規定による給与の内訳とみなす。

(人事院規則への参考)

5 附則第一項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六十八万円」を「七十四万円」に改め、同条第三項中「九十万円」を「百五万円」に改める。

第四条第一項中「一万六千五百円」を「一万八千円」に、「一万八千五百円」を「三万円」に改める。

第九条中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 級 月 額
内閣総理大臣	一、四五〇、〇〇〇円
國務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、〇五〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長 宮内庁長官	八八〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官	七四〇、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長 内閣官房副長官 侍従長	七三〇、〇〇〇円
	七三〇、〇〇〇円
	七一八、〇〇〇円
	六三七、〇〇〇円
	五六七、〇〇〇円
	八八〇、〇〇〇円
	七三〇、〇〇〇円
	七一八、〇〇〇円
	六三七、〇〇〇円
	五六七、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

官 職 名	俸 級 月 額
大使	八八〇、〇〇〇円
五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	七三〇、〇〇〇円 七一八、〇〇〇円 六三七、〇〇〇円 五六七、〇〇〇円 八八〇、〇〇〇円
公使	七三〇、〇〇〇円
四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	七一八、〇〇〇円 六三七、〇〇〇円 五六七、〇〇〇円
	七三〇、〇〇〇円
	七一八、〇〇〇円
	六三七、〇〇〇円
	五六七、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官職名	俸給月額
八号俸	二八七、五〇〇円
七号俸	二六二、五〇〇円
六号俸	二三七、五〇〇円
五号俸	二一三、〇〇〇円
四号俸	一九〇、五〇〇円
三号俸	一六九、五〇〇円
二号俸	一五二、五〇〇円
一号俸	一四〇、〇〇〇円
秘書官	一一三、〇〇〇円

(沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「六十七万円」を「七十三万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

第十八条第二項中「四千三百三十円」を「四千五百円」に改める。

第二十五条第二項中「四万三千八百円」を「四万五千七百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 120,700 123,600 126,200 131,600 137,000 142,500 147,900 153,300 158,700 164,100 169,500 174,900 180,400 185,900 191,400 196,900 202,400 207,900 213,400 218,800 224,200 229,100 233,800 238,500 243,200	円 115,400 120,800 126,200 131,600 137,000 142,400 147,800 153,200 158,600 163,900 169,200 174,500 179,900 185,300 190,700 196,100 201,600 207,100 212,600 218,000 223,400 228,300 233,000 237,700 242,400	円 110,900 116,300 121,700 127,100 132,500 137,900 143,300 148,700 154,100 159,400 164,700 170,000 175,400 180,800 186,100 191,500 196,800 202,100 207,400 212,700 217,900 222,300 227,500 232,200 236,900	円 100,100 105,500 110,900 116,300 121,700 127,100 132,500 137,900 143,300 148,700 154,100 159,400 164,700 170,000 175,400 180,800 186,100 191,500 196,800 202,100 207,400 212,700 217,900 222,300 227,500 232,200 236,900	円 95,300 99,600 104,800 110,000 115,200 120,200 125,300 130,400 135,300 140,300 145,100 149,900 154,600 159,300 163,400 167,500 171,600 175,700 179,400 197,900 202,300 206,700 211,100	円 88,700 92,000 95,300 99,200 103,500 107,700 111,800 115,900 120,000 124,300 128,500 132,700 136,900 141,100 145,300 149,500 153,700 157,900 162,100 166,300 170,500 174,700 178,900 183,100 187,300 191,500 195,700 200,000	円 85,000 88,300 91,600 94,800 103,500 107,700 111,800 115,900 120,000 124,300 128,500 132,700 136,900 141,100 145,300 149,500 153,700 157,900 162,100 166,300 170,500 174,700 178,900 183,100 187,300 191,500 195,700 200,000	円 78,500 82,800 87,100 91,400 103,500 107,700 111,800 115,900 120,000 124,300 128,500 132,700 136,900 141,100 145,300 149,500 153,700 157,900 162,100 166,300 170,500 174,700 178,900 183,100 187,300 191,500 195,700 200,000	円 75,700 80,000 84,300 88,600 103,500 107,700 111,800 115,900 120,000 124,300 128,500 132,700 136,900 141,100 145,300 149,500 153,700 157,900 162,100 166,300 170,500 174,700 178,900 183,100 187,300 191,500 195,700 200,000

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号俸	指 定 職	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		円 330,000	1	258,100	円 199,100	円 125,400
2		360,000	2	269,500	207,400	176,700
3		400,000	3	280,900	215,900	183,700
4		442,000	4	292,300	224,800	190,800
5		477,000	5	303,800	233,700	197,900
6		512,000	6	315,300	242,600	205,100
7		555,000	7	326,800	251,500	212,400
8		598,000	8	338,300	260,400	219,800
9		637,000	9	349,800	269,300	227,200
10		680,000	10	361,200	278,200	234,700
11		718,000	11	369,700	286,700	242,100
			12	376,200	295,100	249,500
			13	382,700	303,300	256,900
			14	388,600	309,800	264,200
			15	398,700	316,200	271,500
			16		320,800	277,300
			17			283,100
			18			287,100
			19			244,200
			20			249,500
			21			254,800
			22			258,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

号俸	陸 将		陸 将 補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 副	2 等 陸 副
	陸 将	海 将	海 将 補	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 副	2 等 海 副
	空 将	空 将	空 将 補	1 等 空 佐	2 等 空 佐	3 等 空 佐	1 等 空 副	2 等 空 副
	俸 給 月 額		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	(一)	(二)	円	円	円	円	円	円
1	330,000	278,800	241,100	206,400	178,200	—	144,600	126,700
2	360,000	290,600	250,200	213,700	184,700	171,200	150,700	132,400
3	400,000	302,400	259,300	222,400	191,900	177,500	156,900	138,100
4	442,000	314,200	268,500	231,400	199,100	184,000	163,100	148,800
5	477,000	326,000	277,700	240,600	206,400	191,100	169,300	149,600
6	512,000	337,800	287,100	249,800	213,700	198,300	175,500	155,400
7	555,000	349,600	296,300	258,900	221,200	205,500	181,800	161,200
8	598,000	361,600	305,500	268,000	228,700	212,700	188,100	167,000
9	637,000	373,500	314,400	277,100	236,300	219,800	194,400	172,900
10	680,000	382,200	321,500	285,900	243,900	226,900	200,800	178,800
11	718,000	388,900	328,400	294,400	251,500	234,000	207,300	184,700
12		396,600	333,200	302,800	259,200	241,100	213,800	190,600
13			337,900	310,900	267,000	248,100	220,500	196,500
14			342,600	317,400	274,600	255,000	226,700	202,400
15			347,300	323,800	282,100	261,900	232,900	208,000
16				328,500	289,600	268,700	238,800	213,500
17				333,200	296,900	273,900	244,000	219,000
18				337,900	303,400	279,200	249,000	224,400
19					309,800	284,100	253,900	229,800
20					314,500	288,800	258,800	234,700
21					319,200	293,500	263,500	239,400
22								244,100
23								248,800
24								
25								

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

附 則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

昭和五十一年四月一日(以下「切替日」といふ。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあっては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する房俸と同一の当該職務の等級における房俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

前項の規定により切替日における俸給月額を決定された職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条。以下「一般俸給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員につては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受けける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第一号)による改正

前的一般俸給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との衡衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職務の等級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

附則第一項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

十月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一四七九号)

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第一四七九号)

第一四七九号 昭和五十一年十月八日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 山口県萩市椿東六、五〇五〇五ノ二
内山勇

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一九〇三号 昭和五十一年十一月十四日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 香川県高松市世之内五ノ一二
木智子外二十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一号中正誤

正

ペシ段行誤

彈力的に
公務員法

タクニカル

公務員法
定員

タクニカル

公務員法
定員